

昭和五十六年六月十二日

四日市市議定会定例会會議録（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十六年六月十二日(金) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一〇号 昭和五十五年度四日市市繰越明許費について
- 第四 報告第一一号 昭和五十五年度四日市市事故繰越について
- 第五 報告第一二号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
- 第六 報告第一三号 四日市市土地開発公社の経営状況について
- 第七 報告第一四号 財団法人四日市市レジャー施設協会の経営状況について
- 第八 報告第一五号 専決処分の報告について
- 第九 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………議案説明
- 第一〇 議案第七一号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 第一一 議案第七二号 四日市市農業共済条例の一部改正について……………
- 第一二 議案第七三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第七四号 委託協定の締結について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四〇名)

森	森	水	松	前	堀	堀	古	橋	野	野	生	永	中	谷	田	高	高	佐	後	後	小	粉	喜	川	川	金	大	大	小	伊	伊	小	青
		野	島	川	内		市	本	呂	崎	川	田	村	口	中	木	井	野	藤	藤	林	川	野	村	口	森	谷	島	川	藤	藤	井	山
安	真	幹	良	辰	弘	新	元	増	平	貞	平	正	信		基	三	光	長	寛	博			幸	洋		喜	武	四	雅	信	道	峯	
吉	朗	郎	一	男	士	衛	一	蔵	和	芳	蔵	已	夫	保	介	勲	夫	信	六	次	次	茂	等	善	二	正	正	雄	郎	敏	一	夫	男

○欠席議員（四名）

平野行信	坂口正次	訓覇也男	宇治田良市	渡辺一彦	山本忠勝	山中路一剛	山口信生	山口孝
------	------	------	-------	------	------	-------	------	-----

○出席議事説明者

市長公室長	収入役	助役	助役	市長	加藤寛嗣	三輪喜代司	坂倉哲男	平井清三	阿南輝彦
-------	-----	----	----	----	------	-------	------	------	------

水道事業管理者	教育長職務代理者 教育次長	消防長	次長	病院事務長	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長
村山了	長谷川照男	渡辺靖三	河村昭郎	藪田裕	石井三夫	山口一見	内田忠泰	樋口照一	宮田利雄	岩山義弘	毛利道男	伊藤治郎	矢田三郎

次 長 奥 村 仁 人

代表監査委員 伊 藤 涼 一

○出席事務局職員

事務局 長	川 合 一 郎
議事課長補佐	板 崎 大 之 丞
主 事	鈴 木 晴 美
主 事	玉 田 耕 士
主 事	金 森 伸 夫

午前十時二分開会

○議長（前川辰男君） ただいまから、昭和五十六年六月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

出席要求をいたしました議員説明者の氏名は、お手元に配付の議事説明者要求書写しのとおりであります。

永年勤続議員表彰状等伝達の件

○議長（前川辰男君） 会議に先立ちまして、去る五月二十七日東京で開催されました第五十七回全国市議会議長会定期総会におきまして、山口信生君が三十年以上の勤続議員として、伊藤信一君、山本勝君の両君が十五年以上の勤

続議員として、青山峯男君、小井道夫君、小川四郎君、粉川茂君、小林博次君、後藤寛次君、高井三夫君、橋本増蔵君、以上の八名の諸君が十年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰を受けられ、また伊藤信一君が全国市議会議長会公害対策特別委員会副委員長及び国会対策委員会委員としての功績に対し感謝状を受けられましたので、ただいまから表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

なお、勤続議員の表彰につきましては、十一名の方を代表して山口信生君、山本勝君及び高井三夫君に伝達させていただきます。

それでは山口信生君、山本勝君、高井三夫君、伊藤信一君は議場中央にお進み願います。

〔山口信生君壇上に進む〕

○議長（前川辰男君）

表 彰 状

四日市市

山 口 信 生 殿

あなたは市議會議員として三十年の長きに亘って市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第五十七回定期総会にあたり本会表彰規程により特別表彰をいたします。

昭和五十六年五月二十七日

全国市議会議長会会長 平 田 甚

〔表彰状授与〕（拍手）

〔山本 勝君壇上に進む〕

○議長（前川辰男君）

表彰状

四日市市

山本 勝殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第五十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

昭和五十六年五月二十七日

全国市議会議長会会長 平田 甚

〔表彰状授与〕（拍手）

〔高井三夫君壇上に進む〕

○議長（前川辰男君）

表彰状

四日市市

高井 三 夫殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第五十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

昭和五十六年五月二十七日

全国市議会議長会会長 平田 甚

〔表彰状授与〕（拍手）

〔伊藤信一君壇上に進む〕

○議長（前川辰男君）

感謝状

四日市市

伊藤 信 一殿

あなたは全国市議会議長会公害対策特別委員会副委員長として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものとありますので第五十七回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

昭和五十六年五月二十七日

全国市議会議長会会長 門田 武雄

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（前川辰男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において川村善善君及び後藤寛次君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から六月二十二日までの十一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から六月二十二日までの十一日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一〇号 昭和五十五年四日市市緑越明許費について、ないし

日程第八 報告第一五号 専決処分報告について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第三、報告第十号昭和五十五年四日市市緑越明許費について、ないし日程第八、報告第十五号専決処分の報告についての六件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十号は、昭和五十五年一般会計予算及び公共下水道特別会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、一般会計におきましては地方改善施設整備事業費四件で三億九千六百二十八万二千円を、公共下水道特別会計におきましては、下水道管布設事業費等二件で五千三十万円をそれぞれ繰越したもので、いずれも次年度に繰越しを予定されるものとして予算で定められたものであります。

報告第十一号は、昭和五十五年一般会計予算及びと畜場食肉市場特別会計における事故繰越し繰越計算書でありまして、一般会計におきましては北部埋立処分場雨水調整池築造工事費等二件で九千八百三十一万円を、と畜場食肉市場特別会計におきましては、と畜場新築事業費一億九千五百八十九万九千七百七十四円をそれぞれ種々の事情によりやむを得ず昭和五十六年度に繰り越したものであります。

報告第十二号から報告第十四号までは、財団法人四日市市開発公社、四日市市土地開発公社及び財団法人四日市市レジャー施設協会の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき報告するものであります。

報告第十五号は、交通事故等による損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（前川辰男君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 専決処分の中です、自動車事故における損害賠償に七十七万という損害賠償が出ておりますが、これはどういう車がどの程度の事故を起こしたのか、安い車ならば大体買えるような金額のように思いますが、その点を少し詳しく報告願いたいと思います。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

(建設部長(山口一見君) 登壇)

○建設部長(山口一見君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

本件につきましては、昭和五十六年三月十六日、中国天津市の友好訪中団が本市へ来訪されるに先立ちまして、農業施設の視察経路であります上海老町地内の未舗装道路を整備するために五十六年の三月十六日午後二時ごろ、当市の維持課の作業車をもちまして路面の不陸整正、敷砂利散布のために自動車の荷台を上げまして走行作業中、当該道路に建てられております四日市市農業協同組合所有の有線の放送施設であります架線に接触をいたしまして、そのためにコンクリート柱十本が損傷または折損ということで、これらの修理費の金額につきまして農業協同組合と示談を成立しまして支出させていただいたものでございます。大変不注意な点もございましてまことに申しわけございません。以上のようなことで今後十分注意をいたしまして、かかる事故のないように努力させていただきますのでご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長(前川辰男君) 堀 新兵衛君。

(堀 新兵衛君登壇)

○堀 新兵衛君 「と畜場新築事業費一億九千五百八十九万九千七百七十四円をそれぞれ種々の事情によりやむを得ず昭和五十六年度に繰り越したものであります」とありますが、種々の事情とは何であるか詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長(前川辰男君) 産業部長。

(産業部長(宮田利雄君) 登壇)

○産業部長(宮田利雄君) お答え申し上げます。この食肉市場の工事につきましては、五十四年、五十五年で事業

を進めてきたわけですが、ご承知のように食肉のと殺解体業務を中断せずに並行しながらなおかつ既存の施設を壊し、そしてそこへまた新しい施設をつくってきたわけでございます。したがって、と殺部分につきましては第一次工事と第二次工事にまず区分をいたしました。そして第一次工事につきましては、いわゆる豚の係留それからと殺解体処理、この事業をやったわけでございますが、当然それには既存施設である牛のと殺場とそれからいわゆる冷蔵庫を解体しなきゃなりません。そうするとその間にありました豚のと殺場の横へ牛のと場を新たに仮設でつくりまして、そして工事を進めてきたわけです。そうしますと、仮設でございますが、ああいった危険を伴う作業等でございますので、やはりその都度状態を見ながら部分修正をやらなきゃならぬという問題も生じてまいりました。それから、その工事が終わりました時点にはいわゆる第二次工事を始めたわけでございますが、現状では繰り越しております事業はいわゆる第二次工事分、いわゆる牛のと殺解体関連の施設でございます。それをやはりすでにできました第一次工事の豚の完成した施設の中に、さらに、牛のと殺仮設工事も一次やりながらやってきたわけでございます。したがって、いわゆる二重、場合によっては三重の作業を余儀なくされたわけでございます。したがって、そういう仮設をつくりながらやっていく過程でいわゆる微調整といいますが、そういう点が生じてまいりましたので、それとやはり本来やっております業務の、と殺業務を戦力低下しないでこれ続けなければならぬ。五十五年度の実績を見ますと豚で六万頭、牛で三千六百頭の処理がされております。これは一日平均牛で約十二頭、豚で約二百頭の処理がすてになされておったわけです。ですから、そういうと殺解体業務を縮小せずにやらなきゃならぬということとでずいぶん現場は努力したわけでございます。そういう種々の事情もございまして、どうしてもやむを得ず第二次工事の付帯工事は終わっておりますけれども、いわゆる内装、外装、それからそれに関連するレール等の設備、さらには関連する備品、そういったものが遅れたわけでございますが、現状では予定どおり工事が進捗をいたしております。

す。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 財団法人四日市市開発公社の経営状況の報告が出されているわけですが、この財団法人四日市市開発公社が五十五年度におきましても三重平中学校校舎増築工事を行っております。また、五十六年度の事業計画の概要を見てまいりましても三重西小学校校舎増築工事を行うことになっておりますが、ここで改めて財団法人四日市市開発公社がこうした教育施設の整備を、建設工事を進めることができる根拠といえますか、よりどころといえますか、これを財団法人四日市市開発公社の寄附行為の規定上の問題等を含めてお尋ねをしておきたいと思うわけでございます。

いま二つの学校名を上げましたが、これらはいずれも開発公社が団地造成をしたところの小中学校の問題でございますけれども、それ以外の地域のたとえば文教施設の整備ということについて開発公社が関与できるのかどうか、それを実際に工事を進めることができるのかどうか、この辺も含めて明確にお答えをいただきたいと思っております。従来も問題にしたこともございますが、改めて後々の参考のためにこの機会に伺っておきたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまご質問の財団法人四日市市開発公社におきまして小学校を築造しておるわけでございますけれども、これにつきましては、団地内におきまして学校を建てる場合におきましては、いわゆる五省協定によりまして学校の工事を先行いたしましたもそれを後年度に三カ年でもって補助を受けられるということが協定されておりますので、それによりまして実施を行っておるわけでございます。それ以外の場所につきましては財団法人の寄附行為の規定等にも触れますので行っていないということが現状でございます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 団地内の小中学校は、そうしますと財団法人の寄附行為の規定を離れてできるということなんです。団地造成したところ以外のところは財団法人の寄附行為の規定に触れるのではないかと、やっぺいなとおっしゃるわけですが、そうすると団地内のこととは五省協定で国庫補助との関係で、この寄附行為の規定には外れるけれどもやっているんだということです。いま坂倉助役のご答弁聞きますと、そんなふうに受けとめられたんです。その辺はつきりしていただきたいのと、いずれにしても、私は現在の財団法人四日市市開発公社において国庫補助の問題とかそういうものはひとつたな上げにいたしましたも、現在の寄附行為の諸規定上から、団地造成、開発公社が団地造成したところの以外の地域においてもそうした文教施設の整備、建設ということはできるんだと私は理解しております、でそれがそうでないんだということならばその辺を明確にさせていただく必要があるということですね、その辺ひとつお願いします。

○議長（前川辰男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ご質問に対する趣旨を間違えまして大変申しわけございません。

法人の公社の寄附行為の中に第四条で「住宅及びこれに付帯する施設の建設」というふうになっておりまして、こ

の中で付帯する施設ということで学校を造成している、実施しておるといふ状況でございます。その中で五省協定が結ばれておりまして、五省といえますのは大蔵省、文部省、自治省、厚生省、建設省とこの五省でございますが、その協定に基づいて市から後年度に予算措置をして買い取ってもらっておると、こういう状況でございます。四条では、「住宅及びこれに付帯する施設の建設、経営または分譲」と、こういうふうになっておりまして、この付帯する施設ということを読みかえて学校を実施しておるといふ状況でございます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 そうしますと、現在の財団法人四日市市開発公社の寄附行為の規定上からは団地を造成し、それに付帯する施設としての範疇でとらえた小中学校の整備、それしかできないような規定になっておるといふことですか、四条以外の諸規定もずっと全部押さえてですよ。全部整理してみてもそれ以外はできないということになっているんだということも明確にご答弁になれますか。私はそのことを尋ねておるんです。その四条の問題もあるでしょうが、その辺があいまいですからね、明確にひとつしていただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 教育次長。

〔教育次長（長谷川照男君）登壇〕

○教育次長（長谷川照男君） 公社公団が学校建設を立替え施行する場合がございますが、これは数年前に先ほど助役が申し上げましたように五省協定が結ばれて、宅地開発に伴いまして急増する地域に限って施行ができると、こういうことになっておりまして、四日市の場合で申しますと三重団地の教育施設、幼稚園も含めまして開発公社にお願いしておる。桜台の場合は三重県の住宅供給公社にお願いしておるわけでございますし、一方笹川団地につき

ましては日本住宅公団の方で融資をしていただいてそして学校を建設する。そして三年以内に国庫補助金をもらいましてその補助金を小学校あるいは中学校施設の譲受けということで、償還にしておるわけでございまして、四日市の開発公社の場合に三重団地に限定いたしました。いまのところは、そして小中学校、幼稚園の立替え施行を市が開発公社からの受託事業として実施いたしておる、こういうことでございます。

なお、これらの学校建設の立替え施行につきましては、数年前も教育民生委員会でしたか議論があったかと思えますが、他市におきまして、たとえば横浜市、尼崎市等におきましては学校建設公社を設立いたしましたので全部立替え施行をやっておる、こういう事例があるわけでございます。ただし四日市の場合は、公社の場合は三重団地に限定してやっておる、こういうことでございます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 補足させていただきます。

いま坂倉助役、それから教育次長の方からご答弁申し上げましたとおり、この学校建設につきましては相当多額な経費が必要となってまいります。したがって、これに対しては国庫補助というものをわれわれはどうしても期待しなければならぬ、そして補助がつけばその裏に起債というものがついてくる。そして本市の財源がそれで軽減されていくと、こういうのがまず前提でございます。そうなりますと、ただいま教育次長が申し上げましたように、もし、一開発公社で先行して普通の、この五省協定以外のところでやった場合には補助がつかない、こういうことになってまいります。そうなりますとやはり市の持出しが多くなるという財政的に非常に苦しくなる。苦しいときでございますし、また市民にそれだけの負担をかけていくことになりまして、これはやはり五省協定で認められてお

って国が補助の対象としておるもののみ、公社の方の委託を受けて市がやり、公社でやってもらうと、こういうのがいまの実態でございます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は何段構えか聞いておるわけです。国庫補助の問題はひとつたな上げにしまして、財団法人四日市市開発公社の寄附行為の諸規定からは先ほど坂倉助役が第四条を挙げられましたけれども、四条以外のすべての規定から推してこういう団地造成をしたところ以外の文教施設の整備は財団法人四日市市開発公社でできるのか、できないのかと、できないような規定に明確になっておるのかどうかと、その辺をお答えいただきたいんですが、長谷川教育長職務代理も、また三輪助役もその辺はお答えになってないわけですわ。まずそれをお答えください。それでその国庫補助問題はもう一遍またお尋ねします。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） いま寄附行為を私ここに持っておりませんので、もう一度これは検討してみないと的確なご答弁ができないと思いますが、ただいままでのご答弁をいたしましたような方法で、いままで公社の学校建設については運営をしてきておると、そのこと自体が市にとってプラスになっておると、こういうふうに思っております。残念ながらちよっといま寄附行為ございませんので、寄附行為何条でどうだっということについてはお答えいたしかねます。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午前十時三十八分休憩

午前十時五十二分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 先ほどは財団法人の四日市市開発公社の寄附行為が手元にございませんでしたの的確なご答弁ができなくて失礼いたしました。この財団法人の寄附行為によりますと、まず第一条に目的というんですか、これは目的とは書いておりませんが、これちよっと読ませていただきますと、「この法人は、四日市市の策定する開発計画に準拠し、住宅並びに産業立地に必要な用地その他必要な用地及び施設を整備することにより秩序ある地域の開発を促進し、もって市経済の伸長と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。」と、こういうことでございます。開いて、いわゆる四日市市の開発計画に準拠いたしまして住宅とかあるいは産業立地、こういうふうなものについて用地あるいはそれ以外の施設を整備すると、そして秩序のある地域の開発を促進しまして市全体の経済を發展させてそれを市民に還元して福祉を向上していくと、これが目的でございます。この目的を受けまして第四条、ただいま坂倉助役から第四条の第一項だけ答弁がございましたが、「公社は第一条の目的を達成するため次の事業を行う。」と、こうなっております。その中に一号といたしまして、「住宅及びこれに付帯する施設の建設、経営または分譲」、これは住宅を建てまして、それによってそれを経営していくかあるいはまた分譲していくかと、こういうことでございます。これは、ここで言う住宅とは一戸建ての住宅もございまして、主として住宅団地、集合住宅的なものを考えてお

ります。そういう中で当然大きな住宅団地、たとえば三重団地あるいは高花平あるいはあさけと、こういうふうなところで住宅団地を造成してまいりますと当然保育所とかあるいは学校とか、こういうような付帯設備が必要になってまいります。これによりまして、五省協定によって国の方はこれは補助対象にしてあげましょうと、やりなさいと、やってもよろしいですよと、こういうことで現在の三重団地の学校建設等々が行われているのでございますし、この五省協定はただいま教育次長からご答弁申し上げましたように県の住宅供給公社においてもやはり同じようなことがなされておりますし、あるいはまた住宅公団においても同じようなことがなされておるのでございます。で、二号には次にこう書いてございます。「住宅敷地の取得、造成、維持管理、分譲または処分。」、これは住宅敷地に限って寄附行為では、行われる事業が限定されております。それから、三号は住宅建設についての一般的な指導でございます。四号は、産業立地に必要な用地の取得、造成、管理、処分またはあつせんと、したがってこれは工場用地等々につきましては、開発公社で先に先行取得をしながら後で分譲してもよろしいとしますと、こういうことでございます。五号では、その他必要とする用地の、これはあくまで用地でございますが、取得、造成、維持管理、処分またはあつせんと、こういうふうなその他の事項で一応弾力的なものを五号に入れております。六号でその他関連付帯事業、いわゆる一、二、三、四、五、これに関連する付帯事業はやってもよろしい、こうなつてまいりますと一般的に全市の見た場合に、たとえばA地区の学校を三重平のような方向で、方向づけでやれるかどうかということでございますが、この寄附行為では私どもといたしましてはまず非常に不可能であると、非常というよりも不可能であるというふうに判断をいたしておるのでございます。したがって、ただいまご答弁申し上げましたように一般的な市内の学校建設等々につきましては、この寄附行為ではできない、したがってやれないと、こういうふうに判断をし、いままでこれによって公社を運営してきておるというのが実態でございますのでご理解賜りたいと思います。以上でございます。

ます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私の理解としては、現在の開発公社の寄附行為の諸規定から見ましても、そういう団地造成したところ以外のところについても可能であるという理解を、そういう解釈をいまでもいたします。しかし、助役の方ではそういう不可能だと、できないんだというお考えのようでございます。しかしですね、第一条のこの目的からすれば、助役のこのご答弁の立場に立ちましても第四条において行う事業の内容を非常に限定的に規定しておるわけでした、第四条の規定を第一条の目的に照らして一定手直しするならば、たとえば教育長職務代理者が言われましたような学校建設公社を新たにいくらなくても可能であると、そういう意味ではさらに可能であるというふうに理解をいたしますが、その点だけちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。つまり、第四条の規定上の問題、第四条に一定手直しを加えれば現在の財団法人四日市市開発公社、そしてその第一条の目的に背離することなく、できるんだと、そういう道が開けるといふふうに理解をすることは可能であるというふうに思うわけですが、その点のご所見を伺っておきたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問は、私なりに解釈させていただきますと、仮定に対するご質問だと思っておりますが、現時点におきましては過去何年間公社、これによって運営をし議会のご理解も得ておりますので、いまの時点においてこれに対してそれがどうだこうだという、どういうふうに思うんだというご質問でございます。

れども、ちょっと私もいまそれができるかどうかということについてはお答えいたしかねますのでご理解賜りたいと思います。まことに申しわけございません。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第九 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし

日程第一三 議案第七四号 委託協定の締結について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第九、議案第七十号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし日程第十三、議案第七十四号委託協定の締結についての五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第七十号職員給与条例の一部改正案は、職員の扶養親族の認定の限度額について国の措置に準じて引上げをしようとするものであります。

議案第七十一号市税条例の一部改正案は、去る四月一日から施行されました地方税法の一部改正に伴い法人市民税の法人税割税率を改正しようとするものであります。

議案第七十二号農業共済条例の一部改正案は、農業災害補償法の一部改正に伴い果樹共済について共済金額の設定方法の改善、共済金掛金の延納制度の新設、損害てん補方式の改善と合理化等果樹栽培農家の経営の実情に合わせて

制度の改善を図るため所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十三号消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める法令等の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため補償基礎額等の引上げ、ほか損害補償の内容を改善しようとするものであります。

議案第七十四号は、日永終末処理場（第三系統）建設工事について、金額五億五千万円をもって日本下水道事業団と委託協定を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。なお、例年六月議会でご審議いただいております工事請負契約関係につきましては、鋭意努力いたしておりますが、種々の事情により日を改めてご提案いたしたいと存じますので、よろしくご了解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（前川辰男君） この際、報告いたします。

監査委員から報告が十三件まいっております。すでにお手元に送付いたしておりますのでご了承願います。

○議長（前川辰男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、六月十六日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時四分散会

昭和五十六年六月十六日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十六年六月十六日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青  
村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山  
幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯  
善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○欠席議員（二名）

平 宇 渡 山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古  
 野 田 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市  
 行 良 一 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元  
 信 市 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一

橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜  
 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野  
 增 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也  
 蔵 和 芳 蔵 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等

○出席議事説明者

市	助	助	助	市長公室長	総務部長	財政部長	市民部長	福祉部長	産業部長	環境部長	都市計画部長	建設部長	下水道部長	病院事務長
加藤	三輪	坂倉	平井	阿南	矢田	伊藤	毛利	岩山	宮田	樋口	内田	山口	石井	藪田
寛代	喜代	哲男	清三	輝彦	三郎	治郎	道男	義弘	利雄	照一	忠泰	一見	三夫	裕

○出席事務局職員

消	防	長	長	教育長職務代理者	教育次長	水道事業管理者	次長	代表監査委員	事務局次長	議事課長補佐	主事	主事	主事
渡	河	村	長	長	長	村	奥	伊藤	川合	板崎	鈴木	玉田	金森
靖	昭	仁	昭	照	川	山	村	藤	一	大之丞	晴美	耕士	伸夫
三	郎	了	郎	男	川	山	村	涼	一	丞	美	士	夫

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（前川辰男君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配付しました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいてっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 おはようございます。それでは、通告の順序に従いまして質問させていただきます。

初めに、ことは「完全参加と平等」をテーマとする国連が定めた国際障害者年であります。国連では、国際障害者年に当たって決議で、世界で約四億五千万人と推定される心身障害者に対して、次の五つの目的で各国がともに行動するよう呼びかけられたのであります。一、障害者の社会への身体的及び精神的適応を援助すること。二、障害者に対して適切な援助、訓練、医療及び指導を行い、適当な雇用の機会を創出し、また障害者の社会における十分な統合を確保するためのすべての国内的及び国際的努力を促進すること。三、障害者が日常生活において実際に参加すること、たとえば公共建築物及び交通機関を利用しやすくすることなどについての調査研究プロジェクトを奨励すること。四、障害者が経済、社会及び政治活動の多方面に参加し、及び貢献する権利を有することについて、一般の人々を教育し、また周知すること。五、障害の発生予防及びリハビリテーションのための効果的施策を推進すること。以上のテーマと五つの目的を定められたことは、国際障害者年において各国が、人類が地球上、国連事務局推定四億五千万人の心身に障害のある人々に思いをいたし、障害を持つ人々のために、さまざまな行動をとることを確認し合ったものであります。

わが国の障害者数は、児童も含め約二百三十万人前後と推定されていますが、いままでの障害者対策は十分なもではなく、範囲も医療、教育、労働、生活の個別的施策に偏っているのが現状であります。国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」でわかるように、障害者の雇用が最重要課題となっております。この面で、各国の取組みが求められています。わが国でも、確かに身体障害者雇用促進法が昭和三十五年に制定されて、これによって企業並びに公共団体に対し、一定割合以上身障者を雇用することが義務づけられておるのであります。しかし法律はあっても労働省が昨年十月に発表いたしました身体障害者雇用状況によりますと、法定雇用率一・五%を下回る企業が全体の四八・八%にもぼっております。しかも、大企業になるほど雇用率は低く、千人以上の従業員を持つ企業では、わずか〇・九%にすぎません。身体にハンディのある人を社会が仲間として受け入れるとともに、手を携えて進んでいくのが福祉社会としてのあり方ではなからうかと思っております。

昨年の十二月、本市において行政機関の代表者、有識者、また障害者団体代表の方々の参加による四日市国際障害者年推進協議会の結成並びに発足がなされておられますが、その後の施策、ご意見、ご要望等がありましたらご様子をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、昭和三十五年四月一日に精神薄弱者福祉法が施行されて、国及び地方公共団体の精神薄弱者の福祉について国民の理解を求める努力とともに、更生の援護と必要な保護を実施しなければならないとする責務が定められている

のであります。福祉都市実現を第一とする加藤市政の、社会的に弱い立場にある方々が社会の一員としてひとしく進んで行動できるよう、社会環境づくりとして県内では二つの精神薄弱者授産施設として、県の施設のいなば園と市内西日野町にあります市の施設の共栄作業所だけではありません。定員三十人が通所されております共栄作業所と、また市内野田町の三浜紙器には分所として六人の方が就労されていると伺っております。去る昭和五十三年十二月の定例会において、私は共栄作業所について二、三のご要望を申し上げました中で、通所されている方々の通勤旅費の負担軽減について、身障者の方々のガソリン代の助成並びにタクシー代の助成にちなんで、わずかながらも交通費の助成をさせていただき大変喜んでおりましたところ、最近保護者の方々から実施内容につきまして、交通費助成を受けている方が三十六名に対してわずか九名の方で、保護者の収入に応じてB階層の二人の方が全額見ていただき、C階層の七人の方が二分の一を助成していただき、D一からD十四まで階層が設けられておられますが、助成なしという全くもってお粗末な限りで平等を欠いた有名無実もはなはだしいと思います。

現在、共栄作業所に通所されている方三十名のバス及び電車の一カ月の交通料金が、最低の方で泊から通所されている方が二千三百円、最高があさけが丘から通所されている方が一万七千九百九十円であります。平均四千八百円強でございます。それぞれ保護者の方々は、先ほどの収入の段階に応じて負担金を支払われておられます。保護者のご家庭でも、共栄作業所に通所するようになってからは明るくなり、働く喜びが出てきて本当に皆様方のご支援、ご協力を感じておられますが、何しろ現代の苦しい世の中で甘えになると思うが少しでも助けていただければとご要望が非常に多いのであります。現在三十名の方が一カ月十四万三千八百四十円の交通料金を使われ、そのうち九名の方が一カ月六万四千二百三十円で、助成が一カ月三万八千五百八十円ということで、年間四十六万二千九百六十円というお粗末さで、残りの二十一名の方は恩恵に浴さないという不公平を来しているのであります。いままし階層をなくして全員平等に、全額とはいかないまでも三分の二か二分の一か、前進ある助成をお願い申し上げますが、いかがですか、お尋ねいたします。

なお、分所である野田町の三浜紙器へ通所されている方々六名に対しましても、差別なく、たとえ雇用契約がなくとも一般企業及び公共団体と同じく、何らかの通勤費を見てあげてもいいのではないかと思います。また、一面大きく国の施策として県、市一体となって、身体障害者の国鉄などの旅客運賃の割引制度がありますように、精神薄弱者の方々にも昭和四十八年から療育手帳がA判定とB判定の二種類で該当者の方に交付されておりますので、学生割引のごとく国鉄及び近鉄、三重交通、三岐鉄道等に働きかけて割引制度導入に力を入れていただきたいと思いますが、加藤市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、都市再開発についてお尋ねいたします。

さきの都市再開発特別委員会の報告書によりますと、特に再開発マスタープラン策定の必要性、再開発事業に対する住民の理解と円滑な事業の推進のための基本的な施策について、各地域で当面している諸問題が分析されておりまます。最近、富田、富洲原地区においてなされた民間資本による紡績工場跡地の宅地化、市事業としての赤堀地区小集落改良事業、さらに旧市立病院跡地の一部住宅用地としての活用や、石原産業中里住宅跡地の再開発など小規模な開発が進められておりますが、こうした開発は部分的な都市構造としてそれなりに意義や効果はあるわけですが、この種の再開発や長期的な展望に立って、かつ地域全体の都市計画の中での位置づけ、すなわち再開発マスタープランの策定が不可欠ではないかと思うのであります。その中での民間資本の導入あるいは開発の誘導規制は、事業推進の手法として効果的であるとともに、再開発の部分的、段階的推進としての位置づけも可能であると思うのであります。

都市計画法によりますと、快適で有効な国土形成のために、第一種、第二種住居専用地域、住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域等々に区別を定め、行政、官公署は、それぞれ地域の实情に応じて指定し、快適な住居並びに商工業の発展を期するための都市形成に努めなければならないとありますが、ここにこれとは相反して逆行しているミニ開発が、いまや大資本を誇る大手不動産会社によって強行されようとしているのであります。四日市市の阿倉川地区は、羽津地区、川原町地区に並んで古くから三重県の重要な地場産業である萬古焼を生産する工場が密集しており、昭和三十三年以来萬古焼を發展育成するため、都市計画法に基づく準工業地域に指定されておるのであります。同地域に従来より存在する住宅は企業に関連する住宅のみでありますから、いままでは何のトラブルもなく平穩な工場地帯として發展してまいりましたが、このたび不動産仮処分命令申請として裁判所に建築禁止の仮処分を依頼する事件が起きたのであります。この工場群の真ん中の元製陶工場跡地四千二百平方メートルを内密のうちに大手不動産会社が買い受け、この地域には初めての約二十件もの分譲住宅を建設すべく工事に着手しようとしたことが発覚して今回の事件となりました。

申請人が保全を必要とする理由の一に、跡地の周辺一帯は広範囲にわたり準工業地域であり、四日市市はかつて公害都市として世の注目を集めた公害裁判によって、立法、行政、企業における公害対策に大きな影響を及ぼしたことは記憶には新たなことでもあります。第二に、準工業地域とは、従来住居と工場の混在している地域にして、著しく環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増し、發展を期するための地域として指定された地区でありながら、この土地の工場といえども工業であるために、著しい公害の発生——危険の程度は低いとしても、騒音、震動、ばい煙、汚水の流出、粉じん、悪臭、交通災害、その他の公害を完全に防ぐことはできないのが現状ではなからうかと思えます。第三に、住居地域と準工業地域とは、本来ニューサンスの許容限度、受忍限度を異にするものであって、準工業地域は商、工、住分在を容認しているからといっても、建築基準法は、かかる土地に将来大規模な住宅が開発建築されることまで予想されなかつたと思えます。この地内にある各工場は、この地帯としての性格から相互にニューサンスを出し合っているため、いわばお互いさまのこととして受忍、許容されてきたのであります。これまで何ら問題は起きてこなかつたのであります。第四に、この地域に新たに住宅を建設、入居することは、準工業地域指定の趣旨に反し、望ましいことではなく、将来新入住民と各工場との間にトラブルの発生は火を見るよりも明らかであります。そうなれば各工場は、夜間操業の中止、大型特殊トラック等の出入り制限、巨額の公害防止設備の導入等により、莫大な損失をこうむることは必至であり、企業の存在を危なくして産業の振興に相反することはなほだしいのであります。第五に、萬古焼は、三重県において地場産業として重要な位置を占めており、国においてもこの重要性を認めて、この地を昭和五十四年八月十日通商産業省告示第三百五十五号をもって、産地中小企業対策臨時措置法第二条第二項の規定に基づいて指定したものであるのです。したがって、この地域は国、県、市ともに力を合わせて地場産業の發展育成に努めているときに、申請人らの工場のご真ん中に多数の分譲住宅を建設して新入居者を募り、トラブルの起こる行為をすることは、公共の利益を阻害し、また申請人らの営業を妨害するおそれのあることを誘発するとともに、利益追求を図ろうとすることは、反社会性の行為にして権利の乱用であると強く訴えておるのであります。

この件につきましては、再三再四市の助役を初め都市計画部長に陳情を申し上げたところ、一、市としては特別の指示、指導はできない、二、できることは両者の話合いの場をつくることと程度だと言って逃げ腰である、三、市としては現在特別の条例をつくっていないが、阿倉川地区は地場産業地域としてその保護地域としてはいるが、住居をつくってはならないという法律がないのと言って取り合っていないだけなこと、四、市としては工場側の心

配並びに気持ちは十分わかるが、特別な指示、指導は法律的にできない、あとは大手の不動産会社をお願いするだけです、と言って力になっていただけないと非常に行政に対する不信を抱いておられますが、いかがですか、お尋ねいたします。

さらに、不動産会社においては一方的で、法律に違反していないから話合いに応じようとはせず、思案に余ったあげく告訴に踏み切ったと聞いておりますが、なぜ親切に根気よく、不動産会社より社長並びに重役級の人を呼んで話合いの場を持たなかったのかと残念でなりません。去る四月二十三日には主幹ほか一名を呼び、市も立ち会って第一回、また五月八日には部長、次長、主幹と話合っておりますが、二回目の話合いは市の理事者側は忙しいと立ち会っていただけなく、不動産会社では、一、従前どおりの考えより一步も前進せず、基本方針は変更しない、二、上司より現状方針どおりということの変更の指示がないこと、三、工事の一時中止についてはノーコメントであるなど、誠意のないままに今日に至ったのではなからうかと思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

公害の発生を未然に防止して快適な環境を保全することは、いまや時代の要請であります。そこで、横浜市においては、最近工業地域、準工業地域内における住宅建築指導を、要綱を定めて、前にも申し上げました弊害を防ぐために強く行政指導することを聞いております。また、神奈川県下においても、関係者の事前協議制を取り入れるなど指導基準を定めて強く行政指導を進めていると聞いておりますので、何とぞよろしく、よくよく都市再開発のマスタープランに立っていただき、なお地場産業育成に最優先をもって活力あふれる地域にミニ再開発ができるよう、加藤市政の実力を発揮していただきたくお願い申し上げます。

次に、住環境についてであります。昭和五十四年十二月の本会議で、桜地区への産業廃棄物処分場設置計画に対して、県の環境保全事業団よりお話があり、その件について私は三滝水源地の上流であるがために変更していただきたいと申し上げておりますが、その後の地元での話合い並びに進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、かねてより懸案事項である平山物産悪臭公害に対する対策についてであります。さきの議会において、平山物産閉鎖については今度は県が中心になってやるから、市の方も一緒になってやっていただきたいと協力要請があり、一度交渉した経験を生かして不運転の決意で当たると申されておりますが、その後の交渉結果についてお尋ねいたします。

次に、新化製工場の設置場所である河原田地区並びに塩浜地区における関係地域での理解状況についてお尋ねいたします。楠町に対しても、県が話合いの場がとれたと聞き及んでおりますが、いかがですか、わかっていたらお知らせください。さきに田川知事が「社会変化に対応できる行政を」と題した対談の中で、市の行政と県行政との関係について、現在、平山物産問題とか四日市工業高校跡地利用問題、桜地区への産業廃棄物処分場問題等いろいろな懸案事項があるのですが、県の対応といった点についての質問に対して、知事いわく、本来のこういった問題は市側がびしびしやっっていくべき課題ですと申されております。また、桜地区への産業廃棄物処分場問題については、埋立地が完成するまでのつなぎの役として桜地区へお願いしたと、こう称しているのです。産業廃棄物を山奥へ捨てるということは原則として私も反対なんですと知事のお話がありました。いかがですかお尋ねして、第一回の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問にお答えをいたしますが、私のお答えしない点については、それぞれ助役あるいは担当部長からお答えをさせていただきます。

まず、共栄作業所の問題でございますけれども、現在共栄作業所はご指摘のありましたように三十名定員で二十九名の方々がたしか通っておられるというふうに思っております、それらの方々が事業として携わっていただいておりますのは、萬古関係の作業とダンボール関係の作業でございます、現在の段階では自立あるいは社会復帰のための訓練を受けておられる、こういう体制になっております。で、この共栄作業所に続きまして、中間的な社会復帰の訓練所といたしまして三浜作業所の方がご協力をいただいております。また、共栄作業所で行われますいろいろな行事には、この六名の方々も参加をしていただいております、こういった状況にあるわけでございます。ただ残念ながら、最近の景気のダウン等がございまして、月収が減少をできておるといのが今日の実態でございます。私も、ダンボールあるいは萬古関係の事業だけでなしに、広く企業に呼びかけまして、できるだけこういった方々ができるような作業を見つけていただいて受注の増大を図ってまいりたいというふうに考えておるのでございます。

先ほどご指摘のありました通勤費の問題でございますけれども、これは私も考えましてもう少し何とかできないかというように考えておりましたが、この措置費の助成の問題とも含めまして補助をどう適正なものにしていくか、皆さん方にもう少し喜んでいただけるようにすることができるといことを今後再検討いたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。なお、この共栄作業所は南部の方に偏っておりますので、真ん中から北にお住まいの方々からは、北の方にもというご要請が強く出ております。こういうようなことを考えまして、調査をやるということにいたしておりますが、この調査結果を踏まえまして、施設の整備というものも考えてみたらばというふうにいま思っておる段階でございます。皆さん方のご協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、ミニ開発の件につきましては、実は私は新聞で初めて知ったという状況でありますので、関係者の方からご答弁をさせていただきます。

それから、平山物産問題でございますが、新化製場の建設につきましては、すでにご説明申し上げたとおりでございます。県、市でプロジェクトをただいま組みまして、三重県の公害審査会に、公害対策に万全を期するため化製場建設についての諮問をいたしております。現在各専門委員の先生方にご審議をいただいておりますが、六月末ごろにこの答申が得られる予定になっております。この答申を遵守いたしまして新しい化製工場の建設計画を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたい。

それから、地元の各地区の状況でございますが、まず河原田地区でございますが、自治会の役員の改選が今年春に行われましたから後、特に要請のございました川尻、大治田二地区に対しまして住民の方々にもう一度説明会を開きました。さらに、先進都市の化製工場を視察していただきまして、化製工場の公害防止設備についての認識を深めていただいたのでございます。今後、先ほど申しました公害審査会の事前審査の内容を皆さん方に説明書にいたしましてお配りをいたしますとともに、公害防止協定書につきましてもご理解を深めていただくように準備を進めておる段階でございます。それから、塩浜地区でございますが、連合自治会役員会に公害事前審査の内容あるいは河原田地区の皆さん方と同様公害防止協定書の内容をご説明申し上げまして、地区の環境対策委員会の答申に基づく自治会の意向集約についてお願いいたしますとともに、河原田地区同様住民の方々への説明を行うようただいま準備を進めておる段階でございます。それから、楠町の方でございますが、これは県とともに楠町ご当局に対しまして再々にわたりまして協力をお願いをいたしてきております。そして、できれば地元の説明会の開催あるいは先進地のご視察等をお願いしておるのでございますが、まだそこまではいっておりませんが、次第次第にいまのままでもいけないうちはなかるるかという空気が醸成をされつつあるやに仄聞をいたしておるのでございます。私も、県とともに楠町

に対して今後さらにお願いを続けてまいりたいというふうに思っております。

それから、新しい化製工場でございますが、これは事前審査の内容が決まり内容が答申をされた上でボーリング地質調査を行って工事に入っていくということでございますが、その大前提はやはり関係地域の方々のご理解を得るということが大前提でございます。いつオーケーということになりましても準備のために着手がはかれるというようなことのないようにしたいというふうには考えておりました。そのための準備を先ほど申しましたように、市のプロジェクトをつくっていま進めておる段階でございます。なお、平山物産そのものにつきましては、新しい化製場ができません平山物産がそのまま残っておるといような状態では困りますので、やはり平山物産との交渉に県市ですでに入っております。平山物産の社長の意向では、新しい化製場ができるならば自分の方はもう廃業をいたしたい、そのための話し合いをしようではないかというふうなことで、これから廃業していただくための各種の要件についての話し合いを進めようというふうな段階になっております。

以上が今日まで平山物産につきましての、あるいは新しい化製場建設につきましての概要でございます。なお、県の関係でございますが、私はやはり県、市というものは十分コミュニケーションをとって双方が意見がはらばらにならないように、特に今日のように広域行政ということが言われております段階におきましては、県、市の意志疎通を図っていくということが一番大切なことではないかというふうに思っております。先ほどのお話では、知事の意向が示されたようでございますが、私どもが今日直接知事に聞いておりますのは、産業廃棄物を早く何とかしなきゃならぬというお話でございます。その線に沿ってわれわれも努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 国際障害者年につきまして、国際障害者年推進協議会が設置され協議を進めているはずだが、その後のご意見、ご要望があったら聞きたいというお話でございましたが、これまで国際障害者年の推進協議会は二回持っております。そうした中で、市として本年度の事業についての協議をいたしましたわけでございますが、啓発活動あるいは社会参加、雇用あるいは福祉サービス、教育等々についての協議でございますが、総論的な協議が多かったわけでございます。こうした中に、それぞれ切実な障害者からのご意見もお聞きしまして、これからの政策に反映していこうということになるわけでございますが、今後引き続き持ちまして、障害者のための福祉施策の見直し、あるいは障害者の社会参加を積極的に進める施策を長期的な展望のもとに進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

次に、身体障害者の方々については、国鉄の割引、それに伴い、それぞれの私鉄関係の交通機関も割引されておるといことでございますが、精神薄弱者の方についてはこの割引制度がない、これについてひとつそうした制度を設けることができないかというお話でございますが、この問題につきましては、田中議員がおっしゃるように、確かに不公平な問題があるということ、療育手帳制度ができた折に、その有益な活用ということで障害者関係の団体であります日本育成会がございしますが、そうしたところ、あるいは厚生省関係、厚生省の行政機関等々、大蔵省あるいは国鉄当局に積極的な交渉を持ったわけでございますが、現実問題としては、国鉄の赤字問題が非常に大きな問題になっておりました、こうした面から現状としては対応できないというような結論になっておるようでございます。確かに精神薄弱者の方々からのこうした要望もわれわれお聞きはしておるわけでございますが、現実問題としては非常にむずかしい問題だと。まして、市独自でそうした交通関係の企業と話し合いをするということも非常に無理があると

思いますので、県等と十分この点は協議して考えてまいりたいと思うわけでございます。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 田中基介議員からご指摘のありましたミニ再開発の件につきましては、阿倉川一三四七番の二、四千二十二平米、約千二百二十五坪の開発行為でございます。三交不動産株式会社より建売住宅十九戸を建設しようとするものでありまして、昭和五十五年十二月二十五日開発許可となり、五十六年五月二十一日に工事完了届が提出されておるものでございます。これは現都市計画法上は適法でございます。三重県知事より法二十九条の規定により許可されたものでございます。当該地区の用途は、ただいまお話ありましたように準工業地域でございます。まして、これに第一種特別工業地区がかぶさっているところでございます。準工業地域といえますと、住宅と工場の混在を認めながら、環境の悪化をもたらすおそれのない工業とその利便を増進するため定める地域でございます。設定基準からまいりますと、一、地場産業育成、用途混在の現況等の観点から見て、住宅との混在がやむを得ない区域、また幹線道路の沿道等で流通業務施設、沿道サービス施設等集中立地している区域、また集中することが予想される区域等ということになっております。また、その上にかぶさっております第一種特別工業地域でございますが、これは橋北、海蔵、羽津地区の一部約百八十四ヘクタールでございます。当初昭和五十年一月十六日に指定しております。目的といたしましては、地場産業の保護、育成を図るため、窯業及びその関連業種並びに住宅と混在して差し支えない業種に制限しております。具体的な建築制限といたしましては、準工業地域内に建築してはならないもの、それから準工業地域内で建築を許可されているものうち萬古窯業と混在することが好ましくないもの、これらは市条例で決められており、窯業以外の業種を厳しく制限しているわけでございます。その他商業地域、近隣商業地域内で建築してならないものを本地区にも適用いたしております。たとえば劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場等でございます。要は住宅と工業の混在の両立を認めつつ、特に窯業以外の工業につきましては、準工業地域で認められているものでも公害の発生が起こりやすい危険性のある業種について制限をしており、商業、近隣商業地域並みに厳しくするとともに、劇場、キャバレー、トルコ等も制限しているところのところでございます。

以上のごとく本地区におきましては、住宅、窯業系工場の両方を考えていかねばなりません。今回の件につきましては両者の話し合いが必要でございます。市といたしましては話し合うための指導、協力をしたいわけでございますが、今後とも努力していく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 桜地区に計画が立てられております産業廃棄物の最終処分場の問題で、その後の経過について若干申し上げたいと思います。

当件につきましては、昭和五十四年の三月以降、そこでの埋立事業の概要等につきまして、地元自治会長会あるいは各町の自治会の組長会、あるいは各自治会の全員の皆さんへの説明会というような形でいろいろ説明を、三重県環境保全事業団と一緒に重ねてきたわけでございますけれども、現在なかなか十分ご理解を得るに至っていない現状でございますし、それとあわせて環境アセスメントの実施につきましても、ご理解を得るようお願い申し上げておるところでございますが、これにつきましても、現時点では残念ながらご理解を得るに至っていないという状況でございます。しかし、四日市市の現状から申しましても、産業活動に伴って生じます廃棄物がいろいろございますが、その中には従来から、過去から経験的に無害というふうな判断されるような、たとえば陶磁器くずのようなものもか

なりあるわけでございまして、そんなような意味から、できますれば経験的にも安全が確認されるような形で埋立てをいたします物の窓口を狭めてでも何とかここでの最終処分場の確保がしたいというのが、四日市市にとっても偽らざる実情でございますので、そのような意味で何とかその辺のご理解が得られるように今後も重ねて自治会の区長さん方の会合の席へお願いを申し上げていくという考え方でおりますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（前川辰男君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 市でつくられました障害者年の推進協議会の件でございますけれども、具体的な説明がなかったので、聞くところによりますと、このメンバーも交代者が出て、また新たに人選をしていかなければならない、こういうお粗末な状況だそうでございますね。したがって、先ほどのそういうふうな抽象的な話ばかりで具体化されなかったと思っておりますので、早急にやはり障害者年にふさわしいそれだけの対応でひとつつくっていただきたい、このように思います。

二つ目に、ミニ開発の件でございますけれども、法的には別にと言われて強行されると、後において不動産会社は入居者に対してはその状況を話して納得をいって買っていただくといえますけれども、買われた方は何千万という資本をおろして一生住みつく場所でございます。必ずトラブルは起きます。その対応に対してどうお考えなされているのか、もう一步突っ込んだお話を聞きたいと思っております。

それから、産廃についてでございますが、私が港の議員のときに、管理者である田川知事が幸い環境保全事業団の理事長でありますので、再三にわたってお願いいたしました。そういったしますと、最後の議会におきまして、新しい計画はしておるけれども、先ほどお話し申し上げた対談のように山における捨て場は考えたいとしかしまつなぎにと、こういうことを言われましたので、さらに最後に住宅地——ちょうどテクノポリス構想で住宅地また学園都市、また中小企業の優秀な産業都市としていく上においても今後問題が残るんじゃないかとそういう意味から安全なものならもっと早くできるんじゃないかと、こういう点が心配されるのでひとつもう一回答弁を願いたいと、こういうこととお聞きしましたならば、理事長である知事から、桜地区の問題はせっかくお願い申しておりますけれども、どうしてもご理解いただけなければ他の地区に転進せざるを得ないというつもりでおります、ということでご知事自身が理事長自体が新たな地域を考える、こうおっしゃってみえますので、ひとつその点を、わざわざ後で悔いを残さないように、私も水源地の上であるがために心配するわけです。そういう意味でひとつよろしく再度のご答弁をお願いして終わりたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 一番最後のご質問、産廃の問題の知事の答弁は、私も当時副管理者として承知をいたしております。しかしながら、私どもの四日市市といたしましては、活力ある産業都市ということを基本構想の中でも掲げております。やはり産業都市として活力を出していこうとするならば、必ずやそこに産廃というものが出てくるという事は、これは当然のことでございます。この処分というものは県の責任でございますが、市としても協力をしていかなきゃならないというふうに私どもは思っておりますし、これは一例を挙げれば、産業都市の裏方の仕事であるというふうにも私ども承知をいたしております。したがって、それと現在立地を県の環境保全事業団が予定されておるところは、いまご指摘のように水源の上でございます。したがって、これに影響のあるものについては一

切私どもはここへ投棄をしてもらっては困るということも申し入れてございますし、県自体もこれについては十分理解をいたしております。

したがって、ただいま環境部長が申し上げましたように経験的に、あるいは科学的に、学術的に絶対無害であるというものだけを放らせてくれ、こういうことでございますので、一層今後とも住民の方々のご理解を得ながら何らかの手を打ってまいりませんと、現在の状況では産廃の処理に行き詰まってくるであろうというふうに理解をいたしておりますので、私どもはこの点知事の答弁にもございましたけれども、県自体それじゃどこへ持っていくんだということ聞いてみますと、なかなかまだ予定地も見つかからないようなことでございますし、将来の四日市港の埋立ての中へ投棄をしなければならぬということも知事は言っておりますが、これとてもまだ日が相当な期間が必要になってまいりますので、その間のつなぎということでは何とか地元のご理解を得るように、しかも四日市市に悪影響を残さないということを絶対的な条件としてお願いをしておりますから、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） お話のありましたように、株式会社チップトン三重ほか二名から津地方裁判所四日市支部に建築工事禁止仮処分申請がなされ、紛争が生じておりますので、十八日に第一回の審尋の期日が持たれるわけでございまして、司法の結果を見ながら解決に努力していきたい、かように思っております。

○議長（前川辰男君） 十分程度休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

午前十一時七分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 質問の通告をさせていただいております三問につきまして、市長初め関係理事者にお尋ねいたします。市民が心豊かなふるさと四日市あるいは住みよい四日市という自信と誇りを保つことができるようご回答を期待するものでございます。

第一問につきましては、都市環境の整備と防災都市の宣言につきましてお伺い申し上げます。

市長は、総合計画の中で四つの都市像を述べられておりますが、その一つといたしまして、「住みよい都市の建設」を掲げております。すなわち土地利用、水利用、公害対策、消防防災、治山治水、交通安全、道路交通機関、住環境、緑と都市美というような内容になっております。そこで、私もたびたびお尋ねをいたしておるわけでございますが、いままでの中も含めまして、このたび第一点といたしまして都市環境の整備についてお伺いいたします。

私は、健康な都市・四日市でありたいと考えております。すなわち四日市市を健康診断、仮称環境カルテを作成する必要があらうかと思っております。私も、都市再開発、公災害、住環境の整備などたびたび発言をしておりますが、一歩進めるために、四日市市環境カルテを作成し、整備及び改善に一層の努力が急務ではないだろうかと思っております。健康な都市・四日市を建設するためには、地域別に診断し、問題点を明確にして、問題のある件については治療すなわち整備や改善を、行政と地元で十分協議を重ねて、それぞれ地域に見合ったやり方で完治すべき

であろうと日ごろ考えております。したがって、健康な都市・四日市を建設するために、仮称四日市市環境カ  
ルテを作成して具体的に取組まれるお考えはないか、お伺いするものでございます。

第二点は、防災対策の一つといたしまして、無線施設の設置を希望するものでございます。基本計画の中で消防防  
災につきましましては、火災、大地震等からする市民の生命と財産を守るため、消防救急体制と施設装備の充実ないし石  
油コンビナート等については、自衛防災組織の充実強化と防災教育により事故防止の徹底を期しますと述べられてお  
ります。この実施状況と事故による報告、連絡体制はどのようになされておるのででしょうか。去る六月十一日午前零  
時四十二分ごろ、昭和四日市石油におきまして爆発したのではないだろうかと感じられる騒音がございました。近所  
の方々は、びっくりいたしましたして外へ飛び出してきたのでございます。もし不幸にして危険物や有害なガスの事故で  
あったらどうしたらよいかと不安がつるばかりでございます。このようなときに、地元への連絡、避難などの指示  
等については、電話などより無線施設で各地域一斉に連絡ができるよう体制づくりが大切ではないかと考えておりま  
す。四日市市防災会議条例及び四日市市災害対策本部条例施行規則、また防災に関する各種条例はございますが、ど  
のような体制で地元住民に迅速かつ的確に指示及び避難誘導ができるのでしょうか。災害対策本部活動配備基準の  
中では、警戒体制として、一つ、三重県に次の警報のいずれかが発令されたとき、(一)といたしましては暴風雨警  
報、(二)大雨警報、(三)洪水警報、(四)高潮警報となっております。二つ目には、東海地震の強化地域内に警  
戒宣言が発せられたとき、三つ目には、震度五以上またはそれに準ずる地震があったとき、四つ目には、その他異常  
な自然現象または人為的原因による災害で市長(本部長)が当該配備を必要と認めたときとなっております。石油コ  
ンビナート等の事故や災害につきましましては、四つ目が該当するように思います。この場合、関係地元民に連絡が完全  
にでき得るには、どれほどの時間を要するのでしょうか。地元住民は不安でなりませんし、一刻も早く住民に連絡す  
るためには無線施設を完備することが必要であろうと考えております。千葉県は市川市、埼玉県は北本市及び上福岡  
市など、各都市で防災無線施設を設置いたしております。また、日常の行政についても活用されていると聞いてお  
ります。この点につきましましてお答えを願いたいと思います。

第三点には、四日市が防災都市の宣言をすべきではないかと思うのでございます。四日市市は、昭和三十八年三月  
に四日市市防災会議条例が制定され、その後四十六年九月及び五十二年十月に一部改正されております。その第二条  
一項に「四日市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること」とうたわれております。私は、一歩進めて仮  
称防災都市・四日市を宣言して、企業にもなお一層の防災対策とあわせて防災意識の向上を促して、市民の生命と財  
産と幸せを守るために大切な宣言ではないかと思いますが、この点につきましましてお答えを願いたいと思います。

第二間につきましては、町づくり、コミュニティづくりにつきましましてお伺いいたします。

本市は、緑と太陽のある豊かな町づくりが指針となっております。市長は、総合計画の中で、今日混沌の時代を迎  
えたとはいえ、それを乗り越えてこの四日市をより美しく、より住みやすく、より安全な、より豊かな、みんなが自  
信を持って誇り得るふるさとに成長発展させていかなければなりませんと述べられております。本市は、すでに二十  
八地区に地区市民センターとして活動しているのですが、市長の意のあるものに沿い得るには、地域に見合  
った市民センターの充実と職員の充実が急務であろうと思いますが、この点についてどのようにお考えか、お伺い  
いたします。なお、秋田市におきましては、クリーンアップ実行委員会が組織されました。青年会議所を中心にして発  
足されているのでございます。魚の住むきれいな川を、またきれいな公園として、清掃作業を通じてコミュニティー  
づくりを行っております。また、山形県の長井市では、水と緑と花の長井、活力と安らぎの町を目標にして市民委員  
会が設置され、三部に分かれております。一つは水部会、二つは緑部会、三つには花部会を組織しております。この

方々が積極的に実践活動をしているのでございます。さらに、奈良市には、住民のコミュニティづくりの一助として、一、ご苦労さん・早寝早起き運動、二、植樹二百万本運動、三、向こう三軒両隣の清掃に責任を持ち、ごみ一つない、蚊、ハエの一匹もない清潔な町づくり運動、四、もったいない運動、五、怠ける者をなくす運動と五つの運動を行っております。その他多くの都市でアイデアのある町づくり、コミュニティづくりに取り組んでおられます。当四日市におきましても、地域に見合ったユニークな運動を通じて、市民総ぐるみで楽しく実行ができる町づくり、コミュニティづくりが大切であろうと思います。さらに、この楽しいコミュニティづくりの中で、各行政の効率化、社会教育、家庭教育、中でも問題になっております非行青少年防止などに大きな前進と効果があるのではないのでしょうか。この点も含めまして、市民センターの充実、職員の充実につきましてお答えを願いたいと存じます。

第三問につきましては、農水産と消費対策について伺いいたします。

生活するにつまましては衣食住が大切でございます。その衣食住のうち、特に食についてお尋ねをいたしたいと思っております。

第一点は、農業の振興につままして伺いいたします。中日新聞に「財界主導の農民いじめ政策反対」という見出しで減反に高まる危機感ということで、県下の農家十万户が署名されて請願されるという記事がありました。私は、政府の農業政策は農家を苦しめると考えております。また、このたびの第二臨調での農政見直し論も好ましくないと、いうふうな気がしてなりません。これは別にいたしまして、私は四日市内の農業の振興あるいは後継者育成等を促進すべきであると思っております。それとともに市民に一元でも安くするために販売、流通問題等を検討し、さらなる場合によっては消費運動も必要ではないかと考えております。四日市の農協が取り扱われました中の野菜の生産計画などをお伺いいたしましたところ、主なものといまして一、二申し上げたいと存じます。昭和五十五年度につまましては、パレイシヨは二百五十トン生産いたしまして出荷は二百三十一トン、このうち県内へ四十四・七トン、県外へ百八十六・三トン、白菜は千二百五十トンを生産いたしまして県内へ二百九十二・一トン、県外へ八百六十八・四トンでございます。これを五十八年度の計画として、パレイシヨは三百五十トンの生産で県内へ百五十トン、県外へ二百四十五トン、白菜は二千二百トンを生産いたしまして県内へ八百八十トン、県外へ千三百二十トンなどとなっております。このように増産計画がなされております。この状況から見まして、生産されたものが県内、特に市内での消費が少ないために県外が多いのかどうかわかりませんが、できるだけ得る限り市民に安く、しかも安定供給ができるようにするためにはいかに行政として考えておられますか、お伺いしたいのでございます。また、四日市での生産量と消費量を調査する必要があると考えておりますが、いかがでございますでしょうか。私は、青空市場は消費者にとって新鮮で安く非常に人気があると考えておりますので、さらに促進すべきであろうと考えております。あわせて小売商店の育成強化、農業経営の充実、消費者を守る対策を行政として市民生活の安定を図るために具体的にどのようなになされていらっしゃるのか、お伺いいたします。

第二点には、マグロ基地すなわち遠洋漁業基地に食品加工団地を建設してはどうかということでございます。私は、この件につままして数回この議場で述べたことがございますが、またここで再度申し上げたいと思います。市民からマグロ基地がありながら、そのメリットとしては余りないのではないかと、いう言葉を耳にいたします。当初は、少しでも安いマグロが食べられるという期待があったのですが、残念ながらその希望は失われたように思えてなりません。これは販売対策あるいは流通対策に問題があったのではないかと思っておりますが、ぜひ一考していただきたいと存じます。私は、先ほども述べましたように市内で生産される多くの野菜が県外へ出荷されておりますが、行政がなお一層の農業振興に努力され、育成されて、この基地でマグロやあるいは魚介類の加工とあわせて野菜や果物の総

合食品加工団地を建設してはどうかということでございます。県内や県外からの野菜や果物をこの団地で加工生産していくことが大切ではないかと思っております。なお、その場合、地元への雇用の促進とあわせて税金なども考えられ、市にとって大きなメリットではないかと思いますが、この点についてお伺い申し上げます。

第三点は、消費者を守る対策につきましてお伺い申し上げます。総合計画の中で、市民が常に主体性を持って行動する消費者となるよう情報や知識の提供、苦情相談、機能の充実及び表示、計量等、監視指導など消費生活を守る体制づくりを推進しますと述べられております。これは行政として欠くことができないと思えます。昨日初めてお会いをさせていただきましたありましたある団体の調査で、昭和五十四年度の平均物価を東京と四日市とを比べたものでございます。これは百グラム当たりでございますが、価格といたしまして、初めが東京、後は四日市でございます。たとえば、牛乳製品、二十五円、二十七円、卵、三十四円、三十七円、緑野菜、二十八円、二十七円、淡色野菜、二十三円、三十円、イモ類、十八円、二十円、豆あるいは豆腐等豆製品、二十八円、三十円などとなっております。この数字を見ますと、東京より四日市が物価が高いということが明白でございます。市民の消費生活を守り、住みよい四日市にするために、行政として十分なこれらの調査を行うことが大切ではないかと存じます。そして、市民が豊かな生活を営めるよう努力すべきであろうと考えますし、この点について市長並びに理事者の方々が具体的にどのような取り組みを、あるいは対策をなさろうとお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

基本構想で都市環境整備のことについて述べておりますが、現実これを実施していくということは、やっぱり基本計画、五カ年計画によって一步一步進めていかなければならないことではなからうかというふうに考えておるのでございます。したがって、この基本構想で述べられておることは一つの目標でございまして、なかなか一挙にそこまで数年間で到達をするということは非常に困難ではなからうかというふうに考えておりますが、私はやはり理想を掲げながら、現実じみちにその理想に向かって努力をしていくということが大切ではないかというふうに思っておりますのでございます。そこで、都市環境の整備でございますけれども、いろいろな手法があると思えます。区画整理事業あるいは都市再開発事業あるいはその他民間による土地の利用あるいは開発、そういったものすべてを含めまして、やはり合理的に土地利用を考えていかなければならないということは、ご指摘のとおりでございます。特に四日市のような場合は、総合産業都市を目指しておりますし、海岸部には大きな工場地帯を控えておる、そういった面で防災ということにつきましては、格別の配慮をしていかなければならないことは言うまでもないことでございます。もちろんそのために連絡体制あるいは救急体制というものをしっかりしたものにつくっていく必要があるだろう。そのために、私の方では防災協議会というようなものもつくりながら、毎年の地震あるいは台風等の災害に備えた計画をつくりまして、これを組織にお諮りをいたしまして徹底を期しておる次第でございます。それをより徹底をさせるという意味で防災都市宣言をするということは、必ずしも悪いことではないというふうに思っておりますが、要はやはり防災意識の徹底と、それから設備の充実並びにその訓練、これを根気強く進めていくということが必要ではないかというふうに考えておるわけでございまして、特に海岸部に立地をいたします企業の方々には十分その認識を持っていたらいて、住民の方々とのコミュニケーションをしっかりとって、不安を起させることのないようにさらに一層努力をしてもらおうよう、私の方からも企業に対して警告を発してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。具体的なご質問がございましたが、この点につきましては、関係者の方からお答えをさせていただきます。

それから、町づくりに関連をいたしまして、地域社会づくりの重要性でございますが、市民センターが各地区に施行をされてから今日まだ二年しかたっておりませんので、まだまだ市民センター自体が十分その機能を発揮しているとは思いませんし、地域社会づくりそのものが試行錯誤の繰り返しをしながらいいものにしていかねばならないだろう、こう考えて今後も格段の努力を積み重ねてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。私どもは住民の方々と行政とがしっかり一体となって、双方の役割分担を守りながら進めていく必要がある。そのためには、やはり住民の方々とセンターの職員とが、もっともっとコミュニケーションをとるようにしなければならぬというふうに思っておるわけでございます。そのコミュニティーづくりのためにいろいろな手法があると思うんでございますが、市民総ぐるみということも一つではございますが、私はまだまだ四日市市におきましては、各地区の実態に応じてそれぞれの地域で自主的なひとつ活動方針というものをむしろ固めていただきたいというふうに考えておるわけでございます。そのために市民センターの職員がお手伝いをさせていただくというのが、いまさしあたっていいことではないだろうかと思っております。

一つの例を申し上げまして――大変これは残念な例でございますが、ある団地で町をきれいにするために花を植えようということ種をまきまして、だんだんだん花が咲くようになりました。ところが、咲くようになった途端に、その花がどんだんどんとられていくというような実態が四日市の団地でありました。これは一つの大変残念な例でございますけれども、これはその団地のごく一部の人であったのか、あるいはかなりの範囲であったのか、ちょっと私そこまではまだ確かめておりませんが、そういうような実態があったということでございますので、どうしても地区全体でひとつ共同の運動を巻き起こしていく必要があるんじゃないか。そのためには、地域社会づくりということでのお互いの協力を進めるための運動というものは、その地域で自主的に考えていただく。たとえば緑をふやそうと、これは市全体で考えなければならぬ問題だと思えますけれども、地域社会づくりというものと関連を考えますと、私はそういう方向で今後は地域の方々に努力をしていただくのが一番いいんじゃないだろうか、かように考えておるわけでございます。

農林関係あるいは消費者対策につきましては、産業部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 防災無線設備の完備についてご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

現在住民への伝達方法につきましては、特に自治会等住民組織を通じて情報伝達体制ということを重点的に考えさせていただいておりますけれども、さらに現在行政用の無線機等の体制といたしましては、基地局が本庁に一局ございまして、あとそれぞれの型によりまして移動局が五十一局あるわけでございますけれども、これらの無線の管理運用につきまして、体系的に今後十分検討をしていく必要があるんじゃないかと。さらに、この五十局の移動局についての機能というものをできるだけ發揮できるようにすることについて検討をしていきたいと、このように考えております。さらに、行政無線の防災の観点からさらに強化をするということも必要でございますので、地域広報システムといえますか、そういうことについて現在調査研究をいたしておりますので、ご指摘の趣旨も含めまして十分対応をするように考えていきたいと、このように思っております。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 都市整備のカルテの問題でございますが、都市再開発あるいは土地区画整理事業で

道路、公園、下水等の都市施設の整備を行う必要もあるわけですが、たとえば塩浜地区の塩浜駅西の石原中里住宅跡地のような手法で再開発も行いますので、他の地区でもその地区に合った整備の手法を研究し、実施していきたいと思っております。効率的な町づくりのために昨年度は都市計画基本調査を実施いたしました。引き続き今年度も市街地整備基本計画を策定してまいりたいと思っております。これは市街地整備のプログラムを定めるものでございまして、具体的には整備の課題、手法、整備主体、時期、順位等を網羅するものでございます。また、ご質問のありましたカルテでございしますが、現在諸施設の整備状況、福祉環境の状況等を地区ごとに書き込んだ地域社会地図といったものを作成すべく、データの収集及び都市づくりの適応の可能性について調査を行っておりますので、どうぞよろしくご了解願いたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） ご質問の内容につきましてご答弁を申し上げたいと思っております。

ご指摘のように、現下の農業行政は非常に複雑多岐でございまして、生産調整に代表されますような農政が展開をされておるわけでございます。現在私どもは、特に都市化の進展の激しい当市の農業につきまして、以前からいろんな国の補助事業を導入してきておるわけでございます。基本的には、まず農業地域を決める、市街地調整区域の中で農業振興地域ないしは農用地区域、そういったものをまず区域設定を行いつつ、そしてその中に国の高率補助事業を導入してきたところでございます。最近、本年の三月にいわゆる四日市の農村総合整備計画、これを充実いたしました。そして、この総合整備計画を基本にしまして、いわゆる年度ごとに国の補助事業の選択的導入を図りまして事業を進めたい、このように考えておるわけでございます。

それから、ご指摘の流通問題でございしますが、ご承知のように流通は、非常に複雑多岐の経路をたどっておるわけでございます。いわゆる生産者サイドから消費者への中身には、産地出荷団体あるいは産地仲買人、それから卸売市場、そこでは買手である買参人、そういった市場を経由して一つの適正な価格が形成される場が一つございます。それから、もう一つ産地直結という言葉が言われておりますけれども、生協等が直接産地から買うという場合、それからさらにご指摘がございました、市内にもございますが青空市場、こういった流通が行われておるわけでございます。四日市農協の計画の中に、先ほどご指摘された数字があるわけでございますが、この四日市農協の生産出荷計画に当たっては、私どもと連絡調整をとりながらつくりました数字でございます。野菜の生産安定のために、野菜生産出荷安定法というのがあるわけでございますが、これは一つは生産者サイドには価格的なバックアップ、それから消費者サイドには安定した数量を供給する、こういう二面があるわけでございますが、非常に生鮮食品の場合には広域流通が行われております。生鮮食品の特色からいしまして、収穫したものを直ちに販売のルートに乗せなければなりません。したがって、市内で生産されたものが、時によってはあるいは出荷団体の価格維持の点もございまして県内あるいは県外に出ていくということが当然あるわけでございますし、それからこの野菜の価格形成は、そのときの需要と供給で価格形成がなされるわけでございます。いわゆる遠隔地であるとか、あるいはその他のコストがかかるからということで野菜の価格は決まるわけではございません。したがって、地元で大型市場があれば、地元生産はそういう輸送その他のコストからいまして農家の手取りがふえるということはあると思っております。したがって、価格形成を適正に維持するためには、卸売市場は広い全国的なシェアで物を集めなければなりません。いわゆる乱高下を防止するためにそういったことをやっておるわけでございますが、そういう意味では野菜の流通、生鮮食品の流通は、全国的に絶えず流通しておるといのが実態でございます。

それから、青空市場でございますけれども、四日市の場合には古くから歴史があるわけでございますが、現在では調査の結果十四カ所あるようでございますし、一・六、三・八、二・七、五・十、この数字のつく日に開く、こういった市場がやられておるわけでございますが、やはりこの青空市場につきましては、一部一地域で消費者と非常に密接な関係が古くからありまして、珍重といえますか利用されておるわけでございますが、全市的に見ますと、流通の主流はやはり卸売市場を経由したものであるというふうに私もは考えておるわけでございます。

それから、マグロ基地の問題が出ておりましたが、実はご承知の四日市遠洋漁業基地が昭和三十二年に四日市の富双にできたわけでございますが、その後いろんな伊勢湾台風の被害とかというのがございまして、それに伴う市営の魚市場もできたわけでございます。ご指摘のように、三重県の遠洋漁業基地は、四日市の場合には主としてマグロ、尾鷲の場合は主としてカツオ、こういうような県の方でおよその色分けがなされておって、事実水揚げがかなりあったわけでございますが、いずれにしましても、マグロの取引は、すでに一航海大体一年ぐらいかかるわけでございますが、そのあたり収穫された時点でもうすでに商社と手が打たれるという、いわゆる一船買いという取引がなされておるわけでございますが、四日市の場合には、特にあそこの水揚げによって地元で買う、いわゆる商社の張りつけが非常に少ないということからいきまして、当然三重県は遠洋漁業の船のきわめて多い県でございますが、清水、焼津あるいは三崎、そういったところへさせておるのが現状でございます。地元で生産された、あるいは水揚げされたものが市民に安く供給されるということにつきましては、先ほど触れましたようないわゆる流通の複雑さ、あるいは価格形成の点からいきまして、必ずしもストレートにいかないのが現状であるわけでございます。

それから、消費者サイドに立った物価のご指摘がございました。私ども、消費者対策の一環としまして消費生活モニターを委嘱いたしております、これは三十名ございますが、その方からいろんな日々の、月に一遍でございますが物価の動向を報告いただきまして把握をいたしておるわけでございますが、ご指摘の品目につきましては、特に東京との比較がございませんでまことに申しわけないわけでございますが、私どもは四日市の物価、それから県の物価、それから中部圏で十市が加盟をいたしております中部圏都市消費者行政連絡協議会というのがございますが、十都市でございしますが、この中部圏の中でそれぞれ物価の動きを把握いたしておるといのが現状でございます。そのほか消費者サイドに立った対策といたしましては、生活相談員というのを置かしまして、そしてこういった物価並びにその他の市民の消費者サイドにおける苦情、相談、そういったものにこたえておるといのが現状でございます。

○議長（前川辰男君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 お答えいただいたんですが、当初述べましたように市民が安心して自信と誇りを持てる四日市の回答であったかどうかというのは疑問に思っておるんですが、都市環境の整備と防災都市の宣言につきましては、私もわからないことはいんですが、それじゃ余りにも積極性に欠けるんじゃないかというような気がいたします。

たとえば、兵庫県の神戸市におきましては、市街地整備を進めるために環境カルテを作成いたしました。診断と治療という都市計画をされております。それによりますと、問題点ですね、これを持つ地域のその特性や病状をよく調査して病名を明らかにした上で手術、これは再開発ということでございますが、投薬、あるいはこれは修復ということでございますが、そのように適切な治療を進めているということでございます。当四日市におきましても、プロジェクトチームを編成して、健康な四日市を建設してはどうかと思っておるわけでございます。

なお、テクノポリスの地域発表がこの前新聞でされておりましたが、本市におきましてはどのようにお考えかお伺いしたいのと、やはり先ほども申し上げましたように、各部から、この地域にはこういう問題点があるということ

行政側の面とそれから住民側の方向、両方から調査をいたしましたして、それを一つの地図なりカルテにまとめて具体的に今後の計画推進をしていったらどうかと思っておるわけでございます。再度この点についてお答えを願いたいと思っておるわけでございます。

無線につきましてはわかりましたが、地元への連絡、住民への連絡が、非常にスムーズにいったくないというふうには思います。このような問題があつては大変なわけでございますが、やはり行政としてそういう防災の促進を図る上においては、特にこういう大きな企業の近くの住民につきましては、ひとつ計画的にそういう訓練なり指示をしていただきたいと思います。この点については、ひとつ十分お考えをいただきたいと思います。

防災都市の宣言につきましては、ご承知のように仙台市が宣言をいたしております。仙台市は宮城沖地震が非常に教訓となつていふと言われております。防災都市を宣言して、災害に強く一層安全な防災都市の実現を目指しているということでございます。これは六項目の推進をされております。一つには防災都市づくり基本計画、二つには地域防災計画、三つには総合防災訓練、四つには自主防災組織の育成、これについては四日市はあるわけでございますが、五つには指定避難場所の増所、六つには防災無線の整備となっております。このようにして、これも非常に住民との連絡体制がスムーズにいつていることを聞いておりますので、この辺もひとつ参考にしていただきまして、特に先ほど申し上げました有害ガスの事故あるいは危険物の事故等に遭つた場合につきましては住民への連絡体制について、どうしたらいいかということをもう一度お伺いしたいと思っております。

それから、第二問につきましては、町づくり、コミュニティづくりでございますが、私の願っているのは、この問題からいかに地域の不良青少年あるいは非行青少年を防止するかということが私の主眼でございます。こういうことから、ユニークなところといたしましては滋賀県の守山市、これは町づくり推進協議会がありまして、五十四年に自治会単位に結成されました推進委員が市内で約三百名おられるそうでございますが、市民の手で一つは青少年の健全育成、これをブルースカイと命名しているそうでございます。二つには社会同和教育の浸透、これはブルーレイク。三番目には市民活動による地域連帯制の普及・ブルーアース、このように三つの柱を立てて促進していると聞いております。このようにして非常に皆さんが各地域でそれぞれの立場から町づくり、コミュニティづくりに努力しているわけでございますので、この辺もひとつ参考にして、ぜひとも協力をお願いしたいとともに、職員の充実もあわせてご検討いただきたいと思います。

第三問の農水産と消費者対策でございますが、秋田市におきましては、指定品目を決めまして計画生産をいたしております。そして、市場価格が保障基準を下回りますと、その差額の補償を行つたりして農家の健全経営に努力をいたしておるのでございます。あるいはまた、神戸市におきましても、野菜契約栽培の事業を行っております。このように農家の育成強化を図っているわけでございます。また、加工団地等につきましては、先ほども明快な、つくるかつくらないとかというようなことははっきりなかつたわけでございますが、福井県の小浜市におきましては、昭和四十八年度にそのようなものを、港を整備しながら団地を造成しておるわけでございます。非常にこういう点で地元にも喜ばれているということを私は聞いておるわけでございます。第三点の消費者を守る対策につきましては、どうか一度十分調査をしていただきたい。たとえば、先ほどお答えがありました消費モニターの調査あるいはまた生活指導員の調査あるいはその他の調査によりますと、また市民相談等の法律相談の中でいろいろ出てくる問題といったしましては、特に契約の問題が非常に多いということを知っております。こういう点で徹底的に市民の生活を維持する、確保する、守るという立場から調査と、またそれぞれの教育のPRをお願いしたいと思ひまして、数点につきましてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 若干ご質問の意味とずれるかもしれないと思うんですが、お許しをいただきたいと思えます。テクノポリスの話が出ましたが、これは新聞紙上等でご承知のとおり、今度の通産省の指定は十六カ所でございます。四日市が立候補をしたんでございますが、この指定には入らなかつた。その理由は、大都市圏の圏内では指定しないということでございます。しかし特別、三重、岐阜、愛知の三県についての今後の産業振興という意味からいって、テクノベルト構想というものを名古屋通産局が中心になって固めていこうということで、この調査を別途取り上げることになっております。これは詳しく申し上げておりますと時間がございませぬのでお許しをいただきたいと思えますが、北勢で鈴鹿、四日市から岐阜県の方へ入りまして、そして愛知県の名古屋を中心にして岡崎とずっと、ぐるっと、こう伊勢湾を環状線でつなごうという構想でございまして、これは実質的には第四環状を国の計画として組上に乗せて、それぞれ産業が張りついている地域の活性化を図ろうという計画でございます。活性化の重点といたしまして、いままでそれぞれの地域にある産業がすでに成熟期に入っておる。したがって、新しい産業をその地域へ誘導をするような努力を今後しようと、こういう計画がテクノベルトの計画でございます。この辺につきましては、また他の方のご質問にも出ていようでございますから、その段階で答えを申し上げたいというふうに思っています。

それから、町づくりについて、青少年不良化防止の問題でございすけれども、これはいま青少年の健全育成ということで全地域に対しまして組織づくりをお願いいたしております。この組織を中心にして、不良化防止運動を続けていこう。全体としては青少年育成協議会というのがございまして、そこで過日審議をされまして四つばかり新しい運動方針をつくられたわけでございます。この運動方針を各地域の方々にお願いをいたしまして、それぞれの地域で青少年の不良化防止を進めていこう、こういうようなことをいまやっておるわけでございます。

それから、食品加工団地のお話でしたが、これは天力須賀の埋立地には海の関係あるいはその他食品工業をここに立地をしようということを進めておる埋立計画で、約八万坪あったと記憶をいたしております。したがって、この中にどういう食品関係の産業を誘致したらいいかということについては、いま一、二の会社と接触を始めたという段階でございますので、さようご承知おきをいたしたいと思えます。

その他、私から漏れた点は関係者の方からご答弁申し上げます。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 工場が立地します臨海地区の防災訓練等についてご質問があったわけですけれども、かねてこの地域につきましては、特に自主防災組織のことにつきまして力を入れてお願いをいたしておるところでございます。さらに、百トン水槽等の設置につきましても、消防本部を中心に今日まで進めてきておるわけでございますが、特に問題になりますのは、この避難所等の問題でございますが、これらの避難所の表示等につきましても、あるいは位置、それらを見直したいと現在考えておりますが、こうしたことと並行いたしまして地域の住民の方々につきましては、特に災害の質といますか内容に応じて訓練の実情も違ってきますので、それらに対応できるような訓練を今後進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後零時四分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 通告に従って質問いたします。

一番、政府の行財政改革について。

政府は、行政改革のため第二次臨時行政調査会を設置し、総理は、行革には政治生命をかけるまで、その実現に強い決意を述べられております今日、臨調では五十七年度予算編成に向けて歳出削減、歳入増対策を検討しており、補助金の一律カットはしないといふものの、各種補助金のカット、受益者負担の増等鋭意論議を進め、来る七月十日ごろには行政改革の中間答申がなされようとしております。政府は、行革に関連して五十七年度の予算については大型新税を導入せずに財政の立て直しを図り、国債減額一兆八千億円の達成を見込んで、各省庁の概算要求額について去る五日の閣議で了承を得、それによると、防衛、エネルギー対策、年金等ごく一部の例外を除きその他はすべて前年比同額伸び率ゼロ、実質的にはむしろマイナスという戦後初めてのきわめて厳しいものとなっております。自治省としても地方団体の立場に立ち、補助金カットを柱とする行政改革に警戒心を強め、特に公共事業の要求で補助率の低い事業をふやして総事業量確保に走ることを予想し、地方財政のはね返りを防ぐ方針だと聞いておりますが、行政改革の重点項目として各種補助金のカットの審議内容の報道、また五十七年度予算の概算要求率の伸び率等からして、文教、福祉、公共事業その他住民と関係の深い諸施策がしわ寄せられ切り詰められることはないか、はなはだ心配をしております。市長のお考えを承りたいと思います。

次に、通告の二番目でございますが、地域ぐるみの青少年育成について、私は常日ごろ次代を担う青少年、特に中学生を中心とした非行について心を痛め、理事者のお考えを承りたいと存じますが、このたび市当局におかれましては青少年健全育成の重要性を認識され、市政の柱の一つとして各種の施策を進めるため、一般市民に熱意と協力を呼ぶかける「広報よっかいち」を発行し、また七月九日には青少年の健全育成大会を開催されることは私の意を得たものと心から賛同し、日ごろ私なりに考えております問題を取り上げたいと存じます。

第一に、親と子と教師の苦悩について、第二に、子育ての苦悩について、第三に、問題の根は複雑について、第四に対策でございますが、以上の四点に要約して申し上げますと、第一の親と子と教師の苦悩については、いま子供たちをめぐって実にさまざま困難な問題が起こっております。朝礼また集会などですぐ倒れる子供、ちょっと転んだだけですぐ骨を折る子供、自分がうまくいかぬとすぐ他人のせいにしたがる子供、先生や親にしかられただけで自殺する子供、万引きをしても罪の意識のない子供など、子供たちのこわいような実態が明らかにされております。また子供の非行は戦後三度目のピークを迎えていると言われます。万引き、シンナー遊び、飲酒、喫煙、性非行、家庭内・学校内暴力、暴走族、自殺といった事件がほとんど毎日のようにマスコミにぎわしております。そして学習の上でも激化する受験競争の中で友達を敵視し自分のテストの点数を上げることに血眼になっている者がいる一方で、落ちこぼれというレッテルを張られ学習意欲をすっかり失ってしまった子供たちもおります。登校を拒否する子供の数はここ数年急速にふえ続けているものと言われます。

第二の子育ての苦悩の問題は、体、心をむしばまれた多くの子供たちがおり、その父兄はわが子の日常の生活や教育の上で悩みや心配や疑問を持ちながら子育てに苦悩しているのがいまわが国の現状ではないでしょうか。このよう



以上をもって第一回の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 私から第一点と第三点についてお答えを申し上げます。

政府が進めております行政改革でございますが、過日行われました全国市長会でもこの問題が大きく取り上げられておりまして、この行政改革を進めるために政府の方では第二臨調を構成して、答申を受けようということでは、第二臨調で作業が行われておりますが、私の承知をいたしております情報は十日くらいおくれるのではないだろうか、したがって答申が出るのは七月の二十日以降になるようでございます。特に第一部会、第二部会というものをこしらえまして、第一部会では補助金あるいは機構、第二部会では人員、組織、給与等の検討が行われておるようでございます。すべて秘密で行われておりますので、中でどういう審議が行われているかということは私どもにとつてつまびらかでないわけでございますが、いずれにいたしましても聞き及んでおりますところでは、先ほどご指摘のありましたように五十七年度の予算編成についてはゼロシーリングと、結局補助事業の予算の伸びをゼロに抑えるということでございます。そうなりますと各種の事業の推進が現実には物価騰貴がありますので、前年度の量を確保することができないという問題が予想されるわけでございますし、さらに補助金の一律一割カットということが取り上げられて議論をされているようでございます。市長会等で聞きました情報によれば、この一割カットということについては各省からかなり反対が出ているようでございますが、いずれにいたしましても答申がまとまった後でないかと本当のところはわからないということでございます。五十七年度予算がどんな形になるか、またその結果地方自治体にどういう影響が及んでくるのかちょっといまの段階では予測困難でございます。しかし私が市長会の合間をぬいまして

て自治省、大蔵省あるいは通産省、国土庁等々を歩いて受けた感じでは、来年度予算の補助増額ということは一これはねえ、ちょっと」というのがどなたにお伺いしても一様に口をついて出たご返事であったわけでございます。したがって、私どもは補助金がどういふふうにかットされるのかあるいはカットされないのか、非常に心配をいたしましたところでございます。いずれにしても五十七年度国家予算は緊縮予算となることは十分考えられますので、当然に何らかの影響が私どもに出てくるのではないだろうか、かように思って心配をしておりますところでございます。しかし結論を見ないことには何とも言えませんので、いまの段階ではこの結果を見てから来年度については考えてまいりたいと、なお国の方で行財政の改革というものを行ってやはりできるだけ経費の合理的な使用とあるいは人員の適正管理という線を出してきますので、私どももいま事務改善委員会をつくりまして事務の効率化、合理化等について一係二つぐらい各部局にわたって二つぐらいの改革案を出してもらおうと、あるいはまた職員の方から改善について自主的な提案を求めておりまして、すでに八十六件でありましたか九件でありましたか職員の方から提案が出されておると、こういったようなものを踏まえましてこの機構の合理化を行い経費の適正な運営をしてみたいというふうに考えておる段階でございます。したがって、行政改革についてどう考えるかということについてはいま申し上げたような実態でございますし、補助金等のことをいま国の方に陳情してもどう受け付けられないという実態でもありますので、いましばらく経過をながめて臨調の答申が出された段階でこれを精査いたしまして対応策を打ち出してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

それから第三点のテクノポリスについてのご質問でございますが、この構想は実は基本構想を四日市で五十四年度に確定していただいたのでございますが、この基本構想を受けまして北勢地域振興調査というものと桜学園都市研究調査とそれぞれ専門家の方々をお願いをいたしまして、前者におきましては県の企画を中心にして大学の先生等々に

お集まりをいただいてご審議をいただいてまいりました。それから後者につきましては、国土庁の大学ライブラリーの課長さんにコーディネーターになっていただきまして大学教授あるいは新聞社のジャーナリストの方々等によって研究を進めていただいております。この二つともほぼ検討会を終わらせて結論が出されてまいりました。近く印刷をされて皆さん方にもご配布を申し上げようというわけでございますが、ちょうどこの研究をやっております段階で通産省のテクノポリス構想というものが打ち出されたわけでございます。この二つの調査を重ねてみますと、まさに通産省のテクノポリス構想とほぼ合致をいたしております。そこで通産省のテクノポリス構想の中には大都市圏は除くということになっておりますので、四日市は中部圏に入っておりますからその資格がなかったわけでございますが、あえてこの四日市の基本構想それに基づいた今後の産業、学術の振興方向と合致をいたしておりますので、あえて立候補をいたしましたのでございます。ただ初めはそんなにたくさん各地から出てくるというふうには予想されていなかったようですが、結果的には三十八区というようなたくさんさんの日本国じゅうから手が挙げられまして、最初は三つか四つにしばってとっておったのが結論的には十六という形になってしまったと、こういうことになってます。いずれにいたしましても、テクノポリスの建設というものは通産省の方針としては新しい産業、将来の産業というものを中心にして工業開発をしようとする、同時にそれに必要な研究機関、大学等をそこに立地をして五万ぐらいの都市を新たに建設しようという考え方で、大体二十万ぐらいの都市のところにとというのが通産省の考え方でございます。この通産省が一体それじゃあテクノポリスというものを打ち出してそこにどういう事業をセットしようとしているのかということについては、テクノポリス構想が出た当初はまだ余りはっきりしていなかったと、私どもの立候補した段階でも非常に不明確であったわけです。一方、行財政改革では県予算の緊縮というようなことがありますので、こういった新しい事業というものが果たして国の方で予算措置が講ぜられるのかということについて非常に不安があったのでございますが、だんだんにその中身が固まりつつあるのが今日のようにございまして、投資減税を行うとかあるいは低利融資を行うとかあるいは研究開発に対する企業助成を行うとか、あるいはまた学術面に関しましては投資減税、資産加速償却制度、資金融資制度あるいは債務保証、そういったようなものが国が行う事業として取り上げられてくるようでございます。そればかりでなしに一つの産業ゾーンをつくるあるいは学術ゾーンをつくるわけですから、それを結ぶ道路でありますとか空港でありますとか、そういったものを整備していかうことがこの通産省の考え方のようでございます。しかしこれはまだ最終的に固まったわけではございません。そこで四日市市の場合に、新しい産業を四日市市に立地をいたしまして、四日市市の経済力の向上を図っていくということは大変たくさんさんの市民要求に対応していくためにはどうしても必要ではないだろうか。それにはやはり新しい産業というものをもう少し四日市市に立地をいたしまして、今日四日市市の工業面の現象としてあらわれておる特化型というものをもう少し一般化していく必要がある、それには将来に伸びていく産業を四日市市にセットしていくのが一番近道だと、かように考えまして、産業面につきましては一、二の新しい産業をやっております企業と接触をいたしております、もうしばらくたちますとこの様子はつきりしてくるだろうというふうな思っております。一方コンビニナート各社はどうかということでございますが、これもだんだんに縮小していくという方向にいたただかぬように基盤整備をしていく必要があるだろうと。もちろん企業ご自身でお考えになることでございますが、私どもはそこを企業自身が体質改善ができるように条件整備をしていくことがわれわれの仕事であると、さように考えておりましたし、それから大学の問題ではこの桜学園調査というものがほぼ結論が出ておりますので、この結論に従いまして今後国土庁の方の助けを借りながら四日市市の大学設置という問題の具体化に向かっていこうと、かように考えておるわけでございます。ただここで条件整備の一つとして、このままそのテクノポリスがだめになったからもう国

に対して働きかけはやらぬというのでは意味がないというふうに考えまして、実は今度東京をいたしましたときには通産省、建設省、国土庁に寄ってまいりましてその話をしてまいりました。このことにつきましては各省ともずいぶんご認識をいただいております。やはり四日市の活性化を図っていくためのテクノベルト構想というのをぜひ具体化をしていきたいと、これは名古屋通産局が中心になりまして、詳しくお話ししていると時間がたちますので省略をさせていただきますが、中部地建、名古屋通産局、こういったところが中心になっていただきまして、四日市から向かい側の岡崎に至りますまでの三重県、岐阜県、愛知県の各地区をぐるっと環状的に取り巻くリングにするわけですが、これが三重県ではエイトワン構想と言いまして8の字に南部の方まで含んだ構想を打ち出しておりますが、私どもが関係をいたしますのはこの8の字構想の上の0の部分でございます。この条件整備をし、さらに東海北陸自動車道へつないで裏日本と四日市港とを結ぶ、そういう構想の実現の推進を図ってまいると、同時に先ほど申しました新しい企業の誘致ということにつきましてそれなりの努力を進めていかなければ絵にかいたもちに終わってしまうというところでございますので、現段階では接融をいたしております企業側の事情がございまして、はっきりここで申し上げられないのが残念でございますけれども、かなり四日市市というものについて各方面で見直されつつあるというのが実態でございます。したがってこのテクノポリスというのはICとかLSIという大集積回路ですが、そういった電子産業を中心にして通産省の方では考えているようにございますが、私どもは電子産業そのものにこだわる必要はないだろうと、次の産業と言いますか、これから伸びていく産業というものをねらっていくことがこの構想に沿っていくゆえんだらうということで考えておるわけでございます。そういった意味ではいろんな新しい産業がありまして、今度の東京の折にも通産省のこの担当の課長さんから一つの示唆も与えられております。そういったようなことでこれからの仕事になるわけでございますので、通産省で言っておりますテクノポリス構想の調査には入らなくてもテクノ

ポリスをつくっていくことができる、あるいはつくっていくべきである、それなりに地元自身が努力をする必要があると、かように考えておる次第でございます。皆さん方のご協力をぜひお願い申し上げたいと思っております。以上です。

○議長（前川辰男君） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者（長谷川照男君）登壇〕

○教育長職務代理者（長谷川照男君） 青少年問題につきましてお答えさせていただきます。ただいま非行青少年を生み出した要因やその背景について、あるいはその現状等についていろいろご指摘がございました。全くおっしゃるとおりでございます。戦後三十数年間のいろんな要素が絡み合って回り回って今日の事態を生み出したと、このように私でも受け取っております。政治あるいは経済、社会風潮あるいは住民の意識の変化、こういうものが相乗的に今日の事態を招いたというふうに受け取っております。その直接の引き金になりましたのは、高度成長政策によります物質優先の思想あるいは高学歴社会の実現によります過酷な受験競争、この二つが一番大きな要因になっておるといふふうに子どもは受け取っております。いずれにいたしましても、非行青少年激増のピークを迎えまして、これからの青少年対策ということになりますとどうしても地域ぐるみで取り組んでいかなければその成果が十分期待できないのではないかと、このように子どもは考えております。つまり家庭あるいは学校あるいは地域社会が青少年団体の活動を支援する、あるいは地域社会へ青少年がもっとたくさん参加していただくというようなこと、あるいは家庭教育、特に両親教育を今後一層推進していく必要があるのではないかと、あるいは青少年を取り巻く好ましくない環境がございしますが、これを排除していく、浄化していく、あるいははみ出した子供につきましては補導活動をしていく、こういう地域各種団体がそれぞれの機能を分担いたしましたして、相互の連携を強化しながらお一層の効果が上がると、このように子どもは考えておるわけでございます。

教育委員会といたしましては、すでに五十五年度から家庭教育地域のモデル地区の指定を行っておりまして、各地区市民センターにおきましても地域の実情に応じて行っております。たとえば少年教室、親と子のふるさとの自然を訪ねる会あるいは親と子のふるさとの歴史探訪、あるいは子供文庫や子供映画会、以上のほか家庭教育講座や婦人学級等も開いております。徐々にはございますが、こういう機運が各地域に生まれてきたということにつきましましては、大変喜ばしいことだと私も受け取っております。したがって今後はご指摘のように青少年の健全育成のための諸活動をもっと強力に進める必要がある、と同時に各地区の青少年の育成に対する関係のある諸団体、たとえば保護矯正機関等も含めましたすべての団体が一致協力して、地区市民センターを拠点といたしまして文字どおりの地域ぐるみの実践活動に取り組めるような組織ができるということを私どもは期待いたしております。地域の皆さん方の一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

○議長（前川辰男君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 市長並びに教育次長のご答弁まことにありがとうございます。

行政改革については今後ますます厳しい状況に迫られるものと覚悟しなければなりません。また国庫補助金カットにより行政水準の低下を来さないよう一段の創意工夫をお願いいたしたいと思います。きのうの新聞の「行革は国も地方も待ったなし」の標語どおりでございます。どうか市長を初め課長以上の皆さん方の一層の努力を重ねられますよう強く要望いたします。

次に、地域ぐるみの青少年育成についてでございますが、現在のところ非行防止の完全な即効対策はなく、時間をかけて長期的展望に立ち、熱意と努力の積み重ねの過程の中で生まれ育つもので、対策のむずかしさを痛感いたしております。ここでお願いいたしたいのは、行政の中での地区市民センターの役割でございます。青少年の健全な育成を図るため成人対象諸行事の枠を広げていただきたいということです。幸い建物は立派に整備されており、またより抜きの人材を配置した行政のトップレベルとして地区市民センターが置かれていてと理解はしておりますが、行事黒板にはお茶、花道、料理、詩吟、手芸、スポーツ等々ぎっしりと書き込まれておりますが、一見活発な地区活動と見受けておるものの、自主グループの建物、利用行事であって、教員の参画した活動ではございません。地区民の自主活動を高く評価しておりますが、公民館の専門主事を置くセンターの機能は果たしておらないと思います。家庭と学校と地域社会そして関連諸団体との連携に地区市民センターが積極的に参画しこの役割を果たすには心もとなし現実で質が伴っていないと思います。市長部局と教育委員会との協力調整の強化と、特に課長、館長以上の管理者の指導能力の開発の見直し、調整など、早急に行うよう強く要望いたします。なお、公民館職員にかわって教育界並びに関係諸団体の経験豊かな人材を嘱託職員として配置することもあわせて早急に検討願いたいと存じます。

次に、中学生となってあらわれてくる非行の防止について、幼稚園、小学校の教育課程で非行の芽生えを取り除く厳しいしつけ、道徳教育を取り入れるとともに、教師に対し認識を深めるための研修の強化と強力な指導をお願いいたします。また子供と親としてのPTAについては、本来のねらいに即応する、一、PTA研修活動の強化、促進、二、地域社会の啓蒙運動、三、学校内の情報交換や参考資料の提供、四、学校を取り巻く外部組織に補導機関との連絡会議等行事や組織的活動を積極的に取り上げるよう、学校側と十分話し合い指導されることを特にお願い申し上げます。なお、これらの指導、奨励、育成を図るためには、家庭、学校また県、市の地域ぐるみの積極的な子供を守る能力への努力の連携があつてこそ効果が期待できるものであります。私も明日を担う地区ぐるみの青少年育成について積極的に取り組むことをお約束いたします。

第三のテクノポリス構想について、市長が提唱しておられます緑と太陽のある明るい町づくり、住みよい豊かな町づくり建設によりしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、何回も申し上げますが、理事者の皆さん、二十五万市民のために鋭意努力されますことを重ねてお願いをし、私の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 通告に従い質問いたします。

かく申しましたが、私、行政改革について、と大きいタイトルで通告をしております。ただいま野呂議員の質問に勉強会の成果からか市長は十二分な答弁をなされておりました、突如中身を変更せざるを得ない現況になってまいりました。そこで、市長が答弁の中で申されました秘密で行われているというお答え、また各省庁間を歩いた感覚において云々、また最終的には現段階においていわゆる答申がなされた結果でなければ現段階で答えられないとはっきり明言されておられます。私はこれを是といたしますが、今回の第二次臨調の福岡、名古屋で行われました一日臨調のあり方、あるいは昨日発表されました第二次臨調報告の原案要旨があるわけでございますが、痛みある外科手術と表現されているこの数々の中に、特に第一特別部会での報告は市長も先ほど触れられましたように文教とか医療、年金その他数多くございますが、特に大型プロジェクトの廃止云々等、また直接影響のある第二特別部会の地方公務員についての事項等が数多く明記されております。こういったことの検討がやはり秘密会のみでやられているのでしょうか、質問と答弁とが錯綜してまいりますのでこの辺で打ち切りまして、身近な本市における先ほど触れられまし

た事務の改善に向けてこのことについて一、二触れさせていただきたいと思えます。

本市としまして、いわゆる委員長に三輪助役、委員に全部長級のそれぞれのスタッフによる事務改善の委員会が発足しております。先ほども市長は八十六件か九件がすでに提出されると言われる全職員一人一人のアイデアを職員提案制度創設として準備に取りかかり指導されておるわけでございます。その中の提案を見ますと、事務事業の能率向上に役立つもの、市民へのサービス向上に役立つもの、経費の節減が期待できるもの、収入の増加が期待できるもの、その他事務改善になるもの云々とございます。これはすでに募集期間が終わっております。この収入の増加が期待できるもの、これについての内容をお聞かせ願いたいと存じます。また総点検の中で一課一部と言いますか、一件以上の、すぐにも廃止、整理、統合あるいは改善すべきもの、こういう募集の中で項目がございます。そんなにたくさんすぐに廃止すべきあるいは統合、改善すべきものがあるのでしょうか。さらに中間的な展望あるいは長期の構想で改善すべきもの等々ございますが、すぐに廃止すべきことがこのように数多く出てくるのでございましょうか、その点を承りたいと思えます。

なお、私は私なりに焦点をこの方にしほりまして次の幾つかの問題点についてお尋ねしたいと思えます。

会議のあり方と提出資料の再検討でございます。毎週月曜日の定例庁議に始まる庁内公報案内の会議のほかに、会議室の争奪戦に始まる会議の数が何と大変な数に上っております。ある部長クラスの方が冗談で言われたのが本当ではなからうかと思う次のことでございます。会議をなくするための会議が必要ではなからうかということでございます。

二つ目に判こ行政のあり方でございます。市長決裁が時として三、四日取れないため次の作業が進まないことがあるという実態でございます。超人的熱血漢である市長の行動力にはただただ感激するが、それゆえにゆとりの時間を

与えてさらにその活力を倍増できる環境づくりを願うのは私一人ではないと思います。次に、統計資料の画一化でございませう。各部署で発行いたします年度別刊行物がたくさんございませう。その案内の内容によりまして何々概況であったり便覧であったりするわけでございますが、たとえば市政状況の中でやはり人口、世帯数が違っているものがございます。これはいつ幾日の何々資料によるという明記があれば理解できることかと存じますが、やはりこういった住民基本台帳登録人口あるいは世帯数云々という明記であるならばよく理解できますが、世帯数の二千世帯ふえている数字も同じ年次で見受けられることもございませう。こういったことについては統一した画一的な資料提出が望ましいかと存じませう。

それから、さらに職員研修制度の見直しでございませう。専門職の養成のためにいろいろその資格等々段階的な研修制度が取り行われてきておりますが、一般的ないわゆる地方公務員としての資質向上に向けての本当に正しい理解を持った職員がもっていたらかねば困るという実態でございませう。特に一階、二階、三階、つまり市民部、福祉部、税務、こういったところにおいてはさらにその辺のことが私には強く叫ばせていただきたい点でございませう。

それから次に、電算処理業務の見直しと将来展望でございませう。よく担当者に向いませうと、省力はできないのか、高度の情報提示が可能ではないかという言葉でございませう。私の前身職業柄、企業のコンピューター、いわゆる電算処理について申し上げるならば、一つの倉庫業であるならば寄託物品から始まるいわゆる入庫業務、保管業務、出庫業務、さらにそれに付随する荷役料、保管料等々と、あるいは現在高あるいは製品管理等すべての掌握ができ請求書が同一発行されしかも未収が確認できるというシステムでございませう。役所においても目に見えた生産こそないですが、本当にこういった生産過程を考えて工程の一部を工夫することによってカットすることによって全工程の短縮ができるということは事実のとおりでございませう。

なお、次に適切な人材、人員を含む配置でございませうが、職種によりませうけれども超過勤務の問題がございませう。集中、排除すべきではなかるうかと存じませう。職種ごとによるその実態についてお聞かせいただければありがたいと存じませう。

最後にお尋ねいたしますのは、さきに発表されました自治省の外郭団体である地方自治協会がこのほど地方自治体の財政の実態や改善努力、住民サービスの水準が一目でわかる財政手法を開発したとあります。経常収支比率や給与水準、高齢職員率、下水道の普及率や幼稚園・保育所の収容率、道路舗装率などの項目ごとに五段階の成績査定をするとあります。この手法は財政の現況、運営と社会資本のストックの三つの診断表からなり、さらに採点項目が財政力指数、税収増加率、職員の平均年齢など二十項目に当たるとされております。これは各項目の事例を挙げているのを見ましたが、本市における評価査定診断はどのような基準となっておるのか、わかっていればお答えいただきたいと思ひませう。

なお、最後に私に対する答弁につきましては、儀礼的ないわゆる敬語であるとかあるいは抽象的な言葉でなく、簡潔にお願いしたいと思ひませう。第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（前川辰男君） 十分程度休憩します。

午後二時一分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時二十一分再開

総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 先ほどのご質問に対してお答えを申し上げます。

現在事務改善委員会でいろいろと検討を進めておるわけでございますけれども、特に先ほど市長からも答弁のありました職員からの提案制度あるいは一係二点検の運動と言いますか、そうしたことで職場ぐるみで事務事業の見直しを行っていくということと現在取り組んでおるわけでございますけれども、その中ですでに提案制度の中で職員からいろいろと出されておりますが、八十六件という数字が六月の中ごろの時点で大体集まってきております。いまその内容につきましてはそれぞれ検討を進めまして、さらにその内容をまとめた上で事務改善の推進会議の方にかけてまして検討を進めていきたいと思っておりますので、現在集約中ということで先ほどのご指摘の問題につきましては、いずれまたまった段階で事務改善委員会の考え方としましてまたご報告を申し上げますので、ご了承願いたいと思っております。

それから会議のあり方等についてご指摘があったわけですが、確かに近年いろいろの仕事がふえてきまして、さらに各部署、各課が単独でそれぞれ自分の担当しておる仕事だけですべてを消化していくということは非常にむずかしいときに来ております。特にこの縦割り行政に対する批判といったものもありますし、今日の行政を円滑に進めていく上においては最小限度他の部署との連絡調整ということが必要になってきております。したがってそうした意味で庁議等の持ち方につきましても、いろいろ問題はあるものの必要最小限度の問題につきましては各部署との調整をとるという意味でいろいろ会議を持っておるわけですが、今回そういうことにつきまして十分能率的に会議が持たれるように検討を進めていきたいと、このように思っておりますので、ご了承を賜りたいと思っております。

次に、市長の決裁と言いますかあり方と言いますか、そういうことについてもご指摘があったわけでございますけれども、市長は常に行政、特に仕事が迅速に処理されるということで配慮をいただいておりますけれども、たてまえといたしまして毎日十時まではいろいろの会議あるいは外部との来客等もあるわけでございますけれども、十時までは部内の決裁を優先的にしていただくというようにいたしておりますし、特に出張等で不在の場合は、しかもその内容が緊急を要する場合は助役の代決ということで処理をいたしますけれども、なおそれらにつきましてもできるだけ滞りのないように処理をしていくということに考えさせていただきたいと思っております。

それから、統計資料等の画一化と言いますか、特に人口、世帯の違いについてのご指摘があったわけですが、これにつきましては何年何月現在という表示がこれは当然必要なことでございまして、そういうことが漏れていた場合にはこれももちろん問題になりますし、また統計資料そのものの価値も非常に減退するわけですから、十分注意をしていきたいと思っております。なお、こうしたいわゆる統計資料等につきましては今後の処理の仕方としましては、たとえば総務の文書係等で統一的にこれをチェックしていくというようなことも考えてみたいと、このように思っております。

それから、職員研修の制度の見直しでございますけれども、現在職員研修につきましては、新採職員の研修それから初級、中級、上級と、あるいは専門職に対する研修、管理職に対する研修、こういったものを行っておりますけれども、特に窓口を担当いたしております市民部あるいは財政部それから福祉部といったところにつきましては、職場研修といって職場の日常の業務と直結した研修を職場研修といった形で重点的に今後とも考えていきたいと、このように思っております。

それから、人員配置と関係をいたしまして時間外勤務の問題についてご指摘があったわけですが、時間外勤

務につきましてはかねてから人事課におきましても職員の勤務状況報告書というものを毎年度まとめております。したがってその中では時間外勤務の実態を毎年度掌握をいたしておるわけですが、そうして時間外勤務につきましてはそれぞれ各課において仕事の特種性から時間外勤務が多くなるというような性格を持っておりまして、たとえば財政部の財務課等につきましては、毎年度予算編成時期になりますとこれは人員の割にかなり時間外勤務がそうして多くなってきておりますし、職種別にどうだというその実態のご指摘があったわけですが、一般的にはやはり技術職あるいは現業職関係が時間外勤務が非常に多くなっております。時間外勤務はそれぞれ職場の勤務実態の一つの形というものをあらわすものでございますので、それらにつきましてはこの報告書に基づいてその実態の把握について努力をしていきたいと、このように考えておりますので、ご了承を賜りたいと思っております。

それから最後に、この財政資料の問題についてご質問があったわけでございますけれども、この財政分析の手法としまして、財団法人の地方自治協会が五十五年の研究事業として財政診断手法の開発に関する研究委員会といったようなものをつくりまして、財政分析、財政運用について六十項目にわたってそれぞれ簡明に総合的に把握するような分析を行っておるわけでございます。本市におきましては、これまで予算編成などに対してのその財政の状況や将来の見通し等についていろいろその資料にするために、財政部で各都市との比較に必要な資料を作成いたしておりますが、ご指摘のこの財政診断手法というのはこれは新しい一つのやり方でございますして、簡明にしてしかも内容が明確にわかるというような結果が出てきておりますが、参考のために本市も現在それに対してその手法に準じて試算と言いますか、それを行っておりますが、この結果につきましてはそれぞれその都市の持つ財政力と言いますか、財政状況といったものが十分わかると、このように思っておりますので、これらのこの委員会の手法を採用しまして今後の財政運営の参考にしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 電算業務につきましてご指摘をいただいておりますので、一言お答えを申し上げたいと思っております。

昨年的一般質問でも申し上げておりますし、この三月議会でも補足説明あるいは総務委員会でもいわゆる議論をちようだいたしてしておりますが、四十七年にコンピューターを導入いたして以来、定型的な大量の反復する業務につきましてはほとんど電算処理に移行をいたしております。現在では二十七項目にわたっているわけでございますが、このことによりまして事務の省力化あるいは効率化等を図られております。保険、年金あるいは税務関係で約十名ぐらいの職員の配置転換等も今日まで行ってきております。今後の見通しがご質問のポイントになっておりますが、従来電子記録課におりました職員が各部署に出ていってございまして、こういった職員を中心としながらさらに今後の新しい電算処理への移行の問題につきまして研究取組みをいたしております。特に今年度は外部のセンターとの結びつき等につきましてはまだまだ少し検討しなければならぬわけですが、この庁舎内部のインラインシステムの開発準備が現在進んでおります。来年の四月からは特に税務関係の証明書の発行業務などをこのインラインによって行う予定をいたしております。さらに今後は先進都市では大部入りつつありますが、漢字処理を入れるということがこの市の業務に、住民関係あるいは印鑑証明の問題あるいは選挙事務等にも大変有効な手段になるわけでございますが、何分にも漢字処理ということは大変高価な段階でございます。技術的にも問題がかなりありましたけれども、最近是非常に進んでまいっておりますので、できるだけ近い将来に漢字処理に取組んでさらに業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。



えれば当然のことです。そうすると職員はその選択基準は何かと言うのですが、これがむずかしい。しかし行政哲学みたいなものを持っていないとその選択がどうしても場当たりになる。その点からも職員に勉強するように言っているわけです。一と何かのインタビューに答えておられました。要するにどれかを選択するという決断が部長に期待されているわけであります。これは政治的感覚、豊かな行政経験から行えるものであります。また時代の動きを洞察し得る先見性とか対外交渉力、統率力を持つことが要求され、まさに組織のリーダーであり考える人であります。以上のような資質豊かな皆さんがそれぞれに期待されている役割を果たし得ないものとしたら、部下職員は仕事以外に生きがいを求める無責任集団化し、市長は日々細かい意思決定や実践にまで忙殺されるおそれ起きるのではないかと考えるのは私一人ではないと思うのですが、いかがでありましょうか。職務遂行能力をさらに充実していくためには今後どのような方法をとることが考えられるかを市長にお尋ねしておきたいと思えます。また幹部職員の皆さんは新しい発想とこれを具体化する創造性を養うために一般教養とともに情報の収集、専門的な研修等絶えざる平素の努力が必要であり、少なくとも一つの方向に対して二、三の案を持っていたくほどであってほしいと思われまます。そうしなければ先ほども問題になっておりました部長会、庁議が形式化されてしまったり各部長間の意見調整の欠如になりかねません。それこそ市民の立場、利便よりも市長の方を向いて考え取り組んでいるのではないかと心配になってまいります。心から市民の皆さんとともに心配するわけでありまます。すなわち少々部長カラーがほしい、こういったところが私の感でございます。

さて、ここで私を初め多くの議員さんは承知をされていないと思えますので、新しく任につかれました部長の方々に一言ずつで結構ですので、担当の部における現状、将来等についてご意見をいただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。しかしこう申し上げましても非常に広いので、担当部と地域づくり、コミュニティづくりについてせめて答弁をしていただきたいと思います。また私の感じてございますが、せめて今議会の答弁はご自分で作成していただきたかったと思うのは私一人ではなかったと思えますが、いかがでございますでしょうか。

一つだけ具体的に環境部長にお尋ねしたいと思えますが、以前私は消防長に突然お尋ねしたことがございますが、国際障害者年でございますので、まず環境部長にお尋ねしておきます。市内における寝たきり老人、体の不自由な人たちとか夫婦とも目の見えない人たちが地域的にどれくらいいるか、実情を調べておられますか。なぜかと申し上げますと、そうした家庭ではごみを集積所に持ってこられるのに大変だとお聞きするからであります。ご答弁いただきたいと思えます。そしてつけ加えて質問しておきますが、今回の異動でたった一年で異動した課長なり部長の数を教えていただきたいと思います。何となく無原則で動かしているような気がしてならないのであります。また市長が非常にさびしいので、あと一つは政策形成における市民参加をどのように見ておられるかを補足しておきます。

次に、これまでは、公共施設の整備がおくれている、あるいは新しい需要が次々に出現して建設に力を入れてきたというのが現状であります。中には高度経済成長の、いわば使い捨てに見合ったむだの多い建設がかなりあるような気がしてなりません。いまになって見ますと大変なエネルギーの浪費あるいは管理に経費がかかるわけで、この点を再点検して手直しをしてみる必要があると思えますが、いかがでしょうか。またこれから建物をつくる場合にはもっと省力に徹した効率のよい管理ができるように工夫する必要がないかと考えるわけでありまます。従来建設中心できた役所の体制を管理の面に力を置いていく能力が必要となってくるのではないかと思うのであります。民間ではすでに十五年も前から唱えられているプリベンティブメンテナンス、すなわち予防保全の考え方についてお尋ねしておきます。財政危機の唱えられている今日、民間企業における合理的な経営管理技法を市政に積極的に導入して、そして最小の資源、施設を最も効果的に活用して最大のサービスを生み出すということに大いに努力していただきたいと思います。

思います。そうした点から見て職員数は施設面について新設、拡充を図った結果ふえたわけであります。たとえば公営施設管理公社といった第三セクターを設置し、駐車場を含めて体育館、プール等の運営をゆだねるとか、民間委託をして増加を押さえる方向に持っていてはと思われれます。全国的にもそうした形がふえておりますが、いかが思われるでしょうか。また施設本体についても本庁のように管財課が身近にない施設については、長持ちする管理について積極的に取組んでいただきたいと思ひますし、スポーツランド、野外活動センター、霞ヶ浦荘、葬祭会館等のせうかお尋ねしたいと思ひます。また下水道管の維持管理についてはどのようにされていこうとしているのお伺いしたいと思ひます。それからかなり前になりますが、婦人会によって陳情され具体的にになってまいり、でき上がりまして大谷にございます葬祭会館でございますが、できて一年たちましたが四回しか利用されていない、そういった施設についてのPR等についてはどのようにお考えになっておられるかをお尋ねしたいと思ひまして部長室にお伺いしたわけでございますが、そういったことは施設をつくる前に反対だったんだという非常に冷たいご答弁をいただいたわけでございます。人事課におつたときのように点数制で物事を判断していいか悪いかを決めている部長じゃないわけですから、総合的に見て判断をしていただく、またいわゆる政策力、行動力なりを期待してお伺いしたわけでございますけれども、非常に残念だったと思ひます。

次に、公務員のやる意欲をなくす要因として、一つにはいまの役所はやる者が報われるシステムになっていない。やる者もやらない者も皆同じという戦後の誤った平等主義が一段と広がっていること、二つ目には個人の発想、アイデアが役所という組織の中ではなかなか認められない、伸ばされない、むしろつぶされるといった体質の中にあるからだとお尋ねしております。この結果、いまの役所はやらなくても務まる、むしろ物を言わない方がよい。したが

って勉強もしない、議論がない、朝来て晩になってそれが繰り返されて給料になる、ボーナスになるといった安易な生活態度にかなりの人が浸ってしまっているように思われます。一つ目における給与面については全国的なことでもありいたし方がないにしても、やる人、能力のある人はそれなりに報われるというのが社会や組織を活性化させる基本原則であるにもかかわらず、本市において現業、技術職員のモラル向上について、一般事務職に比して与えられるポストの少なさについて今後職能性をどう加味されようとしていくかお尋ねしておきたいと思ひます。現状ではどういう実績を上げたかという功績あるいは能力評価よりも何か失敗はなかったかというマイナス点を拾う減点主義の体質が深くあり、何か新しいことに手を出すよりも何もしないでじっとしている、失敗、マイナスをつくらない方向に本能的に向く体質になってしまっているような気がいたします。ですから三千人の職員がいて八十六ほどの意見しか出てこないんじゃないかという気もいたします。こんなことが清掃作業員の人に収集現場でいろいろ話しかけても返事がなかったり、営繕課の設計がかわりばえがしないといったことになってくるのではないのでしょうか。技術職員の場合、栄達の道が一般事務職に比して少ない現システムの中でどのように考えておられるかをお尋ねしたいと思ひます。もちろん仕事への意欲を抱くのは金や人事だけではないということは、社会行動の心理学部門においてはずっと以前より提唱されております。創造性を持って仕事に取り組み、その成果が上司や周りから認められるということがきわめて大事なことであります。しかしいまの役所の中ではきわめて少ないのであります。慣例、先例中心といった長年の役所体質を破った新しい感覚、センス、発想はなかなかないのか評価されておられません。そんなことではだめです。現業職員にも積極的に市民の中に入れるとか、他都市の先進的なものを見てもらって当局の中に取り入れるようにするとか、加点主義を大いに發揮して広報等でほめていくといった、いろいろ考慮できないものかを考えてみる必要があるんじゃないかと思ひます。

次に、行政を動かすのは人間であります。市民の皆さんに接する場合も、職員の一言一言が大きくはね返ってまいります。職員は市長の代弁者として、ふさわしく適切な表現とTPOに適したマナーを身につけていかなければならないと思います。市役所という集団の中で働く場合、組織が膨張すればするほど対市民、庁内の人間関係を円滑にするマナー、ルールをきちんと守るべきであると思います。そして行政を質的に高めより充実したものにするには、行政を担当する一人一人の職員の人間性をみかく努力が重要であろうとも思います。特に地区市民センター構想の中においては、長年庁内オンリーの職員が市民ときわめて接点の多いセンターに出るわけですから、もっと市民に開かれたものとなって市民のいろいろな発想、感覚を取り入れていかなければなりません。市民の側からはそれぞれの分野の人が自由に入っていき、そして職員の側ももっとフランクに市民と同じ気持ちになってみんなの中に入れていくべきものだと思います。そうした人間的教育とでも申しましょうか、資質の向上についての市長の所感をお伺いしていただきたいと思います。また市民センターに出た場合、団体に接する方法等研修の徹底についてはどうされていくつもりか、いわゆる具体的には規約、運営、会議の技術、司会の技術、会議録のとり方、広報の出し方、また自治会、婦人会等の各種団体の予算・決算等への指導なんかはどうされていこうとしているのかをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 職員の全般にわたっての仕事に対する意識というものにつきまして、職員全体が向上をしていくそのことに対する各種の障害点と言いますか、そういったものをご指摘いただいて、そのところを具体的にどう対処しようとしているのかというご質問と受け取ったわけでございます。私からご答弁が漏れる点もあらうかと思いますが、その点につきましては担当の助役なり部長なりの方から答弁をいたすとして、私なりの考え方を申し上げます。見てみたいと思います。

われわれは予算によって仕事を執行しているわけでございますが、予算の編成時にあたりましては、各部からそれぞれ各部で考えました政策が要求となって出てくるわけでございまして、それぞれの要求を出す時点においては各部長が部内を取りまとめ指導をしておるといふように私は理解をいたしております。したがって、いろいろな部外

の人々と部長なり課長なりが市民の方々あるいはその代表の方々と接触をするときによく出る言葉ですが、事務的にはこうですと、こういう返事が出るわけですが、私はそのことについていつも注意をしておるつもりでございます。

事務的にはこうですがということになりますと、あとは政治的に判断をしてもらってくださいと、こういう形になるわけでございます。そうするとすべてが助役なり部長なりという上の方へ上の方へと集中をしてしまう結果になるかと思うわけでございます。そのところは各部長あるいは課長に十分検討、研究をしてもらわなければならないと、研修会というようなものもございまして、もう部長、課長というポストを処理できる人々ですから、研修会といえど部外の専門家の方にお願いをしてそのお話を聞くということが一番大切なことではないかというふうに私は思っております。いろいろたぐさんの課題がある、最終的にどうしても結論が出しにくい、そういう問題もあるかと思いますが、その点についてはやはり市長の判断を求めるところがあるかというふうに思っております。これはやはり市長として判断をすべきことはできるだけ判断をして指示をいたしたいと思っておりますが、私、市長という仕事になりますと、意思決定という仕事の方が多くなって実践的な仕事の割合というものは比較的少なくなってござるを得ないというふうに考えておるわけでございます。したがって、それぞれの部長、課長の市政を処理する上において果たす役割というものはきわめて大きいものがあるかというふうに考えておるのでございます。

それから政策決定というものがそういった意味ではよその部課との調整という問題がありまして、その調整は主として部長のところまで調整を終わってもらいたい、そしてそれを助役なり市長なりのところまで持ち込んでもらって判断してもらおうというのが私は普通のあり方ではないだろうか、助役や市長のところまで調整して両方の意見を聞いて結論を出すということではかなり時間がかかってしまつて会議、会議ということにならうかというふうに思います。で、その辺のところは私としては部長課長に大いに期待をいたしたいところでございます。

それから市民参加をどう見るかというご質問があつたかと思うんですが、政策決定の上での市民の参加、これはいままでは陳情書なりあるいは地区懇談会なりあるいはこの市政モニターの通報なりという形が主としてとられておるわけでございますが、政策決定ということになりますと、個々の大きな政策の問題についてはやはり特殊の懇談会あるいはプロジェクトによって市民の意思を確かめていくことが必要だろうと、もちろん二十五万市民全部がかかわるということは不可能でございますから、ある程度各界各層の代表の方にご参画をお願いして参加をさせていただくという形をとっておるのが今日の実態でございます。これでおお不十分な面もあるかというふうに思いますし、市民センターという機能がもっと充実をされてくれば各地域におきます市民の方々のご意見というものをもう少し市政の上に反映できるのではないだろうか、かように考えております。

それから、利用頻度の少ない施設ということはあることは事実でございますし、ご指摘を受けたとおりでございます。これはやはり私どものPR不足であると、施設はつくつてしまえば後は、というようなことでは申しわけないこととなりますので、その活用を図るべく、よそに活用をしているような面もあるんですけれども、なお目的自体に浴つた活用を図るべく努力をいたしたいと、かように思っております。

それから、能力のすぐれた人が報われるようにということでございますが、現在の企業体系そのものでは非常にやりにくい体系になっております。したがって民間産業のやっているような形にはできないというふうに思うんですが、まずいけれども、また役所という性格から申しまして非常に突出をしたようなことになりまして、今度は逆にリアクションも出てくるというような心配もないわけではないんですが、やはりある程度力のある人はそれなりのポストに引き上げていくという必要があるかというふうに思っております。できる限りそういう対策をとってまいりたいというふうには思っておりますが、先ほど申しましたような点もございまして、皆さん方がご期待になるように、果

たしていけるかどうか今後よく考えて、やはり力のある方にはそれなりのポストをやっていたかどうかという気持ちでおります。技術職員、必ずしも私はポストが足りないというふうには思っておりませんが、技術職員と言えども課長程度になりますと技術を離れたと言っては語弊がありますが、そのことだけに専念するというのではなく、もう少し幅の広い勉強をしてもらい幅広くほかの仕事もこなしていけるようになるべきだと、こういうふうには思っておりますし、現業職員につきましてもなかなか直接私も接する機会が余りございませんので、そう簡単にはいけないと思うんですが、登用の点についてもよく考えてみたいと思います。

それから、職員のしつけでございますが、これは初級、中級、上級という研修をやっておりまして、それぞれの研修の中でかなり突っ込んだ勉強会が持たれておるわけですが、何と言いましても今日新しく役所へ入ってこられる方々が私どもの目から見た市役所の地方公務員であるという意識に、あるいは市民の仕事をするんだという意識がなかなか新しい方々にはそこまで理解がしにくい面がまだあるかというふうに思いますので、今後もお研修の強化をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、私からちょっとお答えにならなかつたものもあろうかと思えますけれども、足りない点は総務部長の方から補足をいたします。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 幾つかご指摘、ご質問をいただいたわけですが、まず人事異動の問題でございますが、四月の定期異動を本年度行ったわけでございますけれども、一年に異動した部課長の数というご指摘があったわけですが、人事異動は言うまでもなく行政効果と言いますか、市民サービスを基本とした行政をいかに円滑に執行していくかということがそのねらいでございます。さらに先ほど来ご指摘の職員の勤労意欲と言いますか職務に対する熱意をどう発揮させていくかというように目的がございます。したがって人事担当部局といたしましては、そうした観点から常に職員のいわゆる配置につきましては苦心をいたしておるところでございます。したがって場合によりましては短期間で管理職を異動する場合もございますが、いわゆる組織の中においてその組織が目的とすることについて職員がそれに対して真剣にその職務を遂行するというのが当然のことでございますので、行政目的に沿った人事異動をいたしておりますので、場合によりましては短期間に異動すると、適材適所という観点からも異動せざるを得ないということがございますので、その点はご了承を願いたい、このように思っております。

それから市長からちょっとご答弁があったわけでございますが、職員のマナーの問題につきましては、今後とも特にそれぞれの行事について事前にその行事をどう運用していくかということについてそれぞれ行事を担当した課は事前にそれらについての打合せと言いますか協議というものを持つべきじゃないかと、内容的には行事の内容というものも十分理解する必要がありますけれども、そのスケジュールに対する進め方についてはより以上に慎重に対処をしていく必要がございますので、いわゆる少なくとも市が主催する行事について市民に悪い感じを与えるということのないように今後とも十分配慮をしていきたい、このように思っております。

それから現業、技術職員の内務の勤労意欲と言いますかこれにつきましては、特に現業職の職員につきましてはそれぞれ補職あるいは役職の面で昇進あるいは給料表の格付の問題で配慮をいたしておるわけですが、今回事務改善委員会で事務事業の見直しを行っておりますのと並行いたしました、そうした人事を含めました給与問題研究会というものをすでに発足いたしております。その中で先ほど来ご指摘がありましたことも含めまして十分検討いたし対処をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） まずただいまのご質問いただきました中でご指摘がございましたけれども、葬祭場の件につきまして先般お話を申し上げましたときに若干私の言葉の足らぬところからどうも過去に確執があったような受けとめ方をいただいたようにございますが、決して過去にこだわってこれから先せっかくつくられたものを無視するというようなことで考えておるつもりはございませんので、ご理解のほどお願いを申し上げておきたいと思ひますし、そのことにつきましてはおっしゃる通りでございます。ご理解のほどお願いを申し上げておきたいと思ひます。若千市民の皆さん方にPR不足ということもございますので、その辺も十分勘案をしながら広報等で十分その辺のPRと申しますか、徹底を期していきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

なお、部長に新しくこの四月就任をさせていただきましたわけでございますが、私が担当させてもらいます環境部の内容といたしましては、衛生課におきましては、予防接種あるいは成人健診、乳幼児の健診というようなこと、あるいは市民の健康管理と申しますか健康指導、あるいは最近やかましく言われております国民健康づくりというような形の業務、それに火葬場、墓地の経営ということになるかと思ひますが、この中で特に衛生課として将来大きく掲げて推進をしなければならぬのが健康管理の指導、国民の健康づくり、市民の健康づくりというようなことになろうかというふうに考えております。それから次に、公害防止の観点から公害対策課というのがあるわけでございますけれども、これは各種の国あるいは県の条例等に基づきまして、公害の発生を防止するためのいろんな措置が決められておりますが、それらにつきましては現地指導なりあるいは苦情が発生をいたしましたときの苦情処理、あるいは日常的定期的にあるいは常時いわゆる汚染物質等の状況について監視をするというような業務と、ほか公害による健康被害

を受けられた方たちへの救済措置に対する諸手続等を実施していくわけでございます。したがって被害者の救済はもとより公害発生をできるだけ未然に防止するための努力、あるいは苦情処理に全力を傾けていきたいということでございます。なお、清掃につきましては、当然市民の生活環境を清潔にするための措置といたしましてごみ、尿の収集処分をいたすわけでございますが、このことにつきましてはどうしても日常生活の結果この市町村に課せられた固有の義務ということで、誠心誠意このことにつきましては市民の満足を得るための手だてを講じていきたいというふうに考えております。

なお、別にご指摘のございました、「一体環境部長はごみの収集のことなどの関係もあって寝たきり老人や身体障害者の数などをおまえ知るところのか」というようなご指摘ございましたけれども、一応お伺いをいたしますところによりますと、寝たきり老人については市内で六百人、身体障害者につきましては三千八百二十六名というようなことだと思います。

なお、そのほか先ほど総務部長の答弁の中にも若干触れられておりましたけれども、「前の人事課長として一年での短期間で動いた部課長おまえ何人か知るところか」というようなご指摘もございましたと思ひますが、部長級で五人、課長級で十人の計十五人程度だったというふうに記憶をいたしておりますが、記憶に間違いがあるかもわかりませんが、そのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 下水道管の維持管理についてお答えいたします。簡単に現況を申し上げます、今後の私の考え方を申し述べさせていただきますと存じます。

四日市の公共下水道普及率五十五年度末で二七・二％となっておりますが、これらの支派線、サービス管等の維持管理につきまして、野田町にサービスセンターを置き職員を配置して現在維持管理をしておるような状況でございます。しかしながら今後ますます施設の拡充ということになってまいりますと、現況のままではいかどうかという大きな問題がございます。したがって、二点に分けて私は考えております。まず第一点は、建設時に維持管理を十分頭に置いて計画をすべきであるということでございます。第二点については、この現在のサービスセンターのあり方でございますが、これについてどのようにやるべきか担当課に命じまして、現在その考え方を検討しておる最中でございます。

○議長（前川辰男君） 教育長職務代理者。

（教育長職務代理者（長谷川照男君）登壇）

○教育長職務代理者（長谷川照男君） ある小学校長が公式な場で總当欠くような発言があったということでございますが、実情をよく聞きましてもし問題があるとすれば適切な指導をいたしたいと、このように考えております。

青少年対策を初めといたします地域社会づくりを今後一層進めていかなければならない時期に、もし地域の方々と融和を欠くようなことがあったとすれば大変残念に思っております次第でございます。

なお、センター職員の研修につきまして質問がございました。一昨年館長あるいは副館長あるいは社会教育担当職員を対象といたしまして、特に地域社会づくりと社会教育のあり方ということテーマにいたしました。去年も本年度もすでに研修をいたしております。そのほかにもリーダー養成あるいは会議の持ち方というようなテーマを選びまして、今後の地区市民センター活動に必要な知識あるいは技術を修得させるための研修をことしも五月にすでに実施いたしておりますが、今後ともこうした研修活動を一層強化、充実いたしまして職員の資質の向上を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（前川辰男君） 川口洋二君。

（川口洋二君登壇）

○川口洋二君 職務遂行能力をさらに充実させていくための方針というものを少々お尋ねをしたかと思いますが、昇任試験とか研修制度強化とかいろいろなことがあるわけですが、部長という最後の段階まで上がってしまったので落ちていく心配はないということでのほほん構えておられますと、まあ市政、行政というのは一服されるわけにはいきませんので、そういった意味では市長に降格という意思がないのかお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、部長候補をつくる際には二、三人頭の中に描いて、その部をどうするんだという将来を市長も一遍聞いて作文を出させてみたらどうかと、こう思うんですね。この部長になったからなればかりでしばらくわかりませんわ、わかりませんわと言っとる間に市民の悩み、また特に環境部だとお年寄りの方もなくなっていくってしてしまうわけですから、そういうことは非常に危惧するわけでございます。

それから、いまの寝たきり老人の数字です。こんなことデータ見ればわかるし市政概要見ればわかるわけです。結局市民センターにいろいろな情報が集まっているわけですが、各部の部長はもう少し何かがあったから出ていくんじゃないか、どんどんどんどん担当課職員または現場の人間合わせて市民センターに集約されてくる市民の要求というものをもどくように握っていくか、これが一番最後に到達したい市長の考え方じゃないかと思うんですね。ですから、そこから出てくるものからまた特段のものと交互して政策に結びつけていくことがなければ、いつまでたってもそれこそ地域の有力者ばかりがどうのこうのという問題も出てくるでしょうし、婦人会長さんが言ったから葬祭会館つくったら年に四回しか使わなかった。「婦人会長さんどうですか」というと、「そんなのいつできちゃった

の」と、こういうことになっちゃうわけですね。だから非常に心配になるわけですよ。

それから現業職員、技術職員について、やはり銭とかポストの問題ばかりを見ておきますと非常にむずかしい問題なんです。ちょっとした庁内広報とか市長の名前を書き一票得するんですから、小さな善行推奨委員会を設けて、あなたはいい事したから表彰しましょうよと、家へ飾っておきなさいというようなことをすれば、ああ加藤市長よかったということになるわけですので、そういうようなほめる場というものを何とかつくっていくと、銭やポストでなかなか引っぱることがむずかしくなければ言葉とか態度でやっていかないと、いまのように現業の方には市長はなかなか接しにくいとおっしゃっているわけですね。そうすると人事とか総務とか企画とかそのような人ばかりがポスト、ポストについていくわけですね。だから黒いポストになっちゃうわけですよ。赤いポストにしていただきたいと思いませんけれども。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 降格ということは行政処分的な扱いになると思うのでございますので、そうやたらに振り回すわけにはいかないことだというふうに思っております。

○議長（前川辰男君） 二十分ほど休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後三時四十七分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ご通告に従いまして、地域社会づくりからお伺いたします。

昨年度市役所の出張所がなくなって、新しく市民センターという看板が掲げられました。市の行政が大きく変革を遂げていくための一つの道程であろうと考えております。四日市という自治体が一つの原点に立ち返って、いわゆる地域社会づくりを始めようという出発点に立ったと思えます。すでに皆さん方もご存じのように、昔から組という組織

がだれに決められたわけでもなしに自然発生的に組織されたと聞いております。一つの家に悲しいことがあれば、この組の人たちが集まって一緒に悲しみを分かち合い、一つの家にうれしいことがあれば、この組の人たちが集まって一緒に喜びを分かち合うという流れが今日の隣組という形で、葬儀のときには、その人たちが集まってきて皆で世話をし、新しくお嫁さんが来ると、この組の人たちにまずあいさつをし、子供がどこかへ行って見つからぬときには、二日でも三日でも手分けして捜し歩きます。お互いに助けたり助けられたりしていくこの心の連帯を出発点にして地域づくりを始めようということであろうと考えます。もう一つは、自治の原点であります。自分たちのことは自分たちでやっていくことであります。隣組の人が、あるいは自治会の人たちが集まってどぶ掃除や草刈りをしました。しかし、集めた草やごみ、泥は自分たちで処理できぬ。これだけは市の方でお願いしますと申し出る。花いっぱい運動の一連の仕事として、子供たちのために花壇をつくった。土を盛っただけでは崩れるのでブロックの現物支給をお願いするというように、何もかも市のサービスでやろうというのではなく、自分たちがやります。でも、自分たちでできないところを市の方でという、そんな精神、心ある社会づくりが大切であろうと考えます。とかく行政サービスの限界を問われている今日であります。この機会に自治とは何かを考えてみる必要があるのではなからうかと考えるのでございます。

ところが、現実には市民センターの中に公民館があつて、幾つかの講座が開かれております。料理教室、舞踊教室、ダンス教室等々十幾種も開かれているようでございます。これも地域づくりの一つであるかもわかりませんが、これが主流ではないはずでございます。官庁と市行政の事務職員、そして公民館関係職員といった人員構成から、公民館関係者はすぐ講座方式を考える。主流でないものが主流らしく動いているというふうには、生意気な見方もわかりませんが、私たちには思えてならないのでございます。どうして主流が中心になってやらないのか。いや、やれないだらうか。そんな疑問を持つのでございます。私たちは、地区ごとに個性のある地域づくりを目指して努力してやれると思っております。ところが、相も変わらぬ公民館の講座方式が主流になっているのを見ますと、「羊頭を掲げて狗頭を売る」といったような感じさえ抱くのでございます。

いまは地方の時代でございます。地域が自己を大きく主張する時代であります。花いっぱい町づくりも結構、子供を大切にす町づくりも結構、お年寄りを大切にす町づくりも結構、あるいは親切いっぱい町づくりも結構です。その地域の個性ある町づくりを主体に考えながら、その中に連帯の心を育てていくべきではなからうかと考えるのでございます。桜地区では、こんな話を持たれました。ご存じのように矢合川が、桜台団地と旧桜地区とを二分しております。この矢合川をきれいにして子供たちのために、自然の中で楽しめる環境づくりをやるうじやないかという話が進みました。子供たちのためにという一つの心に両地区の人たちの心が結ばれたら、こんな結構なことはありません。先般も会合の中で保育園の園長さんが、この間子供たちとたんぼ道を通ったら、オタマジャクシがたくさんいて、子供たちがつかまえないとしゃいでいたが、田のあぜ道を歩いていかどうかわからなかったので、つかまえることができなかった。あの矢合川で子供たちが遊べるようにしていただいたら大変ありがたいと言っておられました。どんな仕組みにしていくなかはこれからの相談でございますが、私たちのできないところは、市の方でよろしく願ひいたします。少し横道へ入りましたが、この地域社会づくりの指導意識と具体的な進め方、歩み方をどう考えおられるか、まずお伺ひいたします。

次に、父子家庭について、この問題は公明党さんから一度質問された問題であります。その後何の手だてもされていないまま今日に至っておりますので、お伺ひいたしたのでございます。

母子家庭につきましては、すでに行政的に母子福祉法によっていろいろ配慮されておりますが、この父子家庭につ

いては行政の手は伸ばされておりません。ご存じのように近年日本でも離婚がだんだんふえて、離婚の時代がやってきたとも言われております。この間NHKテレビで「離婚・残された父と子は…」という父子家庭の放送がありました。そして、幾祖かの父子家庭を訪ねたものを放送してありました。残された父親たちの多くの人は、仕事と育児とは両立できない。家事と育児にとまどいと言って悩んでいる姿が出ておりました。また、子供たちは、家ではお母さんの話はしない。外でお母さんに会っても逃げてくるという幼い子供のさびしい心が伝えられておりました。

瀬戸市の主婦がこんなことを言っておりました。私の家の周りには、家をあけてパートに出ていく母親が目につく。よく見ていると、必ずしも経済的理由からだけではないようである。中には小遣いかせぎの人もいるようです。母親の声を家の中で聞くのがあたりまえであった子供時代のことを考えると、母親がパートに出ている留守家庭の子供たちがランドセルの中からかきを出して戸に差し込む小さな手を見て、胸が詰まる。学校から帰ったとき母親がいない子供のさびしさを考えると、パートに出ている母親は子供の帰宅する時間には家に帰って、お帰りなさいと言ってやれないだらうかということをお話しておりました。本当に母親のいない家庭の子供から考えたらぜひいたくなくらいであるのに、正常な家庭の親から見たらこんな心を抱くのも母親でございます。母として何もしてやらなくても、母親というものは、子供にとっては太陽で、そこにいるだけでもいいのでございます。その母親がいない父子家庭、どの場面を見ておりましたが、父も子もしょんぼりとしているので、哀れで胸の詰まるのを感じました。自殺や子供の非行を生み出す世帯の比率が、父子家庭は両親のいる家庭の九倍、母子家庭の三倍もあることが知られておりました。この背景には、家の核家族化、人間の蒸発、女の自立などさまざまな事情があるのでしようが、現代の世相の一面を伺うことができました。近年の若者の暴走族、中学校、高等学校の生徒の暴力や非行問題についても、一つの問題点を投げかけているのではなからうかと思いました。行政として何をなすべきかについてお伺いいたします。

最後に、四日市スポーツランド、特にアスレチックについてお尋ねいたします。

この施設は、ご承知のように国際児童年を記念してできた施設でありまして、はや三年目を迎え、たくさんの方が利用されております。五十四年には二万九千二百六十八名、五十五年には四万四千五百九十四名、五十六年五月現在でございますが、八千八百二十八名、計八万二千六百九十名、その利用料金も三千二百六十四万円とお聞きいたしておりました。一応コンスタントに利用されていて喜ばしいことであります。が、しかしこの間利用された方々から、施設のPRが足りないとか、バスの出入りができないから道路を拡張してほしいとか、あるいは施設が単一だから広場でもいいから施設の拡充を図ってほしいとか、批判なり要望がたくさんありました。特に施設の増設につきましては、アスレチックを利用された議員からも再三この議会でご要望されたことはご承知のとおりであります。しかし、今日になって具体的に施設の増設については何ら知らされておられませんので、私は再度お尋ねをするわけでございます。私がいまさら問題点を取り上げなくても、理事者におかれましては十分おわかりのはずでございます。現在の状況では、理事者の方が本当に利用される市民の身になって考えていられるかどうかと疑問を抱くのでございます。ご承知のように、隣に幸福村があります。きれいな泉を利用し、大きな池と池の周りを遊歩道に、また大きい駐車場と広い芝生の遊園地、りっぱな花園、ぶらぶらと散歩を楽しむのであれば二、三時間は優に楽しめる施設でありながら無料でございます。一方、アスレチックは丸太とロープでつくられたりっぴな施設であります。一回りしてせいぜい三十分、子供であれば二回、三回と利用いたしますが、一般の人ではとうてい体力的に無理であります。わざわざ遠い財産区有林まで出かけて行って、遊べる時間はきわめて少ない、そして五百円。子供の施設としては最適ではありません。しかし、一般の人に対してはきわめて申しわけない気がしてなりません。幸福村と比較して、どちらが公共的な施設であるかとも批判したくなる状況でございます。市の施設であるからには、もう少し批判のないよう施設の

増設を早急に考えるべきではないでしょうか。理事長にお伺いいたしました第一回の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地域社会づくりでございますが、お話のありましたように地域の連帯を高めるためには、旧来の隣組のような心と心の結びつきが大切でありまして、また何でも自分の身の周りのことを行政側にすべてを任せるということでなくて、市民の方々が自分の手でできることは自分たちの手でやっていたかどうか、行政と市民の方々との役割分担をしていくことが大切だということ指摘がございました。全く同感でございますが、あえて補足をいたしますならば、旧来の地域社会というのは、親近感がありました。やはり何となく自主性、といいますか個性といえますか、そういったものの発揮をする機会が非常に少なかったのではないかと、むしろ自主性、個性というものを発揮しにくいような風潮が昔はあったのではないだろうかというふうに思っております。そこで、現代ではやはり一人一人の住民の皆さんが、自分たちで考えてその地域社会というものに参加をしていただき、その地域をよくしていただく、こういうことが大切ではなからうかというふうに私も思っておるわけでございます。ちょっとむずかしい言葉になりますが、旧来のような親近感を持ちつつ自主性、自発性の発揮できるような、そして開放的な地域社会をつくっていただくということが大切でございます。それには地区市民センターというものが、ただ講座だけがその公民館の仕事ではありません。講座というのは勉強の機会でございますので、その地域の方々に勉強したいと思うことを勉強会を持っていただくということも必要でございますが、ただ勉強だけで地域社会というものをよくしていくということについての実践というものが伴わないのはいけないのではないだろうか、こういうふうに考えております。市民センターというものは、館長、副館長、そして職員というものが一体となって地域の皆さん

方とご相談を申し上げながら、その実践というものを盛り上げていくというような方向に行ってもらうことが一番よろしいのではないかとというふうに私は考えておりました。あくまでも住民の方々がご主人でございまして、ご主人である、自分たちが主人であるということの認識を、理解を深めていただきまして諸活動を通じて実践を進めていただく。それを地区市民センターの方でバックアップをしていくことが必要かと思っております。私は、そういった意味での指導を今後も市民センターの職員に進めてまいりたい、かように考えております。

第二番目の父子家庭の問題でございますが、ご指摘のありましたとおりでございます。五十三年十一月の民生委員協議会での調査では九十六世帯ということが言われておりましたが、五十五年七月に南部ブロックの民生委員協議会で父子家庭の調査をしていただきました。五十三世帯の実態調査を行っております。それによりまして、生活費の問題も一部に悩みの種として出されておるわけでございますが、悩みのほとんどは何とないまま、ただいまお話のありましたように育児問題、あるいは子供のしつけの問題、それから日常の家庭での洗たくでありますとか、そういった雑事といえますか家庭用件、これに追われているというのが実態でございます。これにどう対応していくかということでございますが、現在の段階では、こういった小さな子供さんがある場合には、保育所への優先入所を図っていく、あるいは希望の家乳児部においてお預かりをして養育をする、それからもう一つ、民生委員協議会で行っております結婚相談事業、こういった対策を講じております。この悩みの中で大きな問題として結婚問題がありまして、再婚の機会というものをつくっていくということも、この際必要なことではないだろうかと思っております。五十五年度からは一日里親というような事業も実施をいたしまして、でき得る限りこの子供さんたちに喜んでもらえるような対策を講じてまいりましたが、五十六年三月の卒業の中学生、あるいは四月入学の小学生に対しましては激励のための祝い品

等を支給をいたしました。しかし、これらの対策では不十分でございますので、これからもう少し実態調査に努めまして、家庭介護を含めた相談事業を今後充実をしてみたい、かように考えておるところでございます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 四日市スポーツランドについてご答弁を申し上げたいと思います。

この施設の充実につきましては、昨年十二月の本会議におきましてもご質問賜ったんでございますけれども、レジャー施設協会といたしましては、この四日市スポーツランドの基本計画の策定を専門機関に委託いたしましたので、一応の成果品は得ておるのでございます。現在のところ、この基本計画を骨子といたしまして実情に沿うよう実施計画を策定しております。また、ご指摘の施設の充実につきましても、努力をしておりますが、現状を申し上げますと、いま検討をして課題となっておりますのは、ご承知のようにあの地域は地形が相当急峻でもございまして、整地に相当な経費がかかるのと同時に、どうしても調整池を造成しなければならぬ、こういうことがございます。この調整池を砂防工事を導入してできないか、そして経費を少しでも軽減できないかというようなこと等々につきまして目下県と調整をいたしておるのでございます。また、施設等につきましても、ここへ張りつけます施設、それとそれに対する事業費等について検討を加えております。この結論を得まして、ただいまご指摘のございました、あるいはご要望のありますご趣旨に沿いまして、私どもといたしましてはできるだけ早い時期に最終的な結論を出してみたい。そして、開設以来年間延べ約八万三千人の利用をしていただく方を、さらによりもっと多く利用していただくように努力をしてみたいと思えますし、そうやってまいりますと、バスの乗り入れ等も、大分道路の拡幅もできてきておりますので、バスの乗り入れあるいはその他のご利用をしていただく方々の利便供与について努力をしてみたい、このようにいま考えておるような状態でございますので、ご理解とご協力を賜りたいと存ずる次第でございます。

○議長（前川辰男君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ただいま市長さん、理事長からご答弁をいただいたのでございますが、まだ少し物足りない感じがいたしますので、二、三点お伺いし、ご要望申し上げておきたいと思えます。

まず、地区市民センターでございますが、毎年二カ所か三カ所計画的に新築されておりますが、その規模におきましては、人口に比してA、B、Cとランクづけされて異なっておりますが、内容につきましては、ほとんど同一であります。センターが地域づくりの拠点であり、センターが地域の皆さんと市行政の出合いの場として創造的地域に即した地域づくりのための話し合いの場であるならば、センターの内容については、おのずからその地域の特性というものがにじみ出てしかるべきではないか、そのように思うのでございます。現況では、どうしても行政サイドで一方的に計画設計されているように思えてならないのでございますので、地域の自主性というものをこれから加味していただきまして、地域にふさわしいセンターの建設に努力していただきたい、かように思います。また、センターにはご承知のように、地域活動及び親睦を図る目的で運営委員会が設けられております。ところが、この重要な運営委員会が、委員に対し辞令をお与えするための会合を持ったのみで、その後一回も委員会が開かれていない地区センターもあると聞いております。これでは前の出張所と何ら変わりはないと言っても過言ではないように思うのでございます。センターとしての機能が十分発揮できるよう、話し合いの場を一回でも多く持ち指導すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。聞くところによりますと、予算がないからできないということも言っております。

また、公民館主事がいろいろ地域づくりのために自発的に努力しようとしても、予算が全くなく自費負担ということも聞いております。地域づくりのため、地域の皆さんが本当に親しみのあるセンターとするために、少しでもまた運営費についてもご配慮をいただきますようお願いしております。

次に、父子家庭について。最近の新聞報道によりますと、アメリカでは一九七九年に百八万一千件の離婚があったということであり、この数字は二十年前に比べると三倍にふえているということです。七〇年当時には四組のうち一組が離婚していましたが、いまでは二組に一組が離婚する勢いだということです。日本では去年十四万二千組が離婚し、統計史上最高で、二十年前の離婚率は人口千人当たり〇・七四人でありましたが、それがだんだんふえて去年は百二十二人になったということです。アメリカの離婚率に比べるとはるかに少ないけれども、いずれはアメリカ並みにならないとは限らないのであります。

ウェップの小説「孤児たちは」という本に、今日のアメリカ離婚社会のやり切れなさ、恐ろしさを洞察したような作品であり、映画の「卒業」は、結婚して親となり、そして多くは離婚する。親に背かれて孤児になった少女ゲンは、カリフォルニアから東部へ灰色の道を当てもなく歩き始める。崩れ去るか、試練か——離婚社会の孤児たちは一人歩き続けなくてはならぬことを、作品は暗示しているということです。また、米国の保健所の統計によりますと、年間三十万人の児童が親、継母、継父によって肉体的、性的虐待を受け、七十万人が放任されているということとあります。

先ほどお尋ねいたしました父子家庭の問題も、やがて家庭の崩壊を来し、この子供たちもまた灰色の道を歩かなくてはならぬときが来るのではなからうかと心配するのでございます。問題の先取りをして、一つの政策を打ち出すことはきわめてむずかしい問題であることは、私も承知の上での質問でございますので、せめていま市長が説明されたように、子供のこと、あるいは結婚相談のことについても、どうぞひとつご努力されることをお願いしております。

次に、アスレチックでございますが、アスレチックが丸太とロープでつくられ、雨ざらしで三年もたちますと、色はどす黒くなり、耐久力においてもそろそろ心配されるような状況ではないでしょうか。施設は老朽化し、目新しい施設もできないまま運営を続けられるならば、レクリエーションの場としての魅力を失い、市民から見放されるのではないかと心配するのでございます。それがためにといいますか、財団としましては、このようにりっぱな計画案もおつくりのようでございます。机上の計画だけでは、市民はどんなりっぱなものでも喜びません。市民のため、一日も早く喜ばれる施設を増設いただきますようお願いいたします。質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） いろいろ地域社会づくりにかかわりまして、センターに対します貴重なご提言ありがとうございます。先ほどご指摘をいただきました中で、特にこのセンターの施設の画一的な配置についてやはり考えるべきじゃないかというご提言でございますけれども、確かに現在のセンターの建設につきましては、年次的に基本計画に基づきまして、その整備を図ってきておられるわけでございますけれども、先ほどご指摘のように最近こういった施設につきまして、それなりの、地域にふさわしい象徴性といえますか芸術性あるいは文化性という意味をあらわすための考え方があってもいいんじゃないかというような考え方が、最近国を初め各都市においても、そういった面から見直されてきているという現状でございます。現に本市におきましても、一部の議員の方々からも私自身そういったご助言をちょうだいしておるところでございます。また、さらに施設の規模等につきましても、地域の実態にふさわしい、将来の人口の伸び、あるいはそういったものを踏まえて十分な計画で対応してまいりたいというふうに考え

ておりますが、いずれにいたしましても、この建設に伴います考え方ということになりますと、かなり技術的な問題もかかわってまいりまして、今後いまだご指摘の趣旨を十分尊重させていただきまして、技術関係者ともよく協議をさせていただきながら検討を加えさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、さらにもう一点の地区市民センターの運営委員会のあり方についてのご指摘でございますけれども、確かにこの運営委員会、センターとして発足をいたしました直後、この目的につきましましてはすでにご承知のように、学校施設等あるいはその地区内の公共施設の利用計画なり地域活動等について、いろいろな連絡、調整を行っていたために設置をさせていただいたわけでございますけれども、発足後まだ日も浅いということも一面ございまして、ご指摘のとおり、その活動内容が十分伴っていないという実態は事実かと思えます。現在そういった意味で各地域におきますいろいろな団体の方々がそれなりにご活動をいただいておりますけれども、そういった団体の組織の実態なり、あるいは活動の内容といったものを把握するための調査を行っております。したがって、この調査がまとまりました段階で、よくそういった諸団体との関連も考えながら、今後この運営委員会が十分に当初の目的に合わせてご活動いただけるような内容に持っていくというふうに考えておりますので、よろしくご了承を賜りたいと思います。あわせていまご指摘のございましたこの活動のための経費の問題についても十分検討を加えてまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ご要望に対してご答弁申し上げるのも恐縮でございますけれども、先ほど少し答弁の中、

落しましたので、恐れ入りますけれどもお許しをいただきたいと思えます。

第一回の成果品の総事業費でございますが、これを申し上げるのを忘れたんですが、これ約二十五億でございます。それで、さらにこれを縮めまして現在検討しております額が十八億、こういう巨額になるわけでございます。これにつきましては、もちろん利用者による使用料で賄わなければなりませんけれども、市のご援助もただなかなかならぬというようなこと等々もございまして、利用者のご満足をいただきながら市から補助をいただくものをできる限り少なくしていきたい、こういうことでいま頭を悩ましながら検討を加えておるのが現状でございます。

したがって、いま申し上げましたような砂防等につきまして県費が導入できないだろうとか、いろいろ調整をいたしておるのでございまして、こういうものまつまりまして、一応これならいけるというわれわれの方で自信、確信が持てましたならば、それに従ってご審議等も煩わし、また理事会等でもご審議を煩わす、こういうことになってくるのでございますが、できるだけ早い時期に何とか結論を出したいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 本日の会議はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和五十六年六月十七日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第三号

昭和五十六年六月十七日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○ 出席議員(四十三名)

喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青  
多  
野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山  
幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯  
等 善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

○欠席議員(一名)

助 市  
役 長  
  
三 加  
輪 藤  
  
喜 寛  
代 嗣

宇 渡 山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀  
治 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内  
良 一 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新  
市 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛

古 平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓  
市 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸  
元 行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也  
一 信 藏 和 芳 藏 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は、三十九名であります。  
 本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第三号のとおり一般質問であります。

午前十時二分開議

○出席事務局職員

主 事	主 事	主 事	議事課長補佐	事務局 長
金 森 伸 夫	玉 田 耕 士	鈴 木 晴 美	板 崎 大 之 丞	川 合 一 郎

代表監査委員	次 長	水道事業管理者
伊 藤 涼 一	奥 村 仁 人	村 山 了

教育長職務代理者 教育次長	消 防 長	病院事務長	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助 役
長 谷 川 照 男	河 渡 村 昭 郎	藪 田 裕	石 井 三 夫	山 口 一 見	内 田 忠 泰	樋 口 照 一	宮 田 利 雄	岩 山 義 弘	毛 利 道 男	伊 藤 治 郎	矢 田 三 郎	阿 南 輝 彦	平 井 清 三	坂 倉 哲 男

○議長（前川辰男君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 おはようございます。通告に従い、質問させていただきます。

第一点の同和教育について質問させていただきます。

ご承知のとおり、同和教育は大変むずかしく、環境整備のように見えないので、目に見えないところで起きてくるのが同和教育であります。市長初め各関係者の方々のご理解とご協力には感謝いたしておりますが、まだまだ同和地区においての人々がいまだに就労や結婚の自由、また市民の権利が保障されていないという現実の問題であります。民主国家と言われる今日の日本で、本当に厳しい条件の中で生活しなければならぬ状態が続いています。いまでは部落差別なんてあるものかという考えが大変強いのですが、決してそうではありません。皆さんご存じのように、同和对策審議会答申が昭和四十年に総理大臣に出され、それを受けて特別措置法が昭和四十四年に制定され今日に至っているのも、こうした状況の反映です。この措置法も、昭和五十七年三月末で切れますが、同和教育の現状を考えたとき、果たしてそれでよいのかと心配せざるを得ません。

それはさておき、この措置法が先年国会で延長に決まったとき、三つの条件が附帯決議として決まりましたが、その最後には「同和教育に関する事件の増発状況に堪がみ国民の理解を深め、啓発活動の積極的な充実を図ること」という項目があります。この決議でもおわかりのとおり、同和教育に関した差別事件は後を絶たず、四日市においても例外ではないはずで、長年同和教育解決のために力を尽くしてこられた方々が、家や道路が悪い状態のときは、あんな様子では差別されるのはあたりまえやと指を指され、近ごろのように改善されてくると、同和地区やのになんてよくなって、同和地区ばかりよくなってとねたまれる、世間は私たちにどうせよというのでしょいかと嘆いてみ

えました。このことは、同和地区がどんな状態に置かれていようと、その地区の人たちに対する偏見はつきりと生きていることを意味します。現に地区出身の青年が、知り合った異性の友達と交際して結婚を考えると、これまで来たとき、相手の親や周りから別れさせられたり、家出同然になったりしている状態が続いているのです。また、職場でも差別的言動につらい思いをしている人も後を絶ちません。いろいろな会合で出される話は、同和教育そのものは古い因襲だから仕方がない、自分はどんなに仲よくなっても地区の人とわかれば結婚しないということがよく出ると聞いています。本当に同和教育の解決を真剣に考えると、思えない現実が多いのです。

こうした状況の中で同和教育が進められていますが、確かに同和教育は国民的課題だ、部落差別は不当だというところで、いろいろな啓発活動が進められています。しかし、厳しい見方をすれば、現在の状況は一種の流行のようになり、同和教育と言われて、いわば言葉だけが使われ、本当に同和教育の本質が理解されていない状態が多いのではないかと思うのです。言葉をかえれば、本当に差別される立場の人たちがどんな思いでいるか、どんな願いを持っているのか、心の底から理解されるように真剣に追求されているだろうか、と問いたいです。たとえば、人はよく部落はこわいと言います。本当にそうでしょうか。さきに挙げたような現実があり、しかも差別されるのは、ただそこに生まれたということだけで白い目で見られる少数の人たちです。多くの人は、毎日の生活の中で何ら差別される不安やおそれはなく、どうかすると差別的な行動を平気であらわすのです。そうした中でも、差別される者はその人たちと社会で生活を送っていかねばなりません。むしろこわさを感じるのには、差別される人たちのほうです。また、現代問題になっていきます部落地名総鑑のことは、同和教育を考える上では見逃がすことのできない重大な問題ですが、人々の関心はそれほど強いとは思えません。ご存じのとおりこの問題は、全国の同和地区の一覧表をつくり、それを企業や個人に売って利益を得ようとしたことですが、差別が人の命を奪うこともあるという事情を考えれば、これは差別を金もうけに利用するというきわめて反社会的な行為であり、それが九種類も出ているということになれ

ば、本当に人権の保障はどうなっているのかと叫ばざるを得ません。こうした実情をしっかりとつかんでいかなければ、いろいろな社会啓発の活動がなされても、表面をなでていくだけになりがちです。そうすれば、結果として同和問題を知らなかった人たちに知識だけを与え、差別をまき散らすことになっていきかねません。

このたび市は、社会同和教育のプロジェクトチームをつくり研究を進められているということですが、こうした点をどうされていくのか、関心を持っています。また、最近では学校教育の中でも同和問題について学習することが進められています。それは大変結構なことですが、すべての学校で学習するだけに、差別事象の発生もまたよけい心配されるのです。そうした心配が現実起こっていることも聞いています。

こうした現状を踏まえて、以下四点についてお尋ねいたします。

ここ数年の間に四日市で起こった差別事件についてどう把握しておられるか、またどのように解決されているか。二、今度発足した社会同和教育プロジェクトチームで、私が述べた点の解決をどのように考えておられるか。三、学校で起こってくる差別事件や事象について、その原因、また解決の方策についてどう考えておられるか。四、同和問題は国民的課題であるが、現実には真に国民的課題になっていないと思うが、どこにその原因があるのかを明らかにしていただきたい。

次に、集中個人浄化槽についてお尋ねいたします。

尾平町美里ヶ丘の沿革は、神前地区尾平町字谷田に位置し、戦時中は海軍省が三重砲台用地として強制収用し、戦後再び大蔵省から旧所有者に払い下げられました。この地形は、北側三重地区生桑町に向かって弱い傾斜を持った小高い山林でありましたが、昭和四十八年に地上社が団地用地として買収し、開発造成の上、昭和五十年から五十一年にわたって美里ヶ丘団地として売り出され、近代的な住宅と公園、公会所、下水処理施設を有する環境の完備した住宅団地となりました。そして、入居開始と同時に、美里ヶ丘自治会の組織化と浄化施設の維持管理料がかかるため、

環境組合が自治会下部組織として設立され、現在は戸数三百二十七戸、人口千三百十人を有する、神前地区でも尾平町に次ぐ大きな町となり、住民のふるさととなっています。

しかし、こうした近代的な住宅団地にも、予想もしない大きな問題が発生し、この対策に関係住民の方々是非常に困り果てています。その問題というのは、団地住民の方々の生活と切っても切れない下水浄化施設の維持管理の件であります。当初はこの団地に入居と同時に環境組合に加入し、八万円の入会金と毎月二千八百円の会費を納入し、各家庭の下排水は浄化施設によって処理されてきました。しかし、近年になって、この浄化施設の機能が十分働かなくなり、時には水質基準を上回るものとなり、また他地区の人々から苦情も出るような状態になってきました。この浄化施設の規模は一日当たり四百四十トン、約四百戸程度の家から放出される下排水を処理する能力を有しておりますが、現在はこの施設を管理する環境組合に加入されている戸数は、三百二十七戸のうち二百七十五戸であり、残り五十戸余りは南側の傾斜部分に住居を有するという地形の関係から、この施設を利用することが不可能であり、個人浄化槽を設置して、排水は尾平町地内の農業用水ため池に放流されています。一方、この施設で処理されていた二百七十五戸分の排水は、三重地区の一般排水路に放流されています。したがって、能力的には相当余力を残しておりますし、また施設の維持管理を環境組合から受託しておりました四日市清掃社に、毎年三百万円程度の修理費が出されてきました。こうした事情であるにもかかわらず機能が十分働かないとはどうしたかと不安に思い、本年二月施設維持管理の委託業者を、四日市清掃社からデック環境サービス社に変更し、点検してもらった結果、根本的な修理をしないと浄化施設の機能は完全に喪失するという事態が生じました。その修理費が九百八十万円程度という想像もつかない金額に達しております。また、毎年修理されたことになっております個所が、修理された形跡もない。もし毎年三百万円の修理費が完全に施工されておれば、機能は十分に果たしていることが判明しました。ゆえに業者の言うままに修理費が支払われていた傾向があります。業者に修理させた時点で、完全に修理がなされたかどうか点検す

る知識が住民の人々にあれば、このような事態は生じなかったと思われる。また、最近の社会的風潮として、共同的なものについては他人任せの傾向が強くなることも事実です。しかし、一般的に考えても、浄化施設の処理工程に対する知識を持ち合わせた人々はほとんどいないと言ってしまうと思います。こうした事情から考えますと、現在美里ヶ丘で起こっているような事態の発生は、単にここだけの問題ではなく、市内の各地域の団地にもあらうと思われる。

そこで、質問の第一点は、基本的には公共下水道に組み入れられるよう取り計らうべきですが、市当局はどう対処し得るのか、お伺いしたい。また、第二点として、この種の問題は業者の責任というのであれば、一つには、開発時における業者への開発認可の際の指導監督、二つには、開発後の維持管理における業者への指導監督の問題にもなると思いますが、この点について、市の行政指導なり監督はどうなっているのか、また今後どう解決していかれるのか、お尋ねします。具体的には、こうした浄化施設の調査を全市的に市の方で実施し、整備必要なところがあれば早急に整備させ、また整備の後は完全に作用されているかどうか点検させることで住民負担も軽くて済み、公害の発生も未然に防止できると思われませんが、こうした方策はとることができないのか、お尋ねしたい。第三点として、このような浄化施設は相当な維持経費が必要で、美里ヶ丘の場合でも修理費以外に汚泥処理が百三十万円、水質調査費が三十六万円、電気料金が四百万円、水道使用料が五万円の経費が毎年必要であります。こうしたことについても、たとえば汚泥処理や水質調査は、下水道部または公害対策課によって助力いただくことができないものか。また、電力料金にしても、防犯外灯の電気代が多少なりとも市から助成措置がとられているように、助成措置を講ずることができないものか。どこに住んでいても市内に居住しておれば四日市市民であり、他の地区の人々と同じように市民としての義務を果たしているのです。美里ヶ丘のような業者開発の団地に居住する者だけがこうした問題で困惑しないよう、市の行政措置を講じていただくようお願いして、第一回の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 教育長職務代理人。

〔教育長職務代理人（長谷川照男君）登壇〕

○教育長職務代理人（長谷川照男君） 同和教育についてご質問がございましたので、お答えいたしたいと思います。ご質問の内容を要約いたしますと、現在でもなお見られます差別事件、これをどう把握し、どう対処しているのかということが一点あったかと思えます。それから、さらに同和教育プロジェクト、あるいは社会同和教育の進め方についてもご質問があったように受け取っておるわけでございます。

ご承知のように、同対法が昭和四十四年に制定されましたので十年以上を経過いたしておるわけでございますが、いまなお部落に対する偏見なり差別事象が見られるということにつきましては大変残念だ、このように受け取っておりますわけでございます。差別事象に対処するに当たりましては、できるだけ速やかに事実とその原因の究明に努める、そして同和教育への正しい理解を求める、そういう機会といたしたい、こういう方針でいままで一貫してきたつもりでございます。特に同和地区を持つ地区に組織されました同和教育推進協議会が、こうした取組みをより広い地域の住民の理解を求めながら果たしてきた役割は非常に大きなものがある、このように私も理解しております、こうした同和協が市内全域に広がるように今後一層の努力をいたしていきたい、このように考えておるわけでございます。さらに、これを解消していくために、同和教育のプロジェクトチームを助役をキャップといたしまして組織いたしております。速やかにとに対処していこう、それからできるだけ実効が上がるように努力していこう、こういうこととでございます。いずれにいたしましても、差別の実態を見きわめて、その原因の排除と解消に努めたい、このように考えておるわけでございます。と同時に、同和地区住民の自覚とご理解を得まして、市はこういう問題に対して広く市民に周知徹底する努力を今後も重ねていきたいと思っております。なお、同和教育の解決への明確な見通しと、その中で市民一人一人が果たすべき役割を明確にする、そのための学習も一層深めていきたいと考えておるわ

けでございます。

社会同和教育の推進でございますが、同和教育の分野では二つの面があるかと思っております。つまり一般地区住民に対する啓発活動をどうするか、それから対象地区内の教育、文化の向上に関するもの、この二面かと思うわけでございます。同和教育といたしましては、部落差別の本質と差別の現実を正しく理解、認識する部落問題の解決に結びつくようにしていきたいということでございます。当市における啓発活動は、その内容や広がりにおきまして、まだまだ多くの問題がございますが、方向といたしましては、すべての社会教育活動の根幹に同和教育を位置づけて進めていきたいと考えておるわけでございます。具体的に申し上げますと、その一つとして、地区市民センターの学習活動に同和教育を組み入れる、これも一つの方法であろうかと思うわけでございますし、さらに社会教育関係団体に対しましても、同和教育研修が進められるように今後図っていきたい。特に学校と社会教育の両面から、あるいはPTAに対しましても、同和教育講座を取り上げていただくように要請していこう、こういうふうを考えておるわけでございます。なお、社会教育団体に同和教育の担当者を置きまして、同和教育の推進に当たっていただくとともに、各団体間におけます同和教育に関する連携を深めていこう、このようなことも考えておるわけでございます。

次に、全市民に対する啓発資料の配布、これは現在でもやっておりますが、広報に掲載する、これ以外にも、たとえば地区広報等も、できればそういう記事を掲載できるように今後はお願いをしていきたいと考えておるわけでございます。なお、先ほど同和教育推進協議会を全市域にということを申し上げましたが、当面私どもは、中学校区をともにいたします近隣地域、つまり川島、河原田、内部、桜の四地区でございますが、こういうところへ積極的にその組織化ができるように働きかけをいたしたい、このように考えておりますし、さらには企業内の研修活動、つまり民間企業や事業所に対しましても、同和教育に対する正しい認識と理解を得るための努力をいたしていきたいと思うわけでございます。

なお、プロジェクトチームにつきましては、助役をキャップといたしまして関係部長で構成いたしております、そこで同和教育、特に環境整備事業や社会同和教育に関する市としての政策決定ができるような体制をとっておるわけでございます。社会同和教育面での当面の取組みといたしましては、啓発板を設置いたしたい。この啓発板につきましては、「基本的人権を尊重し部落差別をなくして明るい地域社会をつくりましょう」と書いた啓発板でございますが、これを全地区市民センターに設置をいたしたい。その準備をいま進めておりますし、さらに市民の一人一人が差別を見抜き、差別を許さない市民性の育成を図るために、社会同和教育の目標を短期、中期、長期の計画を立てまして、これを今後具体化をいたしていきたいと思うわけでございます。

なお、学校同和教育の取組みにつきましては、ご質問がございましたが、教科書によって学校で取組みをしておるわけでございますが、あいまいにしなないでちゃんと教える、正しく教える、こういうことを私ども指導をいたしておるわけでございますし、さらに教職員研修のいろんな機会をとらえまして、先生たちの正しい認識と実践力をつけるような研修を強化いたしております。また、子供に対しましては、差別をしないというようなことで、仲間づくりの中で同和教育を進めていこう、こういう考えでおるわけでございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 集中個人浄化槽についてお答えを申し上げます。

ご承知のように、集中浄化槽につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というところに規定をされておりました、この法律に基づいて設置をされるわけでございます。この法律によりますと、設置者が維持管理をするということになっておって、四日市市内に十数団地がございます、そこで集中浄化槽の管理をやっておるといのが実態でございます。設置者と申しましたが、設置者はデベロッパーが居住者の方々に売却をしていくわけですから、

最終的には居住者の方々で環境組合をつくっていただいて組合で管理をしているのがご指摘にありましたような状況でございます。まず、この開発申請が出ました段階において、本市におきましてもこの開発、浄化槽の問題、一番心配でございますから十分検討をいたしましたして、意見を付けて県の方に送るわけでございます。法律的なことを申しますと、保健所の管理ということになっておるわけですが、実態はなかなか保健所が管理できていない。具体的な管理までは保健所がやっていないのが今日の実態でございます。先ほどいみじくもご指摘があったわけですが、組合の方々には素人の方ですし、業者あるいは専門家の人に管理委託をするということになるわけでございます。そこで、実際管理委託をいたしましたしても、委託を受けた方が良心的に管理をしてもらえばいいわけですが、なかなかこの面についても行き届かない面があるのではないだろうかというようになことが考えられるわけでございます。そういったしますと、結局迷惑をこうむるのは、団地の方ご自身もそうでございますが、その排水が流れてくる下流の方々の方にご迷惑がかかる。こういう実態があるわけでございます。一番いい解決方法は、これら全部を公共下水道の中に取り込むことができればよろしいわけでございますけれども、今日の段階では、特に美里ヶ丘地区は北部流域下水道計画の中に組み込まれた地域でございます。単独にこれを公共下水道で整備をするというわけにはなかなかまいらなというのが今日の状況でございます。さればと云って、このままでいいのかということになりますと、先ほどご指摘があったようにきわめて大きな社会問題になりかねないというふうに考えておりました。いまの段階では直ちにどうするという結論を申し上げるまでに至っておりませんけれども、解決のために関係部で検討会を持ちまして、個人の浄化槽の管理の問題もありますので、これらを含めて、多少時間はかかると思いますが解決の方法を見出しまして、また皆さん方にお諮りを申し上げたい、かように思っておるところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 同和問題につきまして、教育委員会の方から教育委員会としての答弁がございましたが、私の方から、その中で一、二ご答弁をさせていただきますと思います。

同和問題の本質、いろいろ川村議員の方からご指摘ございましたが、全くそのとおりだというふうに理解をし、その線に沿ってわれわれは同和問題の解決に努力をしておるのでございまして、ただ歴史的に非常に長い経過をたどってきております。ご承知のとおり徳川時代からの問題で、それが明治になり、大正になり、昭和になって現在もまだ一部国民の意識の中においてこれが生きておるといふうなのが現実ではないかと思っております。それで、私どもといたしましては、この意識の改革ということにつきましては、非常に私はむずかしい問題があるかと思っております。が、これはしかし教育あるいは広報等々で意識改革を行っていただかないとどうしてもこの問題は解決できないというふうに理解をし、またある相当な期間も必要ではないかというふうに理解をいたしております。

次に、環境問題でございますが、環境問題につきましては、ご承知のように同和地区というのはほとんどの地区が非常に環境の悪いところへ立地をさせられておるのが現状でございます。これは皆様よくその現地をご視察いただければおわかりだと思いますが、この環境改善については、同対法の施行に従って、現在赤堀においては小集落の改善事業、あるいは他の地区におきましてもおのおのその改善に向かって努力をしておるのでございます。そういう中で、残念ながら差別事件が起きておるのも現実でございます。これをどのように把握しておるかということでございますが、一々申し上げますと時間もかかりますので、大きな問題一、二申し上げたいと思っておりますが、一つは、ある国の出先機関におきまして差別事件が起きております。これにつきましては、私の方からも担当者が向かきまして、あるいは地区の人たちと出先の責任者の間でいろいろとこれについての検討もなされ、一応の結論も出されておると同時に、私たち自身といたしましても、最高責任者を呼びまして、厳重に同和問題の本質について話をしながら警告を発

したというふうな解決をいたしております。また一方、ある地区である有力な人が差別的な発言をし、差別的な問題を引き起こしておりますが、これはそれなりに解決をいたしております。こういう問題を小さな問題まで挙げればまだまだございますけれども、そういうようなことでございまして、こういう問題が起きてくること自体、非常に私も残念に思っておりますので、ただいま教育次長の方からご答弁申し上げましたように、特に社会教育の中で、この問題をどのようにとらえ、さらにどのように意識の改革を市民に行っていただくような教育をしていくかということは今後の大きな課題であり、過去もやっておりますが、まだまだ足りないと思っておりますので、時間をかけてこれの実行を行ってまいりたいと思っております。

それから、もう一つ国民的課題としてどのようにこれを把握しておるかということですが、私どもは、国民的課題は、すなわち市民的課題であるというようなことで、ただいまも申し上げましたように一つの周知板といいますが、そういうようなものも掲げたり、あるいはまた特にその一つであるいま一番大きな問題は、当面しておる問題は、同対法が来年の三月でいわゆる三年間の延伸が切れますので、これの延伸をさせていただくような運動等も続けてまいってきておるような次第でございます。が、いずれにいたしましても、同和問題というのは、川村議員の方からご指摘ございましたように非常に歴史的に根の深い問題でございます。しかも、それが頭の中に、意識の中に入っております、行動として出るのの一部でございますけれども、なかなかその意識の改革ということがむずかしい。しかしながら、むずかしいからといって、行政として放っておくわけにはいきませんので、この解決は、私は、教育、さらに環境が悪いので環境改善というようなことで解決をしてみたい、このように思っておりますし、今後ともその方向でプロジェクトの中でも十分検討を加えながら、また皆様方のご意見も十分拝聴しながら少しでも前進できるように前向きな姿勢で取り組んでまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 大変実のあるご回答ありがとうございました。しかし、学校教育において、この四日市の四回研の中にも「一般地区の子供の一人一人に同和教育を認識させる」とありますけれども、そこまでいなくても、せめて学校の先生の一人一人に本当に認識していただけるような仕方を、また行政においても、国民的課題といながらいまだに市民的課題にならぬというその原因、また本当に役所の職員一人一人でもわかるだけの進め方をさせていただきたい、このように要望しまして私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 川村議員の質問に関連いたしましたして、集中浄化槽の問題につき若干重ねてお尋ねを申し上げます。

当面美里ヶ丘で一番困っておるのは、いま川村議員がおっしゃったような状態でございますけれども、市長の、「現在結論は出ていないけれども近く結論を出したい。」というような答弁では、当然関係の皆さん方は納得をしないと私は思います。したがって、一つ例をとってみますならば、当然法律でもって浄化槽は設置者の維持管理ということはよくわかりますけれども、この設置者というものは、果たして美里ヶ丘はこれは地上社でございましたね。地上社が設置者として維持管理をするのか、あるいはそれを買った方々が維持管理をするのかというところに一つの問題があると私は思う。一つは、この維持管理を、買った方々の集団である自治会が管理をしたというところにも一つの大きな問題があるかとは思いますが、過去私が任んでおりました八千代台の方式をとりましても、これを市に完全移管するまでは、開発をいたしました三岐開発が責任を持って維持管理をしておったわけなんです。したがって、当然美里ヶ丘についても、地上社が維持管理をすべきじゃないかというように私は考えるわけなんです。このよ

うなことを放置するならば、すでに私の方の近くで第二あかつき台も造成をされようといたしております。同じような結果が、朝明川に放流されて付近住民が迷惑をするような事態が起きてくると思いますので、ここで市長が近く結論を出すというようななまっちょろい考え方じゃなくして、現在いま困っておる美里ヶ丘に対しましてこの方面の技術者を派遣するなりして、地上社なり、あるいは現在維持管理をしておる自治会の会長、役員あたりを集めまして、一体この現状をどのように打開していったらいいかというような方向を早急に打ち合わせをされて、そして解決をされればいいんじゃないかならうかと思えますし、さらにこのように二百、三百と重なったような集中浄化槽に対しましては、市の方で維持管理の責任の一端をとってもいいんじゃないかならうか。これに対する持出しは、これはそこに住んでみえる方々各人が払っておるわけなんです。だから、金銭的な負担というものは市の方でそう大きなものはないと私は思うから、そういう点をよく考えてひとつ善処されんことを要望するとともに、もう一度そういう面に対する市長の考え方をここでご回答願いたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

私が申し上げたのは、四日市市内に十数団地あるわけでございまして、その団地の中には、すでにデベロッパが倒産をした団地もございます。したがって、そういうものも含めて全体をどういうふうにやっていくのか。故っではおけないから、ここで関係者によって結論を出して皆さんにお諮りをするということをお願いして、ご理解を賜りたいというふうに思います。いま直ちに、困っている問題については、それは個々のケースとしてそれなりに担当部局の方で対応をさせていただきます。先ほどございました市も持出しがそうないんだから維持管理はというようなお話もございましたが、そういう問題も含めて全体的に市としてどういう対応をするのかということについての結論を出そうとしているというふうにご理解を賜りたい。

○議長（前川辰男君） 森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。私は初めての質問でございますので、理事者の皆さんや議員の皆さんに対し間違った発言や意見を申し上げる点もあろうかと存じます。しかし、その点についてご了承を賜り、質問をさせていただきますと思います。

まず第一点目に、私は、地元水沢に関した問題についてお尋ねをいたします。

水沢地区は、当市でも最たる農業中心の土地柄でございますので、日常農業振興について地元の皆さんと話し合っている次第でございます。現代の農業問題については、従来の農業立国というような状態と異なり、衰微衰退の一途をたどっており、これの立て直しに農家の者が寄ればその話でいっぱいでございます。幸いにして本年三月に、この当四日市市は農業総合整備計画書なるものを出していただき、私も農村に対して大きな指針を与えていただき、心から感謝をしている次第でございます。そこで、その指針の一部について質問をさせていただきますので、具体的なご所見を賜りたいと思います。

その計画書の第二項に「農村総合整備の構想、農村の将来像」中に、(1)の「明るい福祉をめざす農村」で、「希望」とふれあい、(2)の「文化を創造する農村」で、「住民みずから学び活動する気風」、(3)の「自然と調和する農村」で、だれもが郷土を愛する誇りと愛情が持てる緑あふれる農村とありますが、この三点について、具体的な施策と今後の行政指導をどうしていくのかについて、的確なご答弁をお願いいたします。

次に、茶の生産についてお伺いをいたします。

茶経営の近代化、農道整備、共同利用施設、資本整備、高価格の維持、老衰茶園の改植、販売路開拓についてありますが、農業従事者のため努力はもちろんでございますが、それ以上に適正な行政指導がなければ、りっぱな構想の達成にはなり得ないと思うところでございます。そこで、行政の立場でどのような指導、ご助言を賜れるのか、ご答弁をお願いするものでございます。

次に、後継者の育成でございますが、地元の青年諸君と話し合う中で、数多くの熱意に燃える積極的な意見が出ています。過日も六名ほどの若い後継者の集まりの中での意見として、現在の茶業青年団の活動内容について、もっと充実した活動並びに研究もしたいとか、また最近には有志者で良質茶生産のための研究グループも幾つかあります。この熱意に燃えるグループに対しても何らかの助成、補助を望む声が強くなって出されております。そこで、私は総合整備計画と相まって、いまこそ市当局でこの若い芽を大切に育てる施策もぜひ必要かと存じます。この考えについてご所見を賜り、農村の将来を担う青年の意図するところをご理解いただき、具体的な検討を強く要望いたします。

次に、二点目の地域コミュニティーについてであります。まず第一に集会所の建設用地問題でお伺いをいたします。

今日建設のおくれている地域自治会では、この用地問題で非常に困っている実情でございます。そこで、集会所がなく困っている地域の建設についての計画、またはそれにかわる計画施策はどうか、お聞かせを願いたい。また、私の地元でも建設に熱意を持った議論が出されておりますが、建設用地が問題となっており、地区の強い要望として出されている点について申し上げたいと存じます。要望と申し上げますのは、集会所建設可能な民間の土地と市有地を交換してその土地を自治会に借地する方法も、一つの方法として地域の要望にこたえる施策ではないかと思われまので、誠意あるご検討をお願いする次第でございます。

次に、建設補助金の助成要綱の改正についてでございますが、市長の基本姿勢の地域づくりから申しますと、当然全額市費で建設するのが本来の姿ではないかと思っておりますが、今日まで苦難を乗り越え建設された地域の関連もでございます。当面物資の高騰を考慮され、補助金アップをお願いするものでございます。

第三点目に、海浜公園及び人工海岸建設についてでございます。

以前から市民の強い要望もあり、問題となっておりますので、過日四日市から公害をなくす労組会議が中心となり、千葉市の稲毛海岸を視察に行っていました。千葉市は、当市の三倍の人口を有する大きな都市でございますので、事情は多分に異なると思いますが、当市にもぜひ多くの市民の要望にこたえるため、人工海岸建設の早期実現を望むところでございます。そこで、聞き及ぶところによりますと、四日市港計画の中でもこの問題が検討されているやに聞いております。そこで、今日までの経過と今後の計画についてご説明を願いたいと思ひますし、またできれば今日発表できる計画書の提出をお願いするものでございます。

以上申し上げました三点について明確なご答弁をお願い申し上げ、私の第一回目の質問といたします。

○議長（前川辰男君） 十分程度休憩します。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十一分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。まず、第一番目の農業問題ですが、私から概略をご説明申し上げたいと思ひます。詳細につきましては、産業部長の方からお答えをいたします。

水沢地区がお茶を初めいたしましたし、酪農、あるいは温室蘭芸、植木、芝生、水稻等の営農形態を持って、本市の中では農業地区として比率の大きい地域であることは言うまでもないわけですが、今日農業全体を取り巻く環境というものは非常に厳しい状況にあります。農村総合整備計画というのは、従来であると農村振興の重点というものは、生産基盤の整備と近代化施設の導入というものが中心が置かれておりまして、農村生活の環境改善ということについては余り大きく取り上げられていなかったわけですが、そこで、やはり農村生活というものの全体を考えた場合には、総合的な整備を進めていく必要があるということで、関係の機関とも連絡をとりまして市の総合計画で定められております目標をこの農業地帯にも取り入れるということでスタートしたものでございまして、具体的な事業計画というのは、構造改善事業、圃場整備事業等々いずれも農水省の補助事業関係でございまして、さらにこういった農水省だけの補助事業ということではなしに、他の省庁に関するものもあわせて、総合整備のモデル事業の実施計画というものをつくってその実現を図ってまいろう、こういう計画でございまして、市といたしましては、お茶というものが本市の特産でございまして、それぞれ茶農協、それから茶業連合会と種々連携をとりまして販路の開拓でございまして、あるいは茶の質の改善等に積極的に取り組んでおるところでございまして、今後その方向で努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、農業後継者の育成でございまして、本市におきましては農業青少年クラブ、それから茶業青年団、それから県の土を愛する会というような力強い後継者のグループができておりまして、関係機関ともタイアップをしながらこの後継者との話し合いをいたしまして種々の育成のための事業を行っております。一つは、経営拡大資金、無利子でございまして、この融資を行う、あるいはまた研修生の派遣を事業として取り上げる、あるいはまたそれぞれのクラブの活動費を助成するというような事業をやっておるところでございまして、いまの段階でさらに新しい事業を起こすということは困難かと思いますが、よく後継者の方々の意見要望をお聞きいたしまして、さらに後継者の方々の活動

が活発になるように努めてまいりたいと思っております。

それから、第二番目の地域コミュニティづくりについてでございまして、その中で特に各町にございまして、あるいはつくろうとされておりまして集会所の建設用地の問題と建設資金の問題がご提示になられたわけですが、いままでも各町の集会所というのは原則といたしまして、それぞれの町で土地問題あるいは建設資金問題の解決をお願いしてきたところでございまして、一部市の管理する土地を提供いたしておる事例もないわけではありませんが、それには歴史的な経過というものがございまして、たとえば、共同で古い公会所を建てられたその土地は、その土地の所有者の、当時共同の所有権ということで登録をされておる。それがだんだん代が変わってまいりますと個人の財産のような形になってしまおうとぐあいが悪いというようなことから市の方に寄付をされた。その市の管理になっておる土地に新たに公会所をお建てになられる、こういうようなケースもあるわけでございます。市が土地を手当てをして、その上に公会所を建てていただくというような例は、いままでのところございません。また四日市の全市域に対してそういう手当てを市自体ですることは、現段階では不可能であるというふうに考えておるわけでございます。この点はぜひご理解をいただきたい。

それから、建設の資金でございまして、これも大部分はそれぞれの町で準備をお願いいたしましたし、市は工事の補助基準額として最高限度額を設けておりまして、七百万円まで、それ以上のものについて二百九十万円の助成を申し上げるということで、これはたしか五十三年に改正をしてこまで持ってきたというふうに思っております。さらに五十五年には改築といいますが、大規模な増改築をやられるということに対しても補助をしようということで、新たな施策をいたしまして五十万円以上の増改築に対します、あるいは既設の住宅を町が買い取って、そこを集会所にお使いになれる、こういうようなケースもございまして、その補助対象の適用範囲の拡大を図ってきたということでございます。したがって、補助額をアップしろというご意見でございまして、これは財政事情等もござい

ますので、十分考えないと実施不可能なことにならないとも限りませんので、よく検討をしてみたいというふうになっておるのでございます。

人工海岸については、助役の方からご答弁申し上げます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 人工海岸につきましてご答弁申し上げます。

四日市港の港湾の整備計画の中で、特に市民に親しまれる港づくりの一環といたしまして海浜公園等を造成いたしております。これは、港湾地帯に働く人たちの憩いの場、あるいは市民に親しまれる港としての環境の改善、こういうようなことが目的でございます。鋭意緑化に努めておりまして、その結果おかげさまで昭和五十五年度末に約八万平米の埠頭緑化と二十一万平米の霞ヶ浦の海浜公園の整備がされておるのでございます。この点につきましては、今後也十分配慮をしまいる所存でございます。

さてご質問の人工海岸の建設でございますが、千葉市のいわゆる稲毛海岸でそういうことがなされておると、市民の利用に供されておることでございます。ところが、翻って四日市港を見ました場合に、四日市港の場合は非常に水深が深いと、マイナス五メートルからマイナス十メートルというふうな水深でございます。それと、この造成地の前は一部ベースとして使用もしていかなければ狭隘な港の中の効率的な活用ができない、こういうふうなことがございまして、こういうものを考えてまいりますと、港域内で人工海岸というものを設置することとは非常に困難であり不可能であろう、こういうふうな私どもは考えておるのでございます。また、この四日市港湾の計画の中で人工海岸でございますが、こういうものにつきまして、四日市域内においてこういうものをとるということについても現在の時点、ただいま私申し上げましたように南の方の、たとえば磯津の地先等におきましてもマイナス五メートルという線がすぐそばまで来ておるような状態でございます。それを少し出ますと十メートルと、こういうようなところでございまして、そういう点がございましてむずかしい問題がございます。したがって、これは四日市域内においては、ご要望でございますけれどもまずご要望にはおこたえすることができないのではないか、このように現時点では考えておりますので、よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 本年の三月に策定をいたしました四日市市農村総合整備計画につきまして、若干ご説明を申し上げます。

四日市市の総合整備計画の推進を受けまして、それを農村の整備事業に反映をしたいというのが一つの考え方でございますし、これは従来ややもすれば農業だけの事業であったものを、農業以外の周囲の環境、文化、あるいは地域住民という、そういったものまで触れた計画の内容でございます。この計画書作成に当たりましては、役所の関係部局との調整、さらには農政審議会、議会の委員会等にもご説明申し上げてきておるわけでございますし、いわばマスタープランでございますが、これを年次的に具体化していくためには、それぞれの国の補助事業を導入していくというふうな考えておるわけでございます。五十六年度は、モデル事業を、すでに農水省の指定を受けておりまして、過日農政局から担当の職員の方がお見えになりました。そして、現在ではそれぞれ農村地域におきまして、この総合整備計画にのっとったそれぞれの事業を話し合いをしておる最中でございます。農業生産基盤、環境基盤、あるいは環境施設、そういった事業を逐次現在計画にのせつつございます。具体的には、五十七年度からその事業が七カ年で国の補助事業で発足をするということになっております。

それからもう一点、農業後継者の問題でございますが、農業後継者につきましては、私は三つ問題をとらえておる

わけでございますが、その一つは、こういった都市化の激しい地域の農村にありまして農業後継者というのは、ややもすれば孤立しがちでございます。したがって、いわゆる組織化ないしは活動というのが一つでございます。四日市の農業青少年クラブは、約二十年の歴史がございます。それから、二番目はそういう人たちの資質の向上、いわゆる農業技術もさることながら農業経営の質的な向上を図るためのそういう人たちの資質の向上、これは先ほど市長もご答弁申し上げましたが、国内留学という制度もつくっておりますし、農業青少年クラブの中でそれぞれ五つの部門をつくりまして、それぞれテーマを設けて一年間プロジェクトをやる。年一回の総会にはプロジェクトの発表をさせております。それから、市長を囲む懇談会、こういったこともやっております。それから、三番目には農業後継者は経営に携わっておるわけでございますが、こういう農業経営に携わっておる人たちの資金的なバックアップをしようということ、農業後継者資金につきましては国の制度もございしますが、市独自で無利子の資金制度をつくっております。そういった三点にしばらくはやりましてやっておるわけでございますが、これからもこういった考え方で農業後継者の育成、次代を担う若手の育成に励んでいきたい、こういうふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（前川辰男君） 森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 ご答弁ありがとうございます。先ほど市長のご説明でございすると、本当にこの集会所の建設用地の問題では困っておると、こういったことで、実は市の中心部、旧市内でも用地の確保で大変困っておると、こういった話も聞きます。そういったことからしますと、市長の基本方針でありますコミュニティづくりということについて、先ほどのご答弁を私なりに解釈をいたしますと、それぞれ自治会で土地もなく資金的にも力がない、こういったところについてはしんぼうしていただかねばならぬというように私は感じ取ったわけでございますけれども、それでは市の施政方針に間違っているのではないかとこの解釈ができます。そこで、いまこそこの困っている問題点について市当局が少しでも力添えをして、そうして市民の要望であるこの問題について解決していくのが最善の策ではなからうかと思えます。もちろん財政の問題についても、市民それぞれが理解をしているところでございますけれども、そこを何とか善処をしていただきたいというのが本当の気持ちでございますので、その点についても再度ご検討いただき、措置を講じていただきますようお願いを申し上げておきたいと思えます。

そして、この問題について昨日も粉川議員より、昔からの隣組の助け合いが社会づくりの原点であるということ述べられておりました。私も、全くそのとおりでございます。そこで、私らの地元でも昔はそれぞれ一般の家庭を利用しながら常会をおったわけでございますけれども、最近では田舎でも住宅構造あるいは生活様式がかなり変わってまいりました。そこで、そういった組々の行事をする場所についても困っているわけでございます。過日も婦人会の会合の中で、敬老会の行事が近づいてきた、こういったことで、これも場所がないということでも困っておる状態を聞かされました。この点について、くれぐれも要望にこたえられる最善の努力をお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 ご通告させていただきました行政改革への対応について、数点にわたってご質問をさせていただきます。昨日来から数名の方々から同様の質問がなされ、理事者からご答弁をいただいておりますので、できるだけ重複を避けまして簡潔に申し上げてまいりたいというふうに思います。そのようにいまの世相というもの非常に注目的になっているということを十分おくみ取りいただきまして、意のあるご答弁をいただきたいと思えます。

その前段におきまして、全国市長会におきまして自治省の方から出されました国の行財政改革にまっことなく、

地方自治体でも事務・事業の整理、合理化を進め、職員数の抑制、給与や退職手当の是正措置を講じられるよう、また第二点目として、財源を重点的に配分すること、第三点目として、厳しい財政環境下でも、地域社会振興のために地方単独事業は適切な選択の上で積極的に取り組むことということを指示されたことをマスコミが報じておりました。それを前段に踏まえまして、ご質問を申し上げてまいりたいと思います。

国家財政が非常に厳しい中で果たすべき経済のかじ取りというものが、非常に手詰まりの状態になってきたのが昨今でございます。行政改革や財政支出の徹底的な洗い直し、いまやらなければならない問題が山積をいたしております。ただ増税、福祉の切り捨て路線を走りつつあることは、まことしやかに言われておりました地方の時代、これもスローガンだけに終わるのじゃないか、またそれを逆に逆なでしているんじゃないかというふうなことが思われてなりません。地方行政を取り巻く環境も、高度成長の終えん、地域社会の構造的変化などいろんな波に洗われ、激しく変貌しつつございます。その上、市民の価値観の多様化や高齢化社会への移行、生活サービスの根強い要求など、複雑、多様化しつつ増大する行財政需要の前に立往生しているのが現実の姿ではないでしょうか、行政の簡素化につきましては、これまでもいろいろな角度からたくさん議員から指摘、要望ございました。当局としても改善されました点は評価いたしますが、いま現在全国民が注目して、来年度の国の予算の伸び率がはっきりゼロだということがもう表明されました。第二臨調も七月十日というのが、どうも七月二十日ごろになるように答申が出てくるようでございますが、行革遂行への全力を出すなどと報じられております。行政支出、補助金等について、まず市長の考えをただしておきたいと思えます。

不確実性の時代、不透明な時代と言われた八〇年代、昨年でございましたが、ことしも相変わらず激動と混迷を深める多難な年でございます。市役所事務機構が拡大し肥大した結果としても、事務機構のすべての部門において一様に多忙化をきわめているわけではございません。事務の性質上、人口規模や産業構造にかかわらず一定の比率で事務量が増加する部門もありましょう。若干の変化によって多くの影響をこうむる部門もいろいろありましょう。部門間において業務の頻繁には不均衡があると思えます。また、真に市民の公務員精神に徹するために、服務規律を重視し、管理監督者が常に部下の統括と指導、訓練、教育に意を用いられるならば、士気高揚とともに能率の増進も期せられると存じます。私は、「少数はかえって多数を制する」という言葉どおり、少数精鋭ということも考えますが、しかしこのことを急速に実現ということは不可能であろうというふうに考えます。お考えはいかがでございますか。

また、最近では就職難、また物価高、幾分はよくなりましたが、非常に苦しい世相であります。その中にあって公務員というのは、給与とか昇給、ボーナスなど保障があって市民の羨望的でございます。恵まれた環境にあることを十分自覚されていることは存じますが、職務を全うされるべきであります。社会経済にマッチする機構の改革こそ至上命令であり、あらゆる角度からの検討の上、事務簡素化を図って、りっぱな職員を育成していただき、また信賞必罰というものははっきり行っていたいだきたいと思えます。信念のあるところをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

人員が多いか少ないか、直ちにこれがむだであるというふうに断定するのも早計でございますが、そこでとにかく市民から、非常に市の職員のサービスが悪いとか言葉遣いが横着だという声をときどき耳にいたします。昨年度私の会派の伊藤君からもご質問申し上げまして、市政アンケートが毎年八月に実施されております。いろんな設備とか事業につきましては、予算の性質上やむを得ないと思えますが、窓口における市民サービスや市職員の接遇態度というのが、何か年々増加しているように思えます。しかし、また半面を考えてみたときに、市民が自己中心主義的なそういう点もございまして、両者がいろいろと反省し合っていくという観点に立てば、これからの四日市の町というのは、人間関係も非常によくなりますし、市もよくなってくるだろうというふうに思っています。とにかく職員というのは、

人間というものは感情の動物でございますので感情にとらわれやすいわけでございますが、感情にとらわれずに法にのっとった公平無私な執務をしていかなければならないことは申すまでもございません。この基本的な観念の植付けをどのように研修されているのかをお尋ねいたしたいと思います。

職員の仕事態度の良否は、住民の受ける感じで勤務態度がよいか悪いかということになります。それと、仕事によって、よく精通して研究しているとすれば説得力があつて、相談に乗つてこられた人を失望させないことになり、いろいろなと研修され、能力開発、サービス向上をお考えのことと思ひますし、昨日も研修課程の中で初級、中級、上級……新入職員、それから管理監督者という研修課程があるというふうに思ひますが、ひとつ私たちの知つてゐる範囲内において、管理職クラスと部長クラスの間にか意思疎通が欠けているんじゃないかという点も見受けられます。そうして、さらに係長、課長、部長という管理者及び助役、市長が、職員の勤務状況についてどのような把握されているのか。また、先日もお話ございましたが、信賞必罰で昇給、昇格というのはどのような査定の中に行われているのかをお尋ねしておきたいと思ひます。

私たちがいろいろ調査をしました過程の中で、役付職員というのが職員の全体の中で二二％、四人に一人が管理職ということをお聞きいたしました。四人の中で頂点に一人がおられるということでございます。申し上げましたように、非常に課長クラスから部長クラス、部長クラスから助役、市長に対してのいろいろな意思疎通というのがまだひとつというふうに見受けるところがございますので、そういう点について教育、研修というものがなされておられるのかをお尋ねしておきたいと思ひます。

次に、行政事務の民間委託ということでございますが、これは各市において相当目立って増加してまいりました。民間委託と申し上げても、委託だとか請負という形はとっておりませんが、実際には民間企業にいる労働者の提供にほかならないものでございます。また、町内会や自治会など地域組織をいろいろ利用されていることもあろうかと

思ひますが、自治体はその事務を民間に委託する理由は、もちろん事務の性質によって異なるでございませうが、多くの場合能率的で経費の節減効果があるということをお自治体当局が認められ、業務管理上煩わしさを免れることができるということと思ひます。しかし、この能率性の發揮、経費の節減が、下請企業労働者の低賃金と労働強化によつてもたらされるということが多いことも心配の要因でございます。また、それと関連して、民間企業への委託を通じて、自治体職員が下請企業労働者との対立、住民に対し有料化や料金の引上げなど住民負担の増大とサービス低下や縮小をもたらす場合が多いことも注意していかなければならないことだと思ひます。以上、民間委託についての理事者のお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

それから、各いろいろな事業につきまして工事がなされておると思ひますが、国からの事業、県からの事業、また市独自でやられる事業と民間事業に対して、道路占用協議会等によつていろいろ調整をなされて、道路の掘削並びにいろいろな管理をされていることと思ひますが、住民の声は、やはり年度末になると何か一斉に道路を掘りくり返してやっている、何かそういうものが一括して調整できないものかどうか。私たちが、その中で説明の中で予算的な問題、いろいろな計画上の問題のことを申し上げておりますが、そういうことについて道路占用協においてはどのような措置をとられて、調整をとられておられるのかをお尋ねしておきたいと思ひます。

次に、失業対策事業に対してでございますが、失対事業というものの存続の是非がこれからの大きな社会問題となつてくることは言うまでもございません。昭和二十四年以来続いてまいりました失対事業を、ついに終息させるということが決定されました。戦争直後の混乱期において失業者がまたにあふれていたので、産業復興までの過渡期的、一時的な措置として創設されたものでございます。高度成長の達成など、その後わが国の経済情勢が大きく変化をしてきたにもかかわらず事業を継続してきたため、事業への長期就労化、非効率化など制度の趣旨は大きく変わつてまいり、今日では民間に働く高齢者との間に労働条件、待遇面でも非常にアンバランスを生じていると思ひま

す。失対事業の現状は、その運営状況から見まして、労働政策として維持運営できる限界にきているのではないかと  
思います。高齢者に対する雇用対策や就業対策、整備、さらには社会保障制度改善状況等、総合的に判断したとき、  
これからどのようなようにいかれるのか、お尋ねをしておきたいと思えますし、就労者の実情や過去の経緯から、直  
ちにこれを終息させるというのは非常に問題があるかと思えますが、この失対事業の対象者というのは、大体最高  
年齢何歳までをというふうにされるのか、またそういう方々の健康診断というものはどのように考えられておられるのか、  
まずお尋ねをしておきたいというふうに思います。

以上をもって、第一回目の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時一分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

ご承知のように、市政を取り巻く環境は、経済の不況あるいは資源エネルギーの制約、さらには高齢化社会への移  
行等々が進行をいたしましていく中で、雇用機会の拡大、福祉や教育、文化への市民要求の高まり、あるいは地域社  
会の活力低下、そういったようなことがございますので、市の行政施策というものは、多方面にわたってきわめて複  
雑でございますし、それらに対して的確なる対応をしていかなければならないわけでございます。こういった環境に

対しまして、限られた予算と人員で機能的な行政執行をいたしまして、効果ある実績を進めるためには、行財政運営  
を固定的あるいは観念的なものというふうにはせずに、時代の推移とともに何がいま市民の方々から行政に対して求  
められているかということ、的確に把握をしつつ自己改革をしながら運営することが必要ではないかと思っております  
わけでございます。昨日来お話を申し上げます今年度取り組んでおる事務・事業の総見直しというものは、も  
ともと昭和五十二年に行われました行財政調査会の答申を頭の中に置きながら、現行の行政の仕組みを見直しまして、  
その守備範囲あるいは役割、あるいは責任というものを確認しつつ現状を分析いたしまして、その質的な向上、ある  
いは時代に適応した事務事業、補助金制度、執務体制というものの確立を図っていく必要があるかというふうに思  
っております。

具体的にお取り上げをいただきました問題点といたしまして、補助金、負担金については公益性、公共性、そ  
ういったものを十分検討をいたしまして効果的な支出をしていこうということでございますし、各部門間で仕事の分担に  
ついて、あるいは仕事の量について不均衡があるではないかという指摘でございます。私は、それぞれの担当  
部門によって繁忙の時期にある程度の相違があるかというふうに思いますし、そのこと自体、私は、すべてを解消  
することとは不可能であるというふうに考えておるわけでございますけれども、なお部門間の不均衡をできるだ  
け均衡のとれた業務処理のできるような体制をつくっていくことが必要なんではなからうかというところで、今回の見  
直しも行っているわけでございます。そういったようなこと、あるいはそれと関連をいたしまして民間委託というよ  
うな問題も、なお効率的に進めていきたいというふうにご考えておりますが、市の仕事は何でもかんでも民間委託とい  
うわけにはまいらないことはご承知のとおりでございます。従来は単純業務で能率的な処理の求められている業務、  
あるいは非常にたくさん事務を短時日の間にこなさなければならぬというようなもの、あるいはきわめて臨時的  
な業務、あるいはまた非常に専門的な技術を必要とする業務というものについて、民間の活力をお願いをするとい

ようなことをやっておるわけでございます。今後その方向でいたずらに直接経費が増大することを防ごうというふうに思っておりますが、現在役所の人員が三千二百六十七名ということで、その中で先ほどご指摘のありましたとおり、管理職につきましては二一・二％であったかというふうに記憶をいたしておりますが、人員の増大というのは、事務系職員ではほぼここ数年横ばいの状況でございます。技術系あるいは専門職あるいは現業職において若干の増加になっておるといふ状態でございますが、いずれも施設等がふえてきておるといふことを見れば、今日の人員が必ずしもそう過大であるというふうには思っておりませんが、できるだけこの人員のふくらむことを防ぎ、直接経費がいたずらに膨大となることを避けるために、事務・事業の見直し、あるいは給与体系の研究等について、ただいま特別の編成をいたしまして検討をしている段階でございます。これらの検討、結論を待って来年度以降に対処をしまいたいという所存でございますので、ご協力をお願い申し上げます。

概略を私から申し上げます。担当部長の方から、それぞれお答えを申し上げます。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 行政改革への対応について、特に職員の接遇態度あるいは公務員としての基本理念等についての研修、そういったことについてお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきますと思います。

ご指摘のように、職員の窓口サービス、接遇態度といったようなことにつきましては、毎年度行っております市政アンケート等からもご指摘をいただいておりますので、そうした市民の市に対するご批判に対して真剣に考えまして対応すること、かねてから検討を進めておるところでございますが、特に職員の接遇態度につきましては、昨日のご質問でもお答え申し上げたと思いますが、研修の機会をとらえまして教育をいたしておりますのでございますけれども、本年度本庁の市民課、それから地区市民センターの一部窓口、接遇の主任を配置いたしました対応させていただくということで、こうした職員に対しても特別に研修を行っておるわけでございます。なお、広く各課で指導的な立場にある係長あるいは課長補佐といった職員に対しても、職場の接遇リーダーの養成という意味で研修を行っておるところでございます。

なお、各課に職員の配置表を掲示する手だてを現在進めております。これは、中央官庁なんかでもよく見られることとでございますけれども、本市におきましてもかねてから計画をいたしておりまして、ようやくその準備が整いましたので各課に職員配置表を置きまして、来庁される市民の方々に、職員が、どういう係の者がどの位置に座って執務をしておるかということをお知らせするようにしまして、来庁者へのサービスを図りたい、こうしたことも考えておるわけでございます。

なお、公務員としての基本理念については、ご指摘をまつまでもなく常日ごろから十分考えるべきこととございますが、これらにつきましては、現在の方策としましてはやはり職員研修というものが重点になっておりますけれども、日ごろ管理職と一般職員とのいわゆるコミュニケーションといったものが重要な要素を占めておりますので、管理職に対してもその点十分配慮するように今後とも心がけていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） ご質問の道路占用協議会の運営、失業対策事業につきましてお答えいたします。

道路占用協議会につきましては、近年非常に市街地の中で水道、ガス、下水排水等の道路の地下埋設工事が激増しておりますけれども、本市におきましては、道路交通の円滑化並びに安全対策、投資効果を向上させる見地から、各占用機関をもって道路占用協議会が組織されておるのでございます。毎年度当初に年間の道路工事の計画の提示を求

めまして、工事の施工に当たりましては、二カ月に一回占用協議会を開催しまして道路占用工事の重複の防止に努めておるわけでございます。しかし、民間の建物の建築だとか開発等によりまして、一部に同一路線で重複工事が見受けられますことは確かでございます。今後も道路交通の円滑な推進並びに投資効果の向上について、道路を何回も掘り返すということのないようさらに努力してまいりたいと考えておるわけでございます。なお、年度末における工事の集中化につきましては、より一層これが調整、指導の強化に当たってまいりたいと、かように思う次第でございます。

次に、失業対策事業でございますが、先ほどの質問にもありましたように昭和二十四年からこの事業が進んでおるわけでございますが、現在の状況からいまして、失業対策事業調査研究会というものが、労働省の方からこれの方向についての諮問を受け、この答申が昨年の十二月労働大臣に対して提出されたわけでございます。この報告書によりまして、現行失対事業は昭和四十六年以降新たに人を入れなくなったために、高齢者及び病弱者が増大いたしました。労働政策として制度の維持が非常に困難になってきておるわけでございます。特に、他の一般高齢者に対しまして労働政策と比較いたしましたときに、著しくバランスを失したものとなってきておる。したがって、失対制度は労働政策といたしまして、いまや終息を図るべき段階に来ておる。しかし、従来の経緯を見まして直ちに終息させるということには問題がありますので、終息に向けて必要な措置を講じつつ、なお暫定的な存続を図ることが基本的な考えになっておるわけでございます。この場合の必要な措置といたしまして、報告の中では、一、五年程度の経過期間を置いて六十五歳以上の就労者は失対事業の紹介対象者とし、二番といたしまして、六十五歳以上の高齢者及び病弱者の自立引退を促進するため、五十六年の一定の時期に限って特例一時金を支給するもの、三番目といたしまして、今後失対事業は健康診断の完全実施、作業歩掛りの改善等、労働政策による事業としての改善を行うものとする等となっております。この報告を受けまして労働省は、五年程度の期間を置いて六十五歳以上

の就労者の方でできるだけ自立引退していただき、失対事業のより適正な運営を進めていくということでございますが、現在におきまして今後の失業者就労事業の推移等を総合的に判断して別途定めるともございませう。そういうことから、時期等についてまだいろいろと問題もあらうかと思っておりますが、一方県下におきまして、四日市市のほか、県営その他、津、松阪、伊勢、上野市等で同様の事業が実施されており、県下全体といたしまして就労者数は現在千百四十六名となっております。その状況につきましては、各都市間におきまして若干ずつ異なった形態があるわけでございます。本市の状況といたしましては、現在就労者数五十五名、平均年齢六十五・九歳、最高齢者が七十八歳、最低年齢五十三歳ということでございまして、今後国、県と連絡を十分にとりながら他都市との調整をまた図っていき、今後に対処していきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 ありがとうございます。今後とも事務改善委員会の中で十分ご検討いただきまして今後に対処されたいというふうに思いますが、行政改革というものは、総論では賛成されても非常にやはり各論となれば反対されるむずかしい諸問題であると思っておりますが、勇気と英断を持って実施していただきたいというふうに思います。

そこで、私の考えなりに行政改革に対する基本的な原則というご要望を申し上げます。今後の資料としていただきたいと思っております。まず一つ目に、いろいろと予算的なそういうものでございますが、これまでのものを前提とする増分査定主義じゃなくして一応ゼロ・ベースといいますが、見直すベースを戻していただいて、財政だけじゃなくして行政改革についてもそのようにとってもらいたいというふうに思います。二点目として、思いつき、場当たり的な改革でなくして、やはり年次計画というものを計画的に立てて推進をいただきたいというふうに思います。三番目に、改革に伴う職員の人員整理、そういうものを回避するために、労使協議というものを前提とした配置転換というもの

をしていただき、再訓練を促進していただきたいというふうに思います。最後に、改革は整理と削減だけじゃなくして、新しい市民の行政用務に対応できるように機動的な人事機構を考えていただきたいことをご要望申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○議長（前川辰男君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 通告の順に従いまして質問をいたします。

まず第一点の青少年の健全育成問題につきましては、これまで種々議論がなされ、非行化防止問題とともにその対策が強く求められてきていることはご承知のとおりでございます。昨日の野呂議員のご質問にもございまして、私の質問に対して一部重複する点があるかと思えますけれども、お許しをいただきたいと思います。

現在地域における青少年の育成の推進につきましては、学校、PTA、子供育成会、補導委員など関係機関、団体がそれぞれの立場から活動を進めているわけですが、現場では大変苦勞されているのが実情でございます。こうした中で、市長は本年三月の定例議会におきまして、小学校区ごとに青少年育成会組織というものを編成したいとご答弁されておられますが、すでにその方針が明らかにされたこと聞き及んでおります。その具体的方針と内容についてお尋ねをいたしたいと思えます。さらに、これらの問題に関しましては、地域の実態に沿って推進する必要があるわけでございますが、学校、家庭、地域社会が一体となり、まさに地域ぐるみで展開されなければなりません。地域ぐるみといいますが、その組織が十分機能しなければ効果的な組織の運営や実効は上がりません。地域ぐるみのために、学校、PTA、子供育成会等機関・団体と青少年育成会との役割、運営、これらの条件整備をどのように考えられて対応されるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思えます。また、青少年育成会組織に対する一定の助成措置がなされるとお聞きいたしておりますが、どのような基準、方法で措置されますか、あわせてお伺いをいたします。

続いて、第二問の市連絡員の報酬につきまして若干お伺いをいたしたいと思います。

四日市市連絡員設置規則によりますと、その第五条に、「一、納税通知書、市広報、文書等の配布に関すること。二、前号のほか、市民への通知、連絡、掲示等に関すること。三、各種調査書及び文書等の収集に関すること。四、前各号に定めるもののほか、特に市長が命じたこと。」となっております。そして、第六条には連絡員の服務規定が定められております。その第一項に「連絡員は週二回以上地域振興課長が定める日時に本庁（地区市民センター）管内においては地区市民センターに登庁し、出勤簿に自ら押印しなければならない。」とございます。さらに、第七条の規定によつて「予算の範囲内において報償金を支給する。」とつたわられておるわけでございます。そこで、報償金につきましては、本年度五十六年度は前年度より、世帯単価にいたしまして三円アップの五十一円に値上げされているわけでございますが、このような低い単価では連絡員の受け手がなく、各自治会では大変困っているのが現況でございます。大抵の自治会では、市の報償金のほかに月額にいたしまして一万円内外の手当をつけて、しかも自治会長が頭を低くして頼み込んでいるものと推測されるわけでございます。もちろん各自治会とも自治会自体の配布物も若干はございますが、大した回数ではございません。したがって、市連絡員とは市自体の末端行政をつかさどっているわけでありますにもかかわらず、任意の自治会という団体がこの連絡員の方に多額な負担を余儀なくされていることは、意に介しないところでございます。第七条の規定に記されている「予算の範囲内」というのが余りにも低過ぎるのではないかと考えるものでございます。この点十分にご検討されまして、できれば九月の定例会には予算的措置を講ぜられまして自治会の負担の軽減を図られますようお願いいたしますとともに、この点においてご当局のご所見がございましたらお伺いをいたしたいと思います。

最後に、第三点の住居表示について簡単にお伺いをいたしたいと思ひます。

この住居表示が実施されております地域や町は、非常に混乱もなく、日常生活に大変便利であります。永地域では、いまだ大字日永何千何百何十何番地とか、あるいは同じ隣同士の場所でも、日永官有地何番地ということとその所在が一体どの方向にあるのかよくわかりません。ある日、はがきの所書を頼りに四日市へ来られた人が、土地不案内のため、近鉄をおりるとタクシーに乗車し、「運転手さん、このはがきの所まで」と言いますと、「この土地はよくわかりませんからおりてください」と断られたという話もございます。時間が限られておりますので簡単にいたしますが、そのほかいろいろの不便なことについて具体例を申し上げますが、市内全域にはいまだ住居表示の実施されていない地域がたくさんあろうかと思ひます。一日も早く文化社会の日の目を当てていただきたいと思いますし、なかんずく日永地域といえは市街地からわずか一キロ余りのところでございますから鋭意ご検討をいただきますようお願い申し上げますとともに、実施の時期と具体案がございましたらお伺いをいたしたいと思ひます。

以上をもちまして、第一回目質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者（長谷川照男君）登壇〕

○教育長職務代理者（長谷川照男君） 青少年対策につきましてお答えいたします。質問の要点は、地域組織の基本的なあり方とその取組みをどうするのか、あるいはそうした組織に対する助成につきましてもお尋ねがございました。青少年の健全育成を図るために家庭や学校が果たす役割の重要性は、いまさら申すまでもございません。これに加えまして、地域社会の教育的機能もきわめて大きな要素を占めておるわけでございます。いま地域における健全育成

活動を見ますときに、地域間の格差はかなりありますが、大体の傾向といたしましては、地区での育成会あるいは地区社協、または地区指導委員会、あるいはPTAその他の地域組織が、それぞれの計画や方法によって実施されております。ところが、目指す目標が同じでございますも、これらの活動は、ときには横の連携に欠け、効率の面から見ましても、まだまだ改善の余地がたくさんあるように思われるわけでございます。そこで市といたしましては、この点について、より効果的な実践活動を期すために、行政区または小学校区を単位といたしまして諸団体の協力体制を整え、そしてそれらの組織が次の四点の活動をしていただくように呼びかけておるわけでございます。その一つといたしましては、各地域におきます子供会を初めとする関係諸団体が、健全育成のためのいろんな活動を進めてもらう。二つ目といたしまして、家庭教育、特に両親教育を進める。三番目といたしまして、青少年を取り巻いております社会環境の整備、浄化のための活動を進めていただく。さらには、非行化防止のための指導活動をしていただく。以上の四項目の活動と、これに付随いたします啓蒙活動を総合的に推進する体制を整備することが最も望ましい、このように考へているわけでございます。そして、これらが地域ぐるみの活動といたしまして全市域に定着し、幅広く進められることを強く期待し、あわせてこういう活動が地域社会づくりの一環となれば非常に幸いだと思つておるわけでございます。

なお、こうした組織に対しまして、運営費の一部を助成できるよう、現在関係部局で組織いたしておりますプロジェクトチームによって検討を進めております。七月末までにその成案を得たいと考へております。

○議長（前川辰男君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 先ほどご質問いただきました連絡員の報償金につきまして、お答えを申し上げます。

ご指摘のように、この連絡員の報償金につきましては、昨年の議会でもかなり強いご要望をちょうだいいたしましたし

て、その後検討を行った結果、先ほどお話にございましたように本年度では五十一円ということで、前年度より三円の引上げを行ったわけでございますけれども、確かに各地区でのこの連絡員の実態というのを見ておきますと、地区によりまして、かなり連絡員の人数に差があるということがございます。したがって、いまお話しのように担当世帯数の差から、この連絡員の方々への手当についての格差が生じておるといふ現状でございます。したがって、地区によっては、それぞれの地域での連絡員務もあわせて行うという意味で、ご指摘のように各自治会が相応の経費をご負担いただいて連絡員の確保に努めておられるということもございますけれども、市といたしましても、今後ともこの報償金の問題はもちろんでございますけれども、さらには各自治会との受持ち世帯数の適正化ということについても、一度地区の事情等よく勘案いたしまして、そういった意味を含めてこの連絡員制度についての検討を行ってまいりたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 住居表示についてお答えをさせていただきます。

現在本市の住居表示の実施率でございますが、面積比にしまして一四・二％、人口比で四四・五％という実施状態でございます。ご承知のように、住居表示に関する法律に基づきまして実施をするわけでございますけれども、当然ながらこれにつきましては、市街地指定の議会の議決を得まして三十七年から今日まで実施をさせていただいております。これらの指定地域については、まだ実施を終わっておらぬところは、大矢知の十志と西阿倉川地区でございますが、いずれもこの地域に対しては、現在地元ともいろいろ折衝を重ねまして実施をする予定でございますが、そのほかに日永地区につきましても、現在市街地指定としては議会の手続によって指定はしておりませんが、これも、実際問題として日常生活の上でご不便をおかけしておるといふことで、いろいろと今後の手だてとしてその対策を進めていく必要があらうと考えております。

したがって、これを実施する上の一つのたてまえとしましては、人口の集中地域ということが対象になっておりますので、一平方キロ当たり四千人以上というのが一つの基準になっておりますが、必ずしもこの基準にこだわるといふわけでもないですけれども、地域によってはこれ以下の地域につきましても実施をする必要があらうと思っておりますが、ただ実施に当たりましては、街区の区画すべき道路とか、あるいは河川とか、そうした明確な条件といひますか、そういうものが必要になってきます場合があります。したがって、日永地域につきましても、泊塚原、あるいは山崎町あたりがまだ実施をいたしておりません。これらにつきましては、その面積に比較しまして居住世帯が、まだ全体として十分ではありません。場合によっては、今後かなり開発をされるということも考える必要がございますので、それらの推移を見ながら住居表示を行う必要があると思っておりますが、しかし現在の時点で住居表示を行うに当たって、どういうところに問題があるか、あるいはどういう方向でやれば可能であるかといふことを一応調査する必要もあらうと思っておりますので、担当の方で現地を調査させていただき、地元との調整等も図りたい、このように思っております。

○議長（前川辰男君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 ご答弁ありがとうございました。

第一問の育成会組織に対しまして助成措置が講じられるというご回答につきましては、七月末までにその結論を出すということでございますので、間違いのないようにひとつお願いをいたしたいと思います。

さらに、第二点の連絡員の報償金に対する私の質問に対しまして、連絡員個人差によりまして世帯数の受持ちがかなりあるということは、これは全くの事実でございます。私が申し上げておりますのは、昨年四十八円から本年度

五十一円に上げていただきましたけれども、このような小幅な値上げ額においては、自治会の負担が相当多くなっておりますので、この点を要望しておるわけでございますので、よろしくご検討をいただきたいと思います。

また、最後の住居表示の問題でございますけれども、これには現在日永地区でもかなりの数の地域がこれを指定されておりませんので、その不便さにつきましてはその一端を申し上げたのみでございますので、そのほかいろんな住民の方の苦惱、不便さがあるわけでございます。どうか一日も早くこの住居表示をやっていただきますように重ねてご要望を申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前川辰男君） 二十分ほど休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後二時九分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 通告に従いました質問させていただきますが、最初の質問は、質問タイトルにもうたつてありますとおり具体的には塩浜駅西口のことでございますが、お許しをいただきまして、前段に若干経過あるいは感想めいたことを申し上げたいと存じます。その辺の意をお含みの上ご答弁願いたいと思います。

昨年からことしの初めにかけて私の任んでおります塩浜地区は魚滓処理工場建設反対の運動でかなり揺れ動いております。しかし、今日では塩浜地区連合自治会のお骨折りあるいはみごとな対応によりまして、もちろん終息したわけではございませんけれども、当時とは比べものにならないほど静かな情勢になっているかと思えます。ご承知のとおり塩浜自治会はこの問題を専門的に研究するための機関といたしまして、お医者さんでありますとかあるいはわれわれ議員の先輩をリーダーといたします専門委員会を組織いたしました約七カ月、委員会はその結論として、条件整備を前提として建築承認の方向を打ち出しました。目下連合自治会はその答申の詰めを急いでいる段階でございます。

ところで、この問題について反対の立場の人々が言われておりました反対の理由とか根拠は人により立場によりいろいろとございます。そして、それには市もそれなりの準備を整え、かなり積極的な内容と頻度をもって説明に当たったようにございますが、その説明がなかなか受け入れられなかったのでございます。一口に言えば行政不信、そういう感覚が説明の前に立ち上がったのでございます。説明以前に問題があったというわけでございます。いままでいふんとたくさん市に訴え、要望してきたのになかなかやってもらえないし動いてくれない、もちろん市は市なりに努力してきたには違いないのでございますが、しかし、塩浜地区の人々から見れば何一つ動いてくれない、そうとしか見えない貧弱な実績とか状況が行政不信の感覚を生んでいるのでございます。そういう当てにできない市が、今度の魚滓プラントにはしかじかかような対策をとるから大丈夫だと、施設をつくるから心配ないと、そう言っても信用できるものか、市の話がなかなか受けつけられなかった理由は、一口に言えばそういうことではなかったかと思うのでございます。この問題に限定いたしましたとき、その論拠の当否についての感想は留保いたしますが、一般論としては確かにわかることでございます。今後行政の執行に当たっては大きいあり得ることかと思えます。頂門の一針として謙虚に、そして深刻に受けとめる必要があることをまずもって強調しておきたいと思えます。

そういう地区の空気を踏まえまして、専門委員会の自治会に対する答申も、その末尾に追伸といった感じで念を押す形をとりながら、塩浜地区発展のための諸施策を推進し、特に解決を急がなければならない諸問題について強力な

行政指導を望む、そういった旨を訴えております。これは、形式的には建設承認のための条件として提起されたものではございませんが、その意のあるところ十分ご承知願いたいと思います。私がいま長々と経過等をあえて申し添えましたのも、実はこの機会にそういう背景を議会という場を通して明確に設定しておきたかったからにはかならないのでございます。

ところで、この末尾の一項、具体的にはどの何をどうせいかあしろとかそういうことは言っておりませんが、それがS社の悪臭対策であり塩浜駅西口の開設、緑地公園の避難路のこと、市民センターと地区運動場の新設、一部たんばの冠水対策、それから電波障害対策、そういうことを内容としていることは先刻ご承知おきのとおりかと思いますが、いままでですと、塩浜地区がまとまって市へ要望するとか苦情を申し入れる、そういうときにはいつでも一番大きなウエートを占めていたのが決まって排水の問題でございました。それが今回の場合は小さなウエートになっておいて、これは、当該工事に地域の方あるいは会社の協力があつたということは言うまでもございませんが、行政における積年の努力のあらわれであり、その点は評価しておきたいと思えます。しかし、だからここで一服、そういうことでは困るわけでございます。まだまだだいたい申しましたような大きな問題がたくさん残されているわけでございます。市から多額の金を持ち出す必要のある問題、金の持ち出しはほとんど必要ないけれども別個の経営原則だとか価値観を持つところを相手とする問題、どれをとってもむずかしい問題がいっぱい残されているわけで、まだ一服の段階ではございません。

今回は、その中からこの議会でも過去何度かにわたって取り上げられました近鉄塩浜駅西口の問題を重ねて取り上げてお伺いしたいと思います。一つの転期に来ている、そう思うからでございます。

私はこの問題を四十九年三月の議会から取り上げております。他の議員の方も何度かたび重ねて取り上げてまいりました。そのつど答弁は開ける、閉める、そういう何の進展もない交渉経過の繰り返しのみでございました。つまり、近鉄は西口を開くかわりに踏切を閉める、そういう一点張りで、交渉は行き詰まっているというご答弁の繰り返しでございました。

大近鉄にしてみれば何ともみみっちい話に聞こえるのでございますが、立場を変えればそういう哲学も主張もあるのかと一応は思ってもきました。しかし、塩浜も大部変わってきつ々あります。中里の石原住宅の宅地化への整備も着々と進んでおります。これができれば相当世帯数も人口もふえるはずでございますし、東洋紡もクノールや太陽化学の進出に続きまして、東洋紡がソニーと提携して新しい業務の展開を図ることも聞いております。塩浜久方ぶりの活況の兆しを見せ始めていますのでございます。言うなら、交渉の時期としては絶好のチャンス、一つの転期かと思えます。

そこで、先ほど申し上げました幾つかの問題の中から特にこの問題を取り上げたわけでございますが、この西口の開設は塩浜にとりまして大きな都市機能の開設とも言えるわけでございます。塩浜の便益を大幅に拡張することでございます。単に一企業の一施設の問題、そんな認識での問題意識であつては困るわけでございます。その後の経過がどうなっているか、そして今後どのように対応されていくご所存かお伺いしたいと思います。

二つ目の質問はテクノポリス構想に関連してでございます。

このことは昨日も大島議員が触れられましたし、野呂議員も大変周到な準備を持ちまして適切なご質問を展開されておりまして、できるだけ重複を避けて質問させていただきたいと思えます。

去る八日、最終的にテクノポリスの候補地が決定されました。四日市は残念なことではあります但し選外になっております。このことは昨日もお話ございましたけれども、そもその、当初の発想からして十分に予測される帰結でもありました。しかし、市長は大変意欲的にこの問題に取り組んでまいりました。それは昨日市長ご自身も言っておられました、この構想を四日市に導入したいという直接的な期待もさることながら、その成否とは別に四日市の産

業構造に新しい展開を図り、活力ある四日市を目指す意欲の姿勢でもあったわけで、十分に理解できるところでございます。もっとも単一のテクノポリス候補地の選考では選外になりました。とはいっても、東海環状テクノベルトとして別建て調査の対象として四日市は残っております。選外とはいってしましても四日市に集積された素地は十分に選外佳作ともいえるような資質を持っているわけでございます。別建て調査の対象として残ったのはむしろごく自然の結論だったと言ってもいいかと思っております。野呂議員も言われておりましたが、自信を持ってなお一層の運動の展開を求めておきたいと思えます。

しかし、別建て調査の対象とは一体どういうことなのかということになりますと、落とされればなしよりは脈があるだろうということはわかるのでございますが、それ以上のことにつきましては昨日多少は話があったかと思えますが、具体的にはまだわからないことが多くございます。そこで、まず大変事務的な質問で恐縮でございますが、その意義なり性格といえますか、たとえば国の予算措置はどうか、あるいは国に対する東海テクノベルト構想の窓口、これは名古屋通産局ということかと思えますが、名古屋通産局が組むプロジェクトは一体どんなものなのか、そういったことでただいま現在知り得る範囲、あるいは予測し得る範囲で結構でございます、これからの推進を占う一助としてアウトラインについての情報をごく簡単に結構でございます、ご説明願いたいと思えます。

次にお伺いしたいことは、構想にもう少し具体性を持たせられないかということでございます。

市長や知事は、四日市テクノポリスの構想に關しまして半導体産業の誘致をしたり、四日市コンビナートのスクラップ・アンド・ビルドを進めていく段階で現在の素材生産型からファインケミカル化を図るなど、いま四日市地域に集積している高度な工業技術をうまく活用しながら実現を図る、あるいはテクノポリスの中核となる先端技術産業を導入することにより石油資源依存率の高い本地域の工業構造を質的に改善し高度多様化する、そういったようなことを表明されております。いずれも新聞紙上に載ったとおりのことをいま申し上げたわけでございますが、これは一見

四日市テクノポリス構想の中でわずかに見られる具体的方向の一つでございます。言葉としては大変結構で、何となく聞いておりますとそれこそ何となくクリスタルといった感じでございますけれども、しかし、少し具体的に考えてみますとわからないことばかりでございます。

たとえば、四日市の既存の集積技術を活用した先端技術産業、一体どういうことなのか、そう質問された場合、だれにもなかなか答えられないのではないかと思っております。

たとえば、四日市のテクノポリスの構想というパンフレットにはニューセラミックスというようなものが載っております。確かにいまや時の話題になっている感じで、きょうも何かテレビでやっていたようでございますが、確かにニューセラミックス、その発想なり芽生えは窯業の中に生まれたようでございますけれども、いまでは全く次元の違ったものになっているかと思えます。

ですから、四日市に萬古窯業があるからニューセラミックス、それでは何か余りにも短絡し過ぎている、そんな感じがいたしますし、四日市テクノポリスの中核となるようなファインケミカルとは一体どんなものか二、三の専門家に尋ねてみました。ある人はさあどんなものでしょうかと首をかしげておりましたし、またある人はイメージさえなかなかわいてこない、そういう答えでございます。ニューセラミックスとかファインケミカルとか、そのほかに四日市テクノポリス構想にはいろんな産業があれもこれもと挙げられております。こういったことは深く詰めることなく、ただ単に通産省あたりが考えております「八〇年代の産業政策」、そういう本がございますが、その中の抜粋みたいなもの、そんな感じがするわけでございます。しかし、いままでは候補として名のりを上げるためには何が何でも体裁を整えなくては、そう取り急いだ段階であったからそういったことも一面やむを得なかったかと思うのでございますが、いまや東海環状テクノベルトの一拠点として話は一歩前進し、具体化に向かってやや明るい方向を見出し得たのでございます。マクロの話からミクロなものに移行しつつある段階に来たかと思えます。環状テクノとして

国や政府にアピールするためには、言うところの先端技術産業と既存の四日市における産業分野とのつながり、これが実は他の都市にない、迫力ある裏づけであり優利な条件だと思っておりますが、そういったことでありますとかあるいはその位置づけ、そういったことを含めた現実的でより具体的な考え方の構築が緊急に必要で、そして重要なポイントになる、そういう段階に入ったかと思うのでございます。大山鳴動で何とかということでは困るわけで、いまから周到な準備を求めたいと思っておりますが、まだまだまとまっていけない点多々あることは十分承知しておりますが、ただいま現在の考え方を披露願いたいと思っております。

次に、テクノポリスとの関連におきまして、私、全く教育問題については素人でございます。的外れなことを言うかもしれませんが、大学問題についてちょっとお伺いしておきたいと思っております。

四日市で大学誘致の火の手を上げたのは一番先に商工会議所だったと思っております。そして、その周辺の方々が初め言っておられましたのは、たしか商科系の大学ということではなかったかと記憶しておりますし、市長は市長で三重大学の新設学部、これも文科系であったと思いますが、その誘致を当初もくろんでおられたはずでございますが、新たにテクノポリスとの関連では工科系の大学ということのようでございます。それはそれとしてわかることでございますけれども、そういう事情の変更を外してただ経過だけを考えますと、文科系でも理科系でもとにかく大学という名の学校さえ呼べばいいんだという感じがございません。たしかに二十五万都市の四日市に大学がないというのはさびしいことには違いありませんが、津にもりっぱな大学がございます。名古屋周辺には二十を超える大学がございます。大学教育を受ける場としては決してへんびな地域ではないと思っております。経済用語で大変恐縮でございますけれども、むしろ大学教育については供給過剰とさえ言える場所でもあるかと思っております。

もちろん教育の場合は経済原則だけで左右されるものであってはなりませんし、地域文化の振興という観点に立てば四日市にぜひ欲しいものには違いございませんけれども、こういう状況で果たして私学進出の条件があるのかどうかいささか心配でございます。四日市にどんな大学が適しているのか、文科系か理科系か総合大学か見方はいろいろあるかと思っておりますけれども、いずれにせよ地域の文化振興のためにはぜひいい大学を望みたいところでございますが、新設の大学が世間からいい大学あるいは一流、一流とまではいかなくとも二流以上の大学と評価されるまでには相当の年月とか資金を必要とすることは私が申し上げるまでもございません。いい大学かどうかということ、これも人によりいろいろ見方、考え方もございますが、何はともあれいい大学を誘致するためには誘致する側にしっかりとした思想を持つことがまず必要かと思うのでございますが、大学誘致問題につきましてその後の経過とかあるいはテクノポリス構想を契機としていまだどんなお考えに立っているかお伺いしたいと思います。

第一回目の質問、これで終わらせてもらいます。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず塩浜駅西口の問題でございますが、これはもうすでに昭和三十八年ごろから起こっている問題でございます。市としても機会あるごとに近鉄と交渉をいたしておりますが、近鉄の出方というのはご承知のように西出口を開けるのと一緒に踏切閉鎖ということを強く主張して今日に参っておりますのでございまして、このことは、西出口を開けるということについては私どもの住民側の要請にこたえるわけですが、踏切閉鎖ということについては住民側にとって東西分断ということで非常に反対のあるところでございます。そういったようなことで双方の話し合いがかみ合わないまま今日に至っております、当時近鉄側は踏切閉鎖をするかわりに人が歩いて通れるような地下道をつくり、そうして駅を橋上駅にして東西を相通ずるといような案を出されたのでございますが、これとても障害者の方々の便ということを考えますとかなり疑問のある解決案でございます。私どもがいま直ちにそれに賛成というわけには

まいらないということはお承知のとおりでございます。

最近特に塩浜駅西側が旧石原住宅跡地の活用とともに進められようといたしておりまして、西口関係は緊急の度合いを増しているというふうに思っております。そこで、踏切閉鎖をしないで考えられる方法はないかということで協議に入っておる段階でございます。私もはまだまだ橋上駅舎をつくるにも市の負担は三分の一してほしいというような近鉄の側からの要求も出ておりますので直ちにこれに応ずるわけにはまいらないということで、今後もう少し話し合いを煮詰めていきたいというふうに考えておるところでございますので、地元の方々のご協力をお願い申し上げます。

それから、第二番目のテクノポリスの問題でございますが、実は私も北勢地域振興調査ということで県とそれから四日市市、三重郡四町が合同でこの北勢地域の振興計画を策定しようということで五十四年度から調査に入って、五十五年度で大体結論がまとまったというわけでございますが、この中で実は大議論が起きました。それは、今日のこの四日市市を中心いたしました北勢地域の活性化をどうやって図るかということで県の企画がご依頼を申し上げました学者先生との間で大議論になりました。やはりもつとこの地域をよくするためにどうしても経済力をつけていかなければいけないんじゃないかということで、それじゃどうやって経済力をつけていくのかという議論になったわけでございます。その場合にやはりいまの状態ではコンビナート各社というものが石油の影響で非常に成熟してしまっていて新しい展開が見られない。同時に地場産業も産地指定を受けて、それぞれの計画を立てて、それに向かって進んでいるが、もう少し何かを注入しなければならぬということから、新しい方向へ向かって進めるような条件づくりを行政当局が考えなければならぬという結論になったわけでございます。

そこで、ちょうどそのような結論が出ようとしている段階で通産省のテクノポリス構想というものが打ち上げられた。このテクノポリス構想というのは、やや構想が先にひとり歩きをしたような感じがあるわけでございます。テクノポリス構想によって通産省が指定をする、指定したら何をやるのかということが実は余り明確になっていなかったわけでございます。通産省の構想というのはご承知のように新しく技術集積都市を建設する、それが一九九〇年代へ向かっての各地方都市の活性化をもたらせるゆえんである。その技術集積都市をつくるために三つのことが必要だ。

一つは、産業ゾーンというものをこしらえて、そこに未来産業といえますか技術先端産業の立地をせしめるということ。

それから第二番目は、学術研究ゾーンをこしらえて、そこには研究開発あるいは技術修練をする場所をつくらなければならぬ。

第三番目には、それらの企業に働き、かつ学術研究に携わる人々達の住む場所をつくらなければいけないじゃないかと、そこを住宅ゾーンというんですが、この三つのゾーンを合わせて大体五万ぐらいの新しい町ができると。それを地方の二十万ぐらいの都市のところへくっつければ、そういうものが張りついた都市の活性化が図られるんじゃないだろうかと、こういうことが通産省のテクノポリス構想であったわけでございます。

当初は、この新しい産業、先端技術というのをどこに求めるかということで、結局IC、LSIというエレクトロニクス関係の企業ゾーンをつくるのが一番いいんじゃないかと。そうして、それは非常に高い技術水準を要する仕事でありますから、それらの企業に仕事を求める人たちの研修の場をつくる、あるいは学術研究、また将来そこへ仕事を求めて一生を過ごすという若い人々のための学問の場をつくらうと、これがこの学術ゾーンの形成の一つの目的でございます。そうして、そこに住む人々のために緑に囲まれた非常に環境のいい住宅ゾーンを同時に張りつける、これが通産省のテクノポリス構想でございます。

構想自体はそれでいいわけですが、それでは、そこで固まりあるいは地方自治体が、計画を持つことはいい

が具体的に行政的に一体どういふことをやるのかということですが、通産省の基本姿勢としては実は安上りのテクノポリスということでございます。いわゆるそういうことを、企業ゾーンをつくり、学術研究ゾーンをつくり、生活ゾーンをつくる、そうしてそこが企業的に活動を展開していく、あるいは生活的に活動を展開していくためには道路交通網の整備あるいは空港の整備ということがぜひ必要だというようなことで、そういったことに對して各自治体が地元においてそういう政策を他の政策の犠牲にしてもやろうと、こういうことでなければならぬというふうに通産省の方が考えたわけでございます。

これは、そういうことがいかどうかは別といたしまして、四日市の場合を考えてみますと、確かに産業が一つの成熟期に入っております、これからの伸びが余り期待できないということでございますので、やはりこれはひとつ新しい産業というものを四日市に注入してやる必要がある。それはIC、LSIというものでなくてもいいというふうには私自身は考えておったのでございます。そこで、今後の通産省の調査は十六地区を指定いたしました。ミニのテクノポリスを四つ加えておりますから二十地区ということになるのですが、日本中IC産業だらけということになるということはとうてい考えられないことで、もしそういうことになりましたとかつての新産都市の計画と同じようなことになってしまふわけでございます。今日の段階でそれに必要な種類の公共関連事業をやる、その関連事業をやるのにどういふ内容を持っていくかということについてはまだ明らかになっていないわけでございます。確定もされていません、こういう段階でございますので、もう少しこれは、その経過を見なければいけないというふうにご考えておりますが、私は、四日市に活力を注入していくということになりますと、それなりの企業を四日市に立地をしてもらうような働きかけをやっていかなければならない、元来あります地場産業についてはそれぞれ産地指定を受けておりますので、その計画の中でこれを掘り起こしていく、同時に新しい企業が四日市に出てくるように条件整備を図っていく必要があるということを考えているのでございます。

先ほどファイインケミカルの話がございましたが、これは四日市の各企業にかなり高度な技術を持った方々がお見えになります、そういう方々のお話を聞きましたも、石油化学あるいは石油精製というものが今日の時代から次の時代へ何を目標していくかということになると、ファイインケミカルというようなことにもなるのではなからうかというふうなお話が出ておりました。事実、そういう方向で新しい製品が各企業で開発されつつあるというのが実際ではなからうか、これは小川議員の方が私よりよくご存じだと思っております、これは企業ご自身が考えてやっていただかなければならないことだろう。市としてはそういった企業活動ができるような条件を整えていく。

そこで同時に大学の問題が出てくるわけですが、大学問題の当初、私が三重大学の法文系がということを上上げたのは議会だったと思えます。議会で大学をぜひ誘致しろというお話が出たそのときに、一番可能性があると思われたのはやはり三重大学に法文系をという県を挙げての考え方がありましたので、その大学の一部ならば四日市へ持ってきてもらうことがいいじゃないかと、そうすることによって三重大学自身も全体的にレベルアップされていくんだらうと、こう考えまして、そのことを言ったのでございますが、これは文部省の方針と激しく対立をしたようなことでございますのであきらめざるを得なかったというのが実態でございます。その後、商工会議所、あるいはその他のいろいろ大学問題について言われておりますが、私も大学をもし四日市へ立地をさせるならば、やはり桜のあの財産区の地域がキャンパスに一番いいのではなからうか、かように考えて、そこへどういふ大学をということについては、これは桜学園都市調査研究会で専門家の先生方にご研究を願って、ようやく答申がまとまった、いま印刷にかけられている段階になっておりますので、これを見て今後働きかけをしていきたい。

住宅ゾーンについては建設省との関係になるわけでございます。

こういうふうには、テクノポリスというのはもともと縦割りであります日本の国の行政制度というものととの関連で考えますと、各省庁との関連でございまして、私は、具体化までにはまだまだ時間がかかるんじゃないかと、こ

ういふふうに考えております。

そこで、そういうものを待っておる、それが固まるまでじっとしておるといふわけにはまいりませんので、新しい産業、将来伸びていくであろうと思われる産業を現実に活動してみえる幾つかの会社から四日市はどうなんだという引き合わせが来ておりまして、その面についていま折衝を始めておるといふ段階でございまして、もうしばらくこの点については時間をおかりしたいというふうに思っておるのでございますが、ここで、そういう新しい産業を地方自治体自身がそこに根づける努力をしていかなければ、幾ら企業団地ができ、あるいは学術ゾーンができて、地方自治体自身が努力をしなければテクノポリスというのは最終的には絵にかいたもちに終わってしまうという心配があるわけでございます。そういうことにならないように私どもは努力をしていかなければならない。そのための条件整備が一つ大きな課題になるわけでございまして、幸い今度のテクノポリス問題を契機といたしまして、通産局が中心になって名古屋東海環状テクノベルト構想というのが取り上げられることになりました。これは、名古屋通産局、それから中部地建、名古屋市陸運局、鉄道管理局等関係機関によりまして協議会を組織すべく目下準備を進められつつある段階でございます。本市といたしましては、この調査の参画につきまして県並びに通産局と折衝を始めておる、こういう段階であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、私どもも自身が努力をしなければ絵にかいたもちに終わってしまう心配がありますので、そういった方面に関しまして各省庁との関係がございまして、怠けることなく努力を重ねてまいりたい、かように思っております。皆さん方のご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 一、二再質問なり要望をさせていただきますと思います。

第一問目の西口の問題でございしますが、さすがに塩浜住民の市長さんでございまして、いままで何度かお聞きした方よりも状況の認識も的確でございまして、ご答弁も真味があるように思いましたが、しかし、結論的にはやはり開ける、閉めるということのようでございまして、先ほど申し上げましたようにいまが絶好のチャンス、そういうよりも新しい問題に取り組む新しいスタートライン、そういうときかと思えますので、ひとつ考え方も意欲も発想も新しいものにして取り組んでいただきたい。巨砲の後援会長もいんですけれどもひとつ近鉄パッファローズの後援会長ぐらいになって、四日市全体だとドラゴンズと巨人がありますから問題があるんでしょうけれども、塩浜のパッファローズの応援団長ぐらいになっていただければ近鉄の方ももうまいったということを手を挙げるんじゃないかと思えますけれども。

ところで、そういったいろいろな交渉されているというようになこととか状況の変化でありますとか年一度の地区懇談会、そういったことを待つまでもなくできるだけ範囲でできるだけの機会をつくって地区に流すこと、自治会や何か毎月開かれているようでございましてからそういったところに流して状況を皆さんに知ってもらおうということ、そういうことが行政不信という感覚を多少とも希釈することになるんじゃないかと思えますので、ひとつ提言を申し上げます。

それからテクノポリス構想、大変いろいろなお話を承りましたけれども、何だかんだありますけれども、やはりこの構想の実現を支えるのもまだまだ先のもの、まだまだ未成熟なものでございますけれども、さきにも申し上げましたけれども、四日市、他都市の構想にない迫力ある手がかり、強力な条件、これはやはり現代の産業活動であると思えますし、技術の集積だと思っております。また、現代から将来にわたりました四日市の産業を支える資力、やはり現状の生産活動であり、それが地域振興の基盤であるということ、ごく常識的な見方かと思えますけれども、そういう強い自覚に立ちまして、もちろん経営上の必要ということもございまして、四日市の各社、大小を問わ

ず、みずからの力でただいま需要の高度化に対応した新素材でありますとか材料の開発に取り組んでおります。さらには生産工程の合理化あるいは省エネ、またさらには必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドの形態をとりながら技術集約化を図る、そういったことで競争力の維持、充実に努めているわけでございますが、そういった努力、やがて四日市の活力にもつながることでございますし、テクノポリスの実現にもつながることになるわけでございしますが、行政面としてその力の培養にどんな手だてがあるか、ただいまも昨日もだんだん小さくなっていくのは困る、企業自身が体質改善できるような条件整備というものを考えていかなければいけないことを言われておりましたが、市として考えられるような条件整備というものがあるものかどうなのか。あるとすれば大体どんなものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、要望を申し上げておきたいと思いますが、テクノポリスの構想、何か市長の独壇場といった感じでございます。勉強と研究の成果であり、それはそれで、独壇場結構なわけでございますけれども、独断や独走であっては困るわけでございます。どうも市長さん以外の部長さんや何か、担当業務で手いっぱいということなかもしれません。まだまだ何か問題意識が薄いんじゃないかというようなことを感じないでもございませぬ。ひとつ市長の号令で皆さん一生懸命この問題を勉強するように、何とかいいまして、やっぱり四日市の行政全体が取り組む大きなプロジェクトであると思い、ひとつ大号令をかけていただきたいと思っておりますけれども、それとは別に、ただいま市長が触れられましたけれども、四日市には非常に優秀な人材がたくさんおります。特に役所にいま一番不足していると申しますか、そういつては失礼かもしれませんが、いろんな産業に関する技術、そういったオーソリティーの方が四日市にはずいぶんいらっしゃるわけでございますが、今度のテクノポリスの構想、立案、そういったときでありますとかそういう技術的な要素が多い問題、そういった人たちの知識と経験というものはずいぶん役立つんじゃないかと思えます。テクノポリス構想、そういうまだまだ先のこととはさておきまして、産業構造の再編成、そういったことが常々言われていることでございますが、それが観念論の間はまだいいわけですが、具体的な計画とか立案、そういう段階になりますとその人たちの知恵とか意見がずいぶん役立つと思うのでございます。

昨日も川口議員が政策立案の過程における市民参加ということを言われておりました。内容は全く同じではございませんけれども、やや同じようなニュアンスで、具体的な参画の方法、そういったことは問いませぬけれども、四日市にある人材の活用を提言いたし、要望として質問を終わりたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 再質問の中で、先ほど来出ておりますようなテクノポリスあるいはテクノベルトの考え方を進めるに当たっての市として考えられる条件整備があるとすれば何かと、こういうご質問であったと思いますが、すでに市長の昨日来の答弁の中に十分にこの条件の内容が出ておると思っておりますが、繰り返しのようになりますが、もう少し具体的に、簡単に申し上げます、産・学・住の三つについてのそれぞれの問題になってくると思っておりますし、産について、新しい企業の導入ということになれば当然工場適地を十分に用意をしなければならぬ、これがやはり当然出てくると思っておりますし、また学という大学研究機関、いわゆるテクノクラートの育成、供給体制としては先ほどのご質問の中にもありました大学問題ということになってまいると思っておりますし、またこれらの産・学あるいは住を結ぶ機能動線と申しますか、これは、当然まず出てくるのが道路問題であろうと思っておりますし、さらに鉄道、軌道の問題なんかが出てまいりますし、さらに大きくは四日市自身に空港をとすることはまず考えられないと思っておりますけれども、昨日も出ておりましたエイトワン構想という大きな中部の考え方の中には現在のあの名古屋空港ではまずこの地域の将来の核とはなり得ないという大きな議論があるわけでございまして、この空港問題が四日市のなし得る条件整備とはまず考えられないと思っておりますけれども、大きな先ほど来出ておりますプロジェクトチームの体制の中ではこういっ

た問題も今後の議論の焦点になっていくのではないかと思います。

余り細かく申し上げるのも何でございませうので、この程度で補足は終わらせていただきます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 それでは、質問通告に従ってお尋ねをいたします。

第一点目は公災害・環境問題についてであります。

一つは公害の問題であります。ことしの三月議会での環境部長の補足説明では、硫黄酸化物濃度や窒素酸化物濃度をそれぞれ引き合いに出し、別々に出しながら全国との順位を示して説明をされているわけですが、またその内容が広報よっかいちの四月上旬号にも報道されており、この内容を見ますならば、あたかも四日市がすでもう公害がなくなったんだ、こういうような意味でも受け取られるわけですが、しかし、公害問題というのは個々の物質の問題ではなく、まさにこの硫黄酸化物や窒素酸化物、これらが複合的に作用して公害患者が発生しているのかいないのか、こういう点で判断をしなければならぬと思っておりますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、昭和五十四年度におきましては四十五人の公害の申請があり、そのうち四十二名が認定され、しかも三十一名が亡くなられ、そして三十二名が辞退などされておるわけでございます。また、五十五年にも二十八名の申請があり、二十五人が認定され、三十三名が死亡される、そして五十二名が辞退などされているわけでございます。この毎年相当数の辞退等が出ておりますが、この辞退が、公害がなくなって、また病気がよくなって本当に辞退されたものであるかどうか、この内容についてもお尋ねをしたいと思います。

また、死亡者数が五十二年度は十七名、五十三年度は十八名と減少してきたにもかかわらず、五十四年度で三十一名、五十五年では三十三名と増加してきております。この原因についてどう把握しておられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

また、ことしの三月いっぱいまで市の単独認定患者の方のうち七名が救済特別措置法のかかわりの中で財団法人解散に伴い保障が打ち切られたわけでございますが、これらの方が本当にいろいろな国の制度のかかわりがあったとしても公害患者でなくなったのかどうか、また引き続き公害患者であるならば何らかの救済措置をとらなければならないと思っておりますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

二つ目は桜地域の産業廃棄物問題についてであります。

昨日の答弁でも、経験的に安全なものを投棄するんだという答弁がありました。しかし、地元地区の皆さんは、おいしいすし米が取れる、また造り酒屋があるし、何よりも四日市の水源地である、こういう理由をもって反対をされていると聞いております。このような状態の中でなぜ市が事業団のお先棒を担いでやらなければならないのか、この問題について市はどういう立場でこの桜地区の産廃問題を推進しているかと思っております。

また、昨年六月の一般質問の中で小林町における産業廃棄物の問題について質問した際には、この産業廃棄物については公害対策課でもクロスチェックを行うから安全である、こういう答弁をなされているわけでございます。小林町におけるクロスチェック、いわゆる公害対策課が独自にチェックをされた結果についてお尋ねをしたいと思います。

三つ目は水害の問題であります。

災害は忘れたころにやってくると申しますが、毎年水防計画を立てられる。特に注意を要する地域を発表されております。五十六年度で四十四区域が発表されているわけでございます。五十三年度では四十三地域、五十四年度でも四十三地域、五十五年度は五十地域と、こういうふうな若干の違いはありますけれども毎年注意を要する場所を、区

域を発表されているわけでございます。五十六年度の場合、この四十四地域の中でAランクが九件あるわけでございます。その内訳は、建設省が管理いたします河川二カ所、また県が管理いたします河川四カ所、市管理河川が三カ所となっているわけでございます。このAランクの数についてもここ数年のデータを調べてみましても同じような数値でありますし、また同じような場所でもあるわけでございます。これらの危険箇所についてそれぞれどのくらいの見通しで解消されようとしているのか、またそれぞれ建設省や県に対してどのように働きかけをなされているのかお尋ねをしたいと思います。

四つ目は排水対策の問題でございます。

先日富田地域の人と話す機会があったわけですが、近鉄富田駅東一帯は雨が降るとすぐ浸水するので困る、こういう話も聞いたわけでございます。この排水対策についてお尋ねをしたいと思いますし、また、西日野地域の排水対策についても一日も早く調査し、解決をお願いしたいわけですが、この対策についてもお尋ねをしたいと思います。

五つ目は、霞の十四万坪とかかわる中電四日市火力発電所が四号機建設や川越の火力発電所についていろいろと新聞紙上で報道されております。この内容についてどういいうぐあいに把握されているのかお尋ねをしたいと思います。

わが党の参議院議員の市川正一代議士が、参議院の中でもこの問題を追及いたしました。この追及に対して活断層の問題や地盤のやわらかい問題については十分考慮して審査するという答弁も得ているわけでございます。この点についてどのような内容になっているのかお尋ねをしたいと思います。

また、十四万坪の環境影響調査についての程度進んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

第二点目は福祉の問題でございます。

ことしは国際障害者年でございますし、弱者に日の当たるような、また心の通うような福祉をと言われておりますが、そのような中で一つの問題は重度身体障害者タクシー料金助成事業の問題でございます。

この重度身体障害者タクシー料金助成の対象者は、要綱では四日市在住の人で、下肢または体幹機能障害、視覚障害で一級及び二級、もしくは心臓、腎臓または呼吸器の機能障害一級に該当する者として、現在二百九十三名の方が助成を受けているわけでございます。しかし、一、二級でなくても、三級の方であっても、たとえば片足をなくされた、そして松葉づえをつけてみえる方がこの資格がなくて助成を受けていないわけです。この方に話を聞きましたと、バスの半額助成はあるけれども、バスに乗降するときステップが大変高いし、また松葉づえをつけているため大変危険である。片足がないし一度転んだら立ち上がることができない。このようなためにバスや電車などにも乗らずタクシーを利用している、このような返事であったわけでございます。障害の程度の違いによっていろいろな要求もあるわけでございますが、これらの方にタクシー料金の助成の枠を広げることができないのかどうか、お尋ねをしたいと思いますし、また、このような方がこの四日市で何人見えるのか実情もお知らせを願いたいと思います。

二つ目は給食制度の拡充の問題でございます。

現在、六十五歳以上で寝たきり、またそれに近い人に対しての老人給食が行われ、二十七世帯二十八の方が給食を受けておられるわけでございますが、しかし、このような老人ばかりでなくてもいろんな条件の中で家族が勤めに従って学校へ行ったりで、日中、障害者の方がひとり残される、こういった場合にこの制度を障害者の方まで枠を広げることができないものかどうか、お尋ねをしたいと思います。

三つ目は低家賃の公営住宅建設の問題であります。

現在四日市では三千二百四十戸の市営住宅があります。しかし、すでに古くなり、耐用年数の経過した木造住宅が第一種で三百二十二戸、第二種で百六十六戸あります。年次的に建替えが行われておりますが、それにしてもテナポが遅いのではないかと思います。三月議会の建設部長の補足説明の中では、狭小、老朽といった既存住宅の質的な面とそれに加えて近年における生活様式の変化、あるいは住宅ニーズの多様化、さらには市民の根強い持ち家志向の

関係から市営住宅の空き家が顕著になってきていると補足説明がありました。しかし、最近の持ち家志向は、政府が安い公営住宅を建てずに民間アパートに頼るところから、高い家賃を払うならそれより少し上積みをして、ローンを払いながらも何とか持ち家を建てよう、こういう内容ではないかと思えます。公営住宅も現在のものよりもっと広くゆとりして安い家賃ならもっと利用者もふえるはずでございます。「ジュリスト」の五十二年五月二十日に住宅難と人間の中では居住条件別乳児死亡率が発表されております。居住就寝密度が小さいほど乳児の死亡率が高いことを示しておりますし、また東京都住宅局報の一九七三年一月号の中でも住宅の広さと成人の心身機能減退率の関係の中でも狭小居住者とそうでない人の比較をしておりますが、記憶力、推理力、気力、腰痛、視力、聴力、心臓病、胃腸病、神経病などすべての分野で差があることを示しております。こういう点からも、住宅問題は人間の生存権の問題でもあるわけですから、公営住宅の改良と建設を一層進めるべきだと思えますが、考えをお尋ねいたします。

第三点は教育・青少年問題であります。

最近非行の問題が数多く取り上げられてきておりますが、その中で三歳児からの保育の必要性も言われてきております。三歳児は全市的には三千九百十六人いるわけでございます。そのうち保育園児が公私立合わせて千百五十七名、幼稚園児で五百五名でございます。いまこのような中で三歳児保育を進めていく上でも幼稚園の二年保育が叫ばれ、ことしになってやっと六カ所になったところでございます。もっとこの二年保育の要求も桜や笹川中央などで出されているところでございます。今後の総合計画とのかかわりでどのように考えられておるか、また幼稚園建設についてもどのように考えられておるかお尋ねをしたいと思います。

二つ目は自動販売機の問題でございます。

各種団体がそれぞれ苦勞されながら有害雑誌の追放のため努力されているところは非常に感謝をしているところであります。四月末現在でも四日市に七十四台の自動販売機が設置されているわけでございます。この自動販売機の有害雑誌の一掃のために市民団体と一致協力して取り組まなければなりません。どのように取り組んでおられるのかどうかお尋ねをして、第一回の質問を終わりたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 二十分程度休憩いたします。

午後三時十四分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ご質問が非常にたくさんございますので、私からまずお答えをさせていただく点を申し上げます。したいと思います。

第一番目の公害の現状と経緯等につきましては環境部長の方から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。次に、桜地区の産廃の問題でございますが、なぜ市が事業団に協力しなければならぬのか、あるいはまたどういう立場で協力しているのかということでございますが、本件につきましては、昨日田中議員のご質問に私がお答え申し上げましたとおりでございます。やはり総合産業都市として立地していくならば当然そこに産業廃棄物が出てくるわけでございます。だから、いわば生産工場が主体であるならばその裏方での仕事であろうかというふうには受けとめておりますし、現在川越あるいは小林町あたりへ投棄されているのが県の調査によりますれば大体年間四十万トンということになります。そのうち八割、すなわち三十二万トンは本市から出ておるのが現状でございます。そうなっておりますと、やはり四日市市といたしまして今後テクノポリスなりいろいろな総合産業都市として生きて

いくためには産廃の受けざらというものをどうしても考えていかなければならないのが当然だと思えます。もちろんこの責任は県にございますけれども、私どもはそういう意味で県に協力をして、この地元に対してご協力をお願いしておるというのでございます。ただ、その中で立地場所が内陸でございますので、ただいまご指摘のございましたような水質に影響のあるようなものについては、これはお断りして、他で処理をするように県の方へも申し入れ、また県の方でもこのことについては理解をしておっていただいているのが現状でございます。したがって、今後ともこの点につきましては私どもは県ともども地元に対してご理解をいただくように努力を重ねてまいる所存でございますのでよろしくお願いをいたしたいと存じます。

なお、このダブルチェックの問題につきましては環境部長の方からご答弁を申し上げます。

それから、中電の四号機についての内容の把握でございますが、中部電力株式会社、すなわち中電は出力五十六万キロワットの火力発電の増設計画を立てまして、県の環境影響評価指導要綱に基づきまして調査を実施するという通知が本市へ参っております。日付といたしましては二月二十七日付の通知でございます。これは、指導要綱に基づいて関係市町村に通知しろということになっておりまして、その通知が来ておるのでございます。この調査は、中部電力において大気、水質、騒音、振動等の環境に及ぼす影響の程度、公害の防止、または自然環境保全のための措置、増設に伴って環境に及ぼす影響の評価についての調査でございます。この調査は大体予定によりまして本年の十月ごろまとまるんじゃないかと思いますが、日時につきましてはまだ多少の移動があるかと思えます。まとまった段階におきまして県においてこの調査書を縦覧いたしまして、市の意見も求めて中部電力に対して意見を述べ、事業者である中部電力はこれらの意見を踏まえて再度計画についての評価書を提出することになっております。

この増設計画は、ご承知のように霞ヶ浦の十四万坪に対しましてLNG等いわゆるクリーンエネルギーガスの基地を設置することに関連して行われるものでございまして、昨年三月でございますが市議会におきましてご決議をいただいで、私どもはその方向に向かって、そのご方針に沿って中電とも折衝を重ねておるのでございまして、このクリーンエネルギーの有効活用ということを図るためには当然現在でございます四日市火力の一、二、三号機のクリーンエネルギー化ということも実施されるのでございます。

このクリーンエネルギーは、ご承知のようにSO<sub>2</sub>はゼロでございます。したがって、この面では四日市の大気汚染は軽減されるというふうに確信を持っております。なお、NO<sub>x</sub>等につきましては脱硝装置でこれを軽減し、基準値以内に抑えなければなりませんので、現時点よりは増設されましても一、二、三号機のクリーンエネルギー化に伴って大気汚染に対する影響は少なくなるというふうに理解をし、確信をいたしておりますし、また安全対策等につきましても十二分に審査を行いまして住民の方々に迷惑をかけないような方向でいけるといふふうに確信を持っておりますのでございますのでよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 本年の四月上旬号に四日市の大気汚染は非常によくなっておると言いながらも、最近年々新しい認定申請もあるし、それから亡くなっていく方もあるじゃないかということでございますが、それらの中身の問題でございますが、いまご指摘を受けました死亡者の概要でございますが、大体亡くなられた方の八〇％が十五歳以上の方でございます。未成年についてはございません。それから死亡原因でございますが、大体四〇％から五〇％くらいが認定をされた公害病としての死亡原因でないというような実態でございます。それから辞退者が年々あるようだがどうだということでございますが、辞退者等という形で市の公害現況報告書などには載せておりますが、その中身は転出者あるいは更新申請をしなかった人たちも含まれておりますし、病状によってもうこれで申請をしなという辞退者もあるということでございます。

それから、市単で救済をされておった人への保障の打切りの問題でございますが、財団の方でいろいろ措置をしていただいた後それなりの対応をさせていただいて、本年の三月末をもって一応打切りをされたということでございますので、このことについてはそのようにひとつご理解をいただきたいと思っております。

なお、小林町におきます産業廃棄物のチェックの問題でございますが、小林町の産業廃棄物の埋立てにつきまして特に品物指定ということで、アイアンクレーのみということになっております。そういうような意味で、保健所等と連絡をとりながらチェックを厳重にもらうようにするほか、私の方の公害対策課でも抜き打ち的にチェックをさせてもらうということで対応をしておりますので、簡単でございますけれどもご報告を申し上げます。

前回すでにご説明を申し上げておるのではないかと思います。ことしの四月の市の広報に載せましたのは五十四年度の状況につきまして松本市とのSO<sub>2</sub>の比較ということを中心に書いたものでございます。これによりますと、五十四年度の実績といたしまして、四日市市では十測定局の平均がSO<sub>2</sub>につきましては0・0一PPM、それから松本市が二の測定局でございますけれども、その平均が0・0一PPMということでございます。それから、NO<sub>2</sub>につきましては四日市市の方では四局測定でございますが平均で0・0一五PPM、松本市におきましては一測定局でございますけれども0・0一三PPMという形になっております。以上が、発表いたしました当時の松本市との比較の状況でございます。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） ご質問の中の水防計画の関連と市営住宅の問題についてご答弁させていただきます。

水防計画につきましては、毎年関係機関及び関係団体の協力を得まして、水防法に基づきます県の水防計画に準拠しまして本市の水防計画を見直して水防協議会にはかり、これを公表して住民に周知するとともにご協力をお願いしておりますのでございます。

お尋ねの、河川の水防上危険が予想される区域の指定につきましては、各河川の管理者、建設省、三重県等の意見それから地元水防組合、消防団等の意見をもとに現地を踏査いたしまして実施いたしておるものでございます。その基準につきましては、河川改修等によります現況の変更があったもの、宅地化等によって現況が変わってきたもの、それから堤体等河川施設の老朽度によるもの、河川の流速、流深の変化によるもの、水害実績に伴う見直しによるもの等でございます。

ちなみに、五十六年度の計画の中で河川関係の修正についての概要を申し上げますと、重要水防区域につきましては指定が二十四河川から二十七河川、総延長にして百五十二キロメートルから百三十キロメートルとなっております。このうち特に注意を要する区域につきましては五十区域から四十四区域、延長につきましては三十キロメートルから三十一キロメートルに修正されておるものでございます。これは、国、県、市の河川管理者がそれぞれ河川の改修にご努力をいただいたこととございます。市といたしましても、たとえば国、県所管の河川の改修の促進につきましては鈴鹿川、内部川を含めました河川の改修期成同盟会が結成されており、また朝明川につきましては同じく朝明川河川改修期成同盟会が設立されておりまして、この河川に関係いたします市町村とぞって関係機関へ促進をはかってまいっておる次第でございます。本市といたしましても今後河川改修の促進について一段と努力いたしまして、住民の方々の生命、財産の保全について努力をしまいたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

二点目の市営住宅の改良と建設についてでございますが、現在四日市市が管理しております公営住宅は三十団地で三千二百四十戸の住宅を管理しております。これを全国の類似都市の平均で申しますと、世帯対比でございますが全国平均が二・二多でございます。当四日市市は四・四多と、類似都市に比べましてかなり多くの公営住宅を管理して

おる状況でございます。ご指摘ございましたが木造住宅もなおかなりの数残っております。規模的にも、木造の場合約三十四平米前後でないかと思えます。このようなことから、住宅の質的な改善を図ることがまず必要なことではないかということから、具体策として大きく分けて二つの方法が考えられると思えます。一つは、低層の老朽狭小住宅を中層の耐火構造住宅に建て替える手法、もう一つは、既設住宅の効率的活用を図るための住居改善等の手法があるわけでございます。特に老朽木造住宅団地につきましては、すでに北条町団地で実施してまいりましたように中層住宅一棟の建替えが行われまして、今後も良質な住宅の供給、規模の拡大、それから戸数の増等を図って、あわせてオープン・スペースの緑化等住環境の整備を行うものでございます。今後とも順次建替えを実施してまいりたいと考えております。

また一方、既設住宅のうち今後も引き続き使用が可能な住宅が、たとえば簡易耐火平家建て、簡易耐火二階建て等やはり非常に規模の小さい建物もございます。団地の実情に合った効率的な活用の方針のもとに進めてまいりたいと考えております。しかし、この事業は入居者の家賃の負担増、さらには入居中の工事ということでいろいろ問題が予想されるわけでございます。入居者あるいは周辺住民の方々のご理解とご協力がなければ非常に実現が困難でございますので、今後とも一層入居者の方々のご協力を得て、団地の特性に合った適切な手法を選択いたしましたして事業を実施してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 近鉄富田駅より東の排水対策、それから西日野地区の排水についてお答えいたします。まず最初に、富田地区の排水対策についてでございますが、最初にいままでの経緯につきましてごく簡単に説明させていただきます。と存じます。

富田地域の排水対策につきましては抜本的な整備を進めるべく、昭和五十二年より流域関連公共下水道事業として着手してまいりましたわけでございますが、この間非常に道路の狭小なところ、あるいは住宅の連棟したところ、商店街の連棟したところというような中でこの事業でございまして、いろいろ問題があったわけですが、幸い関係地元議員さんを初め自治会、商店街の方々の非常なご理解、ご協力を賜りまして、ようやく富田、松武、塩役の各幹線水路を富田ポンプ場まで整備を進めてまいりましたわけでございます。本年度からは下流部の富州原運河の幹線水路を築造する予定であります。またこれら幹線水路の末端ポンプ場につきましても、四日市港管理組合が施行しております海岸整備事業との合併施行によりまして昭和五十三年度より着工し、現在鋭意事業を推進しておるわけでございます。

ご質問の近鉄富田駅周辺の排水対策についてでございますが、富田二号幹線水路といたしまして本年度は調査、設計を行って、五十七年度より工事に着手したいと考えておるわけでございますが、何と申しましても道路状況あるいは国鉄線の横断等困難な問題が山積されておりますので、国、県並びに国鉄等関係機関とも十分協議を進めて工事の促進に努めてまいり所存でございます。

次に、西日野地区の排水対策についてでございますが、ご案内のとおり西日野地区、非常に狭小な道路が多々ございます。その中でも市道だけではなく私道というような問題もあるわけでございますが、しかし、排水対策は大切な問題でございます。したがって、現地を調査いたしまして、ネック箇所、解消できるところから年次計画をもって解決してまいりたいと存じますのでよろしくご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 福祉問題について二点のご質問がございましたのでお答えいたします。

まず最初に、タクシー料金の助成の問題でございますが、この福祉タクシー制度につきましては、五十五年、重慶

の障害のために家に閉じ込められがちの方々が社会参加の機会を拡大できるようにということで発足された制度でございますが、その対象とする障害の等級につきましては先ほどご質問がありましたような対象が適正であるということとでわれわれ判断いたしましたわけでございますが、現実に割引制度のありますバスを利用できない方々がそれ以外に少々残っておるということにつきましてはご指摘のとおりだと思います。そうした面につきましては今後きめの細かな配慮を進めていくように検討をいたしたいと思っております。

なお、身体障害を持った人たちがこうした施策を進めながらもやはり交通機関の利用あるいはその他いろいろ社会参加する上に、地域に統合するためにいろんな困難に出会うこともあると思うわけでございますが、その場合にはひとつ周囲の市民の協力を求めてそうした社会参加あるいは社会の統合にひとつがんばってほしいとわれわれは思っておるわけでございますが、こうした制度と関連しまして、地域社会の福祉的な風土のさらに一層の進展あるいは環境整備等を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、老人給食の対象拡大というご質問がございました。

この制度は、常時寝たきりの状態にある、あるいはそれと同様の状態にあるひとり暮らし老人、あるいは老人のみ所帯、これを対象にして考えておる制度でございます。しかし、先ほどご指摘がございましたように身体障害の方もあるかもしれない、そうした面につきましてはその年齢についての配慮は進めてまいりたいと思うわけでございますが、現実には家族と同居されている方々につきましてはその嗜好あるいは健康状態等の把握が十分されるわけでございますので、心の通った対処が可能ではなからうかと、確かに共かせぎあるいは母子所帯ということもあると思っておりますが、そうした面、やはり家族の方々のひとつこの点についてはご協力をお願いしたいと思っておりますのでひとつご了承をお願いしたいと思います。

なお、タクシー料金の助成の件で、現実にバスに乗れない方が何人くらいあるかというご質問がございましたが、われわれといたしましていま現実にバスに乗れない方が何人くらいあるかという把握はいたしておりません、下肢障害で三級の方、こうした方が非常にむずかしい面があると思っておりますが、これが三百四十三名でございます。この中でバスに乗れないという方はごくわずかではなからうかと思っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者（長谷川照男君）登壇〕

○教育長職務代理者（長谷川照男君） まず、幼児教育の問題からお答えいたします。

幼稚園の拡充につきましては、国の幼稚園教育十年計画並びに本市の総合計画に基づいて努力してまいったところでございます。しかしながら、ご承知のように五十六年度、本年度を起点といたしましてかなり幼児人口が減少してきております。しかも、この傾向がまだ当分続くというふうには私どもは推定いたしておるわけでございます。したがって、今後の幼児教育につきましては量的な拡充から質的な改善へ向かうものだ、このように私どもは受けとめておるわけでございます。

二年保育もその一つではございますが、各地区の幼児数あるいは施設の配置状況、特に市立幼稚園や公私立保育園等の関係につきましても十分考慮する必要があるわけでございます。幼稚園教育連絡協議会という組織がございますが、この中で協議しながら、今後二年保育につきましてもできる限り拡充の方向で努力をさせていただきたい、このように考えておるわけでございます。

なお、先ほど触れましたように幼児人口が非常に減っておりますので、今後の新設園の建設につきましては大変むずかしい状況にあるわけでございますが、既設園舎の改築につきましては基本計画に基づいて暫時整備を図っていきたい、このように考えておるわけでございます。

次に、不良図書の問題でございます。

最近、ご承知のように不良図書、特にポルノ雑誌あるいはビニール本と呼ばれる成人向けの図書が非常にはんらんいたしまして、目に余るものがございます。県におきましても青少年保護育成条例を初め関係法規で対応をいたしておりますが、問題は、そういうような図書が成人に対しては合法である、しかし、成長過程にある青少年が自由に購入できる、この辺に問題があるわけでございます。そこで、最近四日市市青少年育成市民会議がこの問題について取り組みを始め、各地域でかなりの成果を上げておるわけでございます。ある地区では地区補導委員会が自治会とタイアップいたしましたポルノの自動販売機の撤去に成功したという例もあるわけでございます。つまりこうした運動は法律で規制する、取り締まるということがなかなかできないわけでございます。地域住民の方々の運動で成果を上げるしかないというような状況でございます。市といたしましても、困あるいは県と緊密な連携をとりまして、このような運動が地域地域で一層盛り上がるように配慮いたしていきたいと思っておりますので、何とぞ協力のほどをお願いいたしますと思う次第でございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いま答弁をしていただきましたが、その中で数点ちょっとわからない点もあるし、再度質問もしておきたいと思いますが、小林町における産業廃棄物については品物指定だから、またアイアンクレーだからどうのこうのということでしたけれども、実際にクロスチェックを公害対策課がやったのかどうか、やるというふうにご答弁も去年の六月議会ではいただいておりますし、やったなら数値も示していただきたいと思っております。

それから公害の問題では、たとえば、硫酸化物また窒素酸化物濃度が松本市並みだと。それでは松本では公害患者が出てくるのかどうか。公害という問題はただ単に硫酸化物または窒素酸化物、それだけを取り上げて云々するものではなくて、そのほかにも浮遊粉じんなどあるわけです。そういう点では、この公害の問題はただ単に一つだけの品物を取り出して松本市並みになったと言うならば、では松本市並みに公害患者が出なくなったのかどうか、そういうこともお聞きしなければならなくなるわけです。そういう点でこの公害の問題、住民の命をかけた戦いの中で美しくはなっているわけですが、先ほども示したように五十四年度で三十一名、五十五年度で三十三名も死亡者が続出している。またこの平均年齢が約六十六歳で死んだと言われておりますが、平均寿命は七十五、六歳まで伸びてきているわけです。そういう点からもこの公害によって寿命が縮められた、こう言わざるを得ないわけです、そういう点ではこの公害の問題、もう少しシビアに取り組んでいただきたいと思っております。

また、産業廃棄物は総合産業都市だから市が裏方の仕事をしなければならぬ、そういう気持ちはわからないでもないわけですが、地元住民があれだけ反対をしている、そういう中で市がみずから積極的に何も出ていって責任を問われるようなことをやらなくてもいいわけです。やるのは県と関係企業がつくっている事業団がやるのですから、その裏方なら裏方に徹すべきであるし、何もしゃり出て市民の悪感情を招くようなことはやるべきではないと思っております、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

また、市営住宅の問題では確かに全国的にも進んでいる、同格都市においては進んでいると言われている。しかし、先ほども話しましたように狭小住宅において人間性をまさに阻害している、生存権の問題でございますし、今後とも早急に改善事業を進めていただいて、やはりイギリスなんかで言われているウサギ小屋と言われることのないような住宅改良も進めていただきたいと思っております。

福祉タクシー制度はぜひとも実情に合った、人数が少なければ少ないで結構ですからきめ細かな配慮で実現をお願いしたいと思いますし、給食の問題もよろしく配慮をお願いしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　いまの佐野議員の第一問目でございますが、やはり公害患者の問題に松本市は云々というご指摘でございますけれど、たしか松本市は公害の指定都市になっていないと思うんです。それで、このデータを見た限りにおいて私どもはやはり、これは数字でございますが、たとえば亜硫酸ガス、 $SO_2$ を見ました場合に、四日市が市役所で〇・〇一四、それから四商、南中で〇・〇〇七、平均〇・〇一一と、こういう数字が出ておるんですが、それから繊維工業試験所というのが松本にあるらしいんですが、ここで〇・〇〇六、平均〇・〇一〇という数字でございます。そういったしますと、この数字で見た場合には〇・〇〇一PPMの差と、こういう数字が出てございます。それと、私どももいたしましたもやはり世論調査あるいは市民の世論等々お聞きいたしておりますも、早く公害のイメージチェンジを図るべきだということで、数値自体も現に下がってきておるのが現実の問題だと思えますし、それはご理解いただけると思います。そういうふうなことでございますので、私どももいたしましたはその数値で対比をして広報で発表させていただいたということで、間違っていないというふうに私どもは確信を持っております。

それから、産廃の問題でございますが、佐野議員がしゃしゃり出てということでございますが、決して私ども好んでそのようなことに首を突っ込んでおるわけではございません。地元の方のご要望もあって、市となら一回話をしようというふうなこともございましたし、われわれといたしましたもやはり四日市市の産業の活性化を図っていく、これはやはり一面活性化ということは他方、反面から見ますとやはり雇用の場を拡大していくと、こういうことであるならば当然……それがしかも水質等に影響がないという確信が持てるならば、これはやはり私どもとしては県ともども強力に地元のご理解を得て、早く環境アセスができるような方向に持っていきたいという念願でございます。それで地元へご説明しておるといふことでございますので、何とぞご理解の上ご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君）　環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君）　小林町の産廃のチェックのことでございますが、去年の六月議会で前環境部長がやるということでご答弁申し上げたようにございますが、聞くところによりますと二回ほどやっているというふう聞いておりますが、私ちょっと手元に資料を持っておりませんので、確実な日なり何なりというのはちょっとわかりませんが、今後さらに頻度を高めて実施をしたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（前川辰男君）　本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

さきの議会運営委員会であらかじめお断りいたしましたように、明日は午前十時より空襲による戦災物故者の慰霊法要が行われますため、午後一時から会議を開きます。

議場の温度も大分上がってまいりましたので、あすからは健康保持のために、答弁者側も含めましてネクタイと上着の着用は自由にしていただきたいと思います。存じます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和五十六年六月十八日

四日市市議定会定例会會議録（第四号）

四日市市議會

○議事日程 第四号

昭和五十六年六月十八日(木) 午後一時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………議案質疑：委員会付託
- 第三 議案第七一号 四日市市税条例の一部改正について……………〃
- 第四 議案第七二号 四日市市農業共済条例の一部改正について……………〃
- 第五 議案第七三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………〃
- 第六 議案第七四号 委託協定の締結について……………〃

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

小	伊	伊	小	青
川	藤	藤	井	山
四	雅	信	道	峯
郎	敏	一	夫	男

山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 生 永  
 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 川 田  
 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 增 平 平 正  
 勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 藏 和 藏 巳

中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大  
 多  
 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島  
 信 基 三 光 正 長 寛 博 也 幸 洋 喜 武  
 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄

○欠席議員（二名）

野 渡  
 宇 治 田 良 市  
 崎 崎 貞 芳  
 渡 辺 一 彦

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	三 輪 喜 代 司
助 役	坂 倉 哲 男
収 入 役	平 井 清 三
市長公室長	阿 南 輝 彦
総務部長	矢 田 三 郎
財政部長	伊 藤 治 郎
市民部長	毛 利 道 男
福祉部長	岩 山 義 弘
産業部長	宮 田 利 雄
環境部長	樋 口 照 一
都市計画部長	内 田 忠 泰

建設部長 山 口 一 見  
 下水道部長 石 井 三 夫

病院事務長 藪 田 裕

消防長 渡 辺 靖 三  
 次 長 河 村 昭 郎

教育長職務代理者 長 谷 川 照 男  
 教育次長

水道事業管理者 村 山 仁 了  
 次 長 奥 村 仁 人

代表監査委員 伊 藤 涼 一

事務局長 川 合 一 郎  
 議事課長補佐 板 崎 大 之 丞

○出席事務局職員

主	主	主
事	事	事
金	玉	鈴
森	田	木
伸	耕	晴
夫	士	美

午後一時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号によりとり進めますので、よろしく願います。

日程第一 一般質問

○議長（前川辰男君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私が一番最後になりましたが、後々までよろしく願います。

私の質問の第一は市の発注工事に関する問題であります。その一つは、指名競争入札の廃止と一般競争入札の導入についてであります。

昨年十二月六日に司直の手によって摘発されました本市の発注工事に絡む贈収賄事件は清潔、公正な行政をという市民の願いをじゅうりんし、市民に行政不信、政治不信を増大させました。当然のことながら多くの市民から真相の徹底

説明と再発防止のための措置などをとるよう強く求められたのであります。果たして市当局、議会ともにこの市民の要求に真にこたえ、再発防止の確実な措置を講じ市民から市政への信頼を勝ち得たのでございましょうか。残念ながら私にはそうは思えません。特に再発防止の問題について言えば、市当局が一定の改善措置をとり、議会としても調査特別委員会の調査報告がまとめられたのでありますが、しかし汚職事件で揺れた岡崎市では諸悪の根源であったとして廃止した指名競争入札を当市では市当局も議会も国、県及び他都市のほとんどにおいて採用されているもので、制度自体に問題はないとして引き続き本市の工事請負契約において主として実施していくこととしており、再発の根を残しているからであります。私は、ここで改めて本市が指名競争入札を廃止して公開を原則とし、地元中小業者の育成を前提とする一般競争入札を基本とするように主張したのであります。その主な理由として指名競争入札への参加業者の選定に当たって適格、公正を期すと言葉では言っていますが、現実には多数に上る業者の個々についてその適格性、資格、能力を正しく評価し、公正を期することは、その物差しの問題を含めて至難のことです。また、数ある業者が数少ない指名業者になろうとして熾烈な競争を展開する中でいろいろな手段、方法を講じているではありません。そこにいつも不正が入り込む余地があり、それを事前に食い止める手段、方法がありません。特に指名業者選定に当たる職員がいつも不正に巻き込まれる危険にさらされていなければなりません。そうしたところに今回の事件の根源もあり、また後で触れますように事件摘発後に行われた指名競争入札においても不明朗なことが生じているのであります。さらには少数の指名業者のみの入札ではいわゆる不正な談合が容易に行われる危険もあります。昨年度の市発注の工事におきまして、指名競争入札に付した件数は千八百十件というところでございますが、その数倍から十倍の指名業者の選定等の事務を伴うという点で、その事務経費も多額に上っておりますのであり、事務の簡素化、経費の節減という面からもメスを入れるに値することなどを指摘して市当局の考え方を問うものであります。

その二は、一部業者等の問題についてであります。五十四年度の同対事業として日永二丁目、日永東一丁目地内の下水排水路改良工事が機動建設と竹口組とのジョイントによって行われました。業者の出資比率は五〇対五〇ということであり、しかし、実際には竹口組は工事に当たったので現場引継ぎと完成検査に立ち会っただけで、利益金の配当として四百四十万円を機動に支払わせたということであり、竹口組は、当初同対事業を請け負ったときに納めることになっている寄付金と利益金ということと合わせて五百万円を要求したそうではありますが、結局四百四十万円で決着がつけられたということであり、これが事実だとしますと明らかにペーパージョイントであり、市の工事情負契約制度が形骸化していることを示すと同時に、地元業者の育成の観点から採用されているジョイント方式を悪用したものと批判を免れないと思います。竹口組の五百万円要求をめぐる機動建設とのトラブルのあたりで工期もおくれたと言われているわけですが、書類の上では三月三十一日に完成認定書が市長名で契約相手に出されているとも聞いております。一体どうなっているのかと不信を抱かざるを得ません。また、同対関係事業においては、ある種の同和団体に何多かの寄付金のようなものを納めなければならないようになっていっているのでしょうか。この点については、五十五年同和事業として保々に建設されることになっております市営住宅新築工事を請け負ったある業者がある同和団体に何多かのお金を納めたが、後問題となって返されたという話を聞いているので、この際はっきりしておいていただきたいと思えます。こうしたペーパージョイントまがいのことについて市当局はほとんど何らのチェックもしていないのではありませんか。それどころか、こうした工事も工事実績に加えられているのではないかとと思われるのであります。今日、市は竹口組について、土木工一式についてBランクと位置づけておりますが、果たしてそれにふさわしい能力を持っているのかどうか疑問を差しはさむ向きもあります。しかし、市は竹口組を五十五年度における小牧町地内の豊栄橋架設工事その二に指名し、竹口組が落札をしております。さらに、市は同じ五十五年度

における豊栄橋架設工事その一の入札にも指名し、中村組とのジョイントで落札をしております。このジョイントでは問題はないのか疑問を禁じ得ません。私は、竹口組について改めてチェックし、正すべきは正す措置を講じてとかくの批判を生まないようにすることがいま行政不信や同和問題の真の解決を図る上で特に重要ではないかと思えますが、当局はどう対処するのでしょうか。

その三は、設計業務委託についてであります。従来からその設計時における業者選考について実績偏重などとかくの批判があるわけですが、改善する余地はないのでしょうか、今後の対応策を伺いたいと思います。

その四として、五十六年度大規模工事発注に関してお尋ねをいたします。ここ何年間か市当局は議会の議決を要する大規模工事の請負契約締結議案の大部分を六月議会に提案してまいりました。今年度につきましては、七月に臨時会を開いて提案するとの説明を受けたところであります。従来の六月議会での議決発注というケースにおきましても、たとえば屋内体育館の場合年度末ぎりぎりに完成し、卒業式に一回使っただけで当該の生徒が卒業していくという状況で、生徒やPTAなど関係者からはもっと早く完成し、一回でも多く使えるようにならないかと切望されているところでもあります。これが五十六年度の工事発注は一カ月もおくれることになれば完成使用の時期も従来よりさらにおくれるのではないかと、また工程に無理が生じて工事が複雑にならないかなど心配されるのであります。果たしてそのようなことにならないようにする確信があるのかどうかを明らかにしていただきたいと思えます。本年度の大規模工事の発注が軒並みにおくれていることについてはそれなりの特別の事情があることと思うわけですが、さきにも述べましたように、従来の六月議会での工事請負契約締結案の議決発注の場合にも問題があることから、私はこの際できれば四月に、遅くとも五月の臨時会で工事請負契約締結案が提案できるようにすること、このために設計の時期を初め、契約に至るまでの事務処理方法の改善、養生期間など工事の工程・工期の見直しと改善、管轄課の人員増な

ど体制の強化を思い切って行うことが必要ではないかと思いますが、これらの諸点について当局の意向を伺いたいと思えます。

次に、第二の質問事項に移りたいと思えます。

市発注工事に絡む贈収賄事件以後市役所内部では以前にも増して公文書や行政資料の閲覧公表等を何ら秘密にすべきものでないものまでも拒む動きが顕著にあらわれております。このような動きは不祥事件の教訓を正しくくみ取っていないばかりか市民に開かれたガラス張りの清潔、公正な市政の確立を阻害し、市民の知る権利を侵し、市民生活に大きな被害すらもたらしかねない反市民的な態度だと言わなければなりません。ましていま国、地方自治体を問わず主権者である国民の政治参加、また国民の平和と安全を守り、生活を守る上で不可欠な前提として、その情報公開の制度化を求める世論が高まり、広まっているさなかであります。すでに国政に関してはすべての野党がその中身、特に非公開の範囲でかなりの違いはあるとしましても、法案を国会に提出し、鈴木自民党政府も法制化について前向き検討を約束せざるを得ない状況となっております。地方自治体においても幾つかの県・市が公開条例制定の検討委員会、プロジェクトなどをつくって調査研究を進めているのであります。本市においても市当局が情報公開の早期制度化を明確に打ち出し、可能なものから順次実行に移すべきであると思えます。その場合に非公開とするものについても厳密に限定し、可能な限り広範に公開するのが当然であります。これらの点について市当局の考えを伺いたいと思えます。

第三の質問項目では、五十七年四月の開校を目指して新設されることになっております羽津北小学校と桜中の施設建設についてお尋ねをしたいと思います。この両校の新設が決定されるまでの過程で、私はその施設整備方針について開校までに少なくとも学校教育上基本的に必要な施設、すなわち普通・特別教室、管理諸室、給食室はもちろんのこと、屋内体育館、プールを含めて整備するようにこの議場でも再三にわたって要望し、これに対して教育長初め市理事者からも努力あるいは善処する旨の答弁がなされてきましたし、また地元関係者と市当局の話し合いの場でも市当局は、屋体も開校までに建設する旨明言していたのであります。しかるに、現実の五十六年度予算では財政上の理由をもって屋体は後年度に持ち越されてしまいました。今議会に三滝中学校建設委員会から桜中開校と同時に体育館が使用できるように措置すること、それができないときは現在の三滝中に引き続いてもう一年在学させてほしいとの陳情がなされていることは、この問題について今日なおいかに関係地区住民の不満と要求が根強いかを物語っております。私は、こうした両地区住民の声を代弁して改めて羽津北小学校、桜中の屋体を開校までに建設する措置をとるように市長に求めるものであります。さて、この羽津北小、桜中の新設には、さきに述べました屋内体育館の問題だけでなく、いままた別の問題が生じております。羽津北小学校の場合を例にとりますと、その校舎建設について五十六年度予算に計上された額は五億九千四百万円余りで、これにより普通教室十八、特別教室一つ、管理諸室を建設し、別途一億七千七百万円の債務負担行為をもって特別教室三を建設することになっております。五十五年度まではこのような予算計上分のほか債務負担行為を伴う場合においても一括発注して工事を進め、年度末までに完成させ、新年度当初から使用されてきたわけでありました。羽津北小学校、桜中の場合も当然そうなるものと信じて疑わなかったのであります。しかるに羽津北小、桜中の新設をする五十六年度からは予算計上分と債務負担行為分とを別々に分けて発注し、前者は七月に発注して年度末までに完成し、開校時から使用できるようにするが、後者のものはわざわざ九月に発注し、翌年の五月二日以降に完成させるようにする、したがって羽津北小学校について言えば理科、家庭科、音楽の特別教室は開校時もお工事中であり、実際にこれらの特別教室は開校から二カ月はどたたないと思えないというのであります。そもそも既設小学校区の分離により学校が新設する場合、PTAの方々を初め関係地区住

民の労苦は大変であります。その上に屋体だけでなく特別教室も開校時まで完成しない事態となることは学校運営を一層困難にするわけですし、とりわけ新設校に通学する子供や父兄にとっては耐えがたくとも容認できないし、何としても特別教室を開校時まで完成する措置を講じてほしいと要求されるのも当然であります。それができないことを憂慮するものであります。どうしてこうした事態が生じてきたのか、それは文部省が債務負担行為をもって工事の場合、その分にかかる国補は翌年五月二日以降に完成するものしか対象としないと定めており、これを五十六年度から厳守するよう昨年十月ごろから県を通じて強く持ち出してきたことによるといってかまいません。もちろん市当局におきましても、県教委や文部省等との折衝をしたが、壁が厚いということでの措置であろうかと思えますけれども、しかしそのまま文部省の指導に従う手はないと思うのであります。ほかにも方法があるわけであり、それは、文部省も後年度国庫補助対象とすることを認めているところの、四日市で言うならば財団法人市開発公社による立替え施行の手法であります。私は、先日の本会議で財団法人市開発公社の現在の寄附行為の規定でも同公社が開発した住宅団地以外のところでの学校施設の立替え施行ができることを専門家の意見を聞いた上で、確認の意味で市当局にただしました。ところが、意外にも三輪助役は現規定はできない旨、また第四条にその事業ができるように規定を追加することについてもあいまいな答弁をされたわけで全く心外であります。言うなれば昨年十月から今日まで十分時間があつたにもかかわらず、なぜ財団法人市開発公社の寄附行為の規定を変更しても羽津北小、桜中の特別教室の開校時までの整備あるいは屋体の整備を行い、関係住民への信義を守ろうとしなかったのか、そこには住民感情や教育的な配慮、熱意もうかがえないと思うのであります。いまからでも遅くはありません。さらに来年度以降にも影響する問題でもあります。財団法人市開発公社による立替え施行の措置を講じ、関係住民の願いにこたえるように求めるものであります。その意思はありやなしやお答えを願いたいと思えます。

第四の質問では、次の三点について伺いたいと思えます。笹川中の改築工事が五十六年度予算と債務負担行為とをもって約一億七千万円をかけて行われることになっておりますが、その財源は全額一般財源を充てるものと理解をしております。そして工事発注は九月で、完成、使用開始の時期は来年六月ごろになるといってかまいません。なぜ全額市単工事であるこの工事をその一日も早い完成と使用を望んでいる生徒、PTA関係者の意思を無視して発注をおくらせるのか理解できません。私は直ちに準備を始め、七月、遅くとも八月に発注するよう求めるものであります。その意思がありますか、お伺いします。

諏訪公園駐車場の建設について。西新地二丁目など地元自治会から反対の声が上がリ、それを口火に共同地区連合自治会からも市に四項目からなる意見書が出され、これに対する市の回答にも強い批判があり、当初には本年二月、三月ごろに完成を予定していたものが今日いつになつたら着工できるのか見通しもつかない状況にあると言われております。屋台店の移転先も近鉄高架下を予定したが、これも暗礁に乗り上げていくというふう聞いております。果たして市はこの問題にどう対処していくのか明らかにしていきたいと思えます。私は基本設計の説明を受けた際にも意見を提起したところでありましたが、改めて基本設計を再検討し、次の諸点について善処することを求め、市当局の考えをただすものであります。ひとつ、貴重な公園機能を低下させかねない現計画の半地下構造よりましなものという観点から全面地下に改め、公園機能の一層の充実を図るようすること。二、駐車場の規模、進入口、出口についてもより適確な場所に改めること。三、公共の用に供する駐車場で、しかも利用料金、運営面で市が規制を加えるということでございますが、それならば建設資金についても市も一定分担すること。四、排ガス等の公害災害、自動車事故等の防止、環境対策に万全を期すことでございます。

次に、羽津都市下水路二号幹線、近鉄阿倉川一号踏切周辺の整備についてでございます。羽津都市下水路二号幹線

は、五十五年度までによりやく朝鮮人学校校門際の羽津農業用水のところまで整備され、五十六年度は近鉄線横断部分の実施設計委託が行われることになっております。ところが、この場所は市道羽津山線の近鉄阿倉川一号踏切周辺を含めていろいろな問題があり、交通災害という面からだけでも非常に危険な状況にあること、したがって二号幹線水路の整備のほか踏切と市道羽津山線の拡幅や歩行者のための近鉄線横断地下道の整備などの交通安全と利便の対策の実施、ひいては阿倉川駅北口再開等の課題が山積していることはご承知のとおりであります。私は、これらの整合性をもって総合的にかつ早期に整備することを強く訴えるものであります。同時にそれだけに羽津都市下水路二号幹線の近鉄線横断部分の実施設計委託を行うに当たりましては、関係部局が協議してその周辺の総合的な整備計画を樹立して推進するよう望みたいと思っております。当局の考えを伺いたいと思っております。

以上で第一回を終わらせていただきます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 冒頭にご質問ございました業者の關係でございますが、まずこれにつきましては、私どもといたしましては調査特別委員会との関連もございますので、いまご発言になりましたことも含めましてさらに検討を加えてまいりたいと思っておりますが、ただ業者間のいまのお話では金銭授受があったというようなことでございまして。この点についての調査等についてはいろいろと問題もありますので、むずかしいとは存じますが、検討をしてまいりたいと存じておる次第でございます。それから、この大規模工事その他の発注工事の問題等につきましては調査特別委員会の方でいろいろご指摘もいただいておりますので、その後の経過等につきまして検討を加えております。

務部長の方からご答弁をさしていただきたいと存ずる次第でございます。

さらに、市民に開かれた云々ということでございますが、いわゆる情報公開の条例制定等のこの問題でございますが、ご承知のように情報の公開につきましては、最近国及び各自治体において検討が進められているのでございませぬけれども、本市におきましても将来の予測される情報公開時代に備えまして現在その準備として各課の文書について調査を実施しておるといふ段階でございます。しかしながら、この市におきましますところの行政情報の公開はプライバシーの保護等々もかなりございまして困難な問題があるかと思っております。したがって、国の法制化の方向も私どもは見定めながら慎重に対応してまいりたい。現時点ではこういう考え方で文書等の調査をしておるといふ段階でございますのでご理解いただきたいと思います。

あとは教育委員会等の問題でございますので、私これだけ答弁させていただきました。あと担当の部長の方からご答弁させていただきますのでよろしく願います。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 市の発注工事に関する問題について若干私から補足をさせていただきますと思っております。まず、指名競争入札の問題でございますが、いわゆる一般競争入札として本市の場合も実施したらどうだということでございますけれども、これ三月議会においてご答弁申し上げましたように全国的に見ましても指名競争入札の都市が多いわけですが、今日本市といたしましても、いま直ちに一般競争入札を実施するという考え方はございませんのでご了承賜りたいと思っております。しかしながら、その後工事請負の競争入札の参加者の選定要綱等を改正いたしました。資格審査の内容あるいは指名停止の内容等各条項について一部改正をいたしております。先ほど若干ご答

弁申し上げましたけども、不祥事件にかかわる調査特別委員会のご意見もいただいておりますので、今後さらに関係各課による調査研究機関等設けまして、現段階における指名競争入札のあり方等含めまして検討を進めていきたいと、このように思っておりますのでご了承賜りたいと思っております。

それから、学校建築等の設計委託の問題についてご質問があったわけですが、設計業者からも新しく登録をされた業者もごいますし、これらの業者については経歴等を審査いたしましたして登録をいたしておるわけですが、発注に当たりましては不公平のないようにそれぞれの能力に依じて設計委託の段階で対処をしていきたいと、このように思っておりますのでご了承賜りたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいま質問のありました二、三の点についてお答え申し上げます。

まず、諏訪公園の駐車場の設置に関係いたしましたご質問がございましたが、これにつきましては昭和五十四年の三月に諏訪栄の自治会より議会に陳情が出されましたご審議をいただいた結果、当該地区は商業地区としての集積が非常に高くどうしても駐車場が必要だということになってございまして、その結果陳情が採択されたわけでございます。その後建設省との協議等を進めまして、地下式で駐車場を諏訪公園の北側に設置するということにつきまして皆様方にご理解をいただいております。現在はこの計画をもって地元自治会に計画決定をすべく同意を求めするために説明会に入っておるわけでございます。そこで説明の過程におきまして、地元自治会よりこちらへ意見書が出されたわけでございます。この意見書につきまして私どもも十分検討をし、当自治会と積極的に協議を重ねておる

ところでございます。こういう状況にありますため、公園北側の屋台の移転につきましても現在折衝を保留しておるというような状況でございます。今後一層関係自治会との協議を重ねまして意見の調整を図りまして、何とか合意を得た上で既定方針どおり実施できますように努力をしていきたいというふうに思っております。

そこで二、三の質問がございましたが、全面地下にしたらどうかと、あるいは進入口の問題、一部公共投資をしたらどうかというようなこととでございますけれども、公共駐車場の設置につきましては本市市内全域の問題にかかわりますので、この駐車場の陳情が採択された段階で民営で建設、運営をするということでご理解をいただいたというふうに理解をしております。現在のところ市費の投入は考えていない状況でございます。

全面地下の問題ですけれども、当地域は非常に水位も高く、技術上いろいろ困難な問題もありますし、アプローチ等についても問題がありますので現状のままでもいいというふうに考えておるわけでございます。それから進入口、出口等でございますけれども、これにつきましては今後十分沿道の方とも協議をさせていただきましてご同意を得るよう努力をしまいたいというふうに思っております。その他事故、災害防止等についてはもちろん万全を期すつもりでございます。

それから、大規模工事の発注につきまして、今後発注時期を早めたらどうかというご意見でございますが、これにつきましてはもっともなご意見だと思います。今後都市計画部管轄課と教育委員会の方等で十分その中身につきまして検討させまして、早期発注できるような工夫をしまいたいというふうに思っております。

それから、先ほど公社の方で立替え施行による学校建築の発注ができるように寄附行為の変更はどうだというお話でございますが、現在のところ団地内における学校につきましては当然公社で取扱いをさせていただきますけれども、その他の部分につきましては寄附行為の拡大解釈をしてまで行うことも考えておりませんし、寄附行為の変更もする

つもりはございませんので、何とぞよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 羽津都市下水路についてお答えいたします。

ただいま質問の中にありましたとおり、羽津都市下水路二号幹線の近鉄横断部分につきまして本年度設計を進め、近鉄と協議をいたしたいと予定いたしております。ご指摘のありましたとおり、あそこには羽津山線の道路改良という問題もございますし、関係部課と十分協議しながら道路整備計画と整合性を持たせ計画を進めたいと、このように存じます。よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（前川辰男君） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者（長谷川照男君）登壇〕

○教育長職務代理者（長谷川照男君） ただいま明年度開校を予定しております新設校の校舎建築とそれから笹川中学校の改築工事につきまして質問がございました。

まず、新設校の問題でございますが、五十七年度仮称羽津北小学校と桜中学をいま建設にかかるわけでございます。従来からでございますが、新設校を建設する場合に現計予算と一部債務負担行為で二カ年で事業を進めてまいりたわけでございます。これは文部省の補助金制度の運用と市の財政事情に基づくものでございます。もう少し具体的に申しますならば、二カ年で継続事業として施行したほうが補助金がたくさん入ると、こういう制度がございまして、そのためにとってきた措置でございます。具体的に申しますと、羽津北小学校の場合に特別教室四教室を建設することになっておりますが、そのうちの三教室が債務負担行為ということで五十七年度事業として実施するわけでござい

ます。普通教室、管理棟につきましては、本年度の現計予算で年度末までに完成をすると、こういうことでございます。ところが、最近この補助金の制度の運用につきまして、文部省から改善措置がなされております。したがいました、今後の学校新設の場合はそういう一部校舎の建設がなくなるということのないように、十分配慮をいたしたいと思っております。

なお、いまの申しました三教室の五十七年度事業の分でございますが、五月二日以降に完成をしなければならぬと、こういうことになっておりますので五月上旬、それもできるだけ早い時期に完成をいたしまして約一カ月でございますが、なるべくご迷惑のかわらないように配慮をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

それから、笹川中学の問題ですが、笹中は特別教室四教室を本年度と明年度の二カ年の継続事業で施行するわけでございます。市単事業でございますが、その工事は本年度の現計予算で二分の一、明年度の債務負担行為として二分の一を計上いたしておるわけでございます。普通鉄筋校舎を建設する場合に大体工期といたしまして七カ月ないし八カ月かかるわけでございますが、二分の一ずつの事業費でございますので、たとえば工程を合わすということになりますと、五十六年度事業として四カ月、五十七年度に四カ月、こういう形で施行をいたしたいと考えておるわけでございますが、少しでもテンポを早めまして六月に完成をいたしたい、このように考えております。

なお、笹中につきましては、現在余剰のあります普通教室でこれらの特別教室を転用をいたしております。そう支障がない、このようにわれわれ判断をいたしております。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 桜中と羽津北小学校の屋体、年度内に予算化せよというご要望でございますが、昨日、一昨

日もお話を申し上げましたように、今年度の当初予算の総額は約五百億ちょっと切った段階で、他の自治体と異なりまして非常に大きな伸びを示したわけでございますが、それなりに非常に財源的に思い切った計上の仕方をいたしております。したがって、当市の今年度の財政事情というものの見通しがはっきりしない段階で、いまからこういたしますというのを申し上げるのはいささか早急に過ぎると思います。もう少し検討させていただきたいということをお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 建設業者から同和団体寄付云々という質問でございますが、これも私どもが関知しないところで行われておる問題でございます。私どもといたしましてはそのことについては詳細承知をいたしておりませんのでご了承いただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 指名競争入札制度の問題点をあえて指摘をしてその改善を求めたわけでございますけれども、的確にお答えをいただけていない。指名競争入札制度にしがみついている、こういうことしか感じないのでございます。私がかつこの指名競争入札の場合における参加業者の選定等の問題を含めてですね、いろいろ問題点を指摘しました。そういう心配は現制度でないんですか。業者の適格性の面でも、たとえばそういう竹口組も現に入れているじゃないですか。どこまで数ある業者の適格性、その資格、能力を判断できるんですか、評価できるんですか。そんなことをなぜやらなきゃならないんですか。また指名競争入札であればですね、先ほども触れましたように業界、業者等は熾

烈な競争をやるわけでしてね、いろいろな方法をとること明らかですよ。もうこの事件が起こってからでもいろんな業者がいろんな形で、いわゆる政治家と言われる人たちやらいろんな働きかけをしてきているという話もう現実目の当たり見えていますよ。で、これまでも指名審査会とかいろんな手順を踏んでおってもチェックできなかった。竹口組のような問題を起こしておいても事前も事後もチェックできないんですよ。いま、ある同和団体に対する寄付金の問題だって私どもの関知してないところでやっているんだと、こうおっしゃっているけれども、そういうところ関知できないところがあると問題なんです。それチェックできないところが問題なんです。そういう業者です。ね、適格だ、どうだって選考することをあえてやる、そんな必要がどこにあるのか。岡崎市は、一般競争入札になった一つの行政側から見たメリットとして、そういう業者のいろんな働きかけに煩わされなくても済む、したがってそういう不正やそういうものに巻き込まれる余地を封じたという点、これが一番大きいといって岡崎市の責任者は言っております。この点について、真剣にひとつ両制度のメリット、デメリットといいますか、長短を徹底的に洗って本当に抜本的な改善をして市民の負担にこたえるようにしていただきたい。

それから、新設羽津北、桜中の問題ですが、私の質問の趣旨を十分くみ取っていただけていない、教育次長も坂倉助役も。ですから、今後にも及ばず問題でもございますし、この体育館の問題も含めまして、財団法人四日市市開発公社等での立替え施行、そして後年度に国補を確保するという点は十分可能なんです。この辺のさらなる検討を要請するとともに、今議会で教育民生委員会の場でも、陳情も出されておることから、ぜひひとつ前向きな方向で、特別教室が一月ぐらいいなくなるぐらいだからしようがないんだという単純なとらえ方やなしに、ぜひ議会としての方向づけもしていただけて理事者にひとつ善処させるようにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、諏訪公園の駐車場、既定方針どおりということですが、できるんですか、その見通しがあるんでしょうか。私の提案した内容もよく改めて検討していただきたいと思えます。

それから、あの近鉄線阿倉川周辺の整備の問題も道路計画との整合性を持つてということですが、道路計画とも整合性を持つことも大事ですし、その他あの辺全体の整備の問題について総合的な計画をひとつ樹立していただきたいと思う。かつては、かつては、現にあるわけですが、あの羽津山線は三重橋垂坂線として都市計画街路として線路をまたぐ計画にさえなってるんですね、これはもう宙に浮いているでしょう。そういう問題があるわけですし、総合的に計画をきちんと立ててあの辺の周辺整備をひとつやっていただく、そういう機会にいただきたいというふうに思うわけでございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、学校校舎の立替え施行の問題で、開発公社の寄附行為の規定、これを拡大解釈してとか、そんなことじゃないですね。第一条ではりっぱに目的の中でうたっとるんですよ、こういうことができるようにうたっとる。それから第四条の規定の中でもその目的を受けてその他の付帯事業という形の中でできると専門家が言ってるんですよ。できないというこの間の三輪助役の答えはきわめて政治的な答えなんです。それを仮に是認しましたとしてもですね、四条にそういう事業を加える、公社が造成した団地以外のところでの校舎建設をやるということを加えることをしたら、十分できるわけですね。このような私の趣旨をくみ取らないで政治的にきわめてゆがめてやられるということについてはまことに心外であります。

いま幾つか再度にわたって触れました中で当局の答弁をいただくものについてお答えいただきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時五分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまの小井議員からのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

指名競争入札の中での竹口組等の問題につきましてはよく調査検討をしておりますし、公社のいわゆる立替え施行につきましては財源の関係等もございまして、これにつきましては検討しております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） これをもって一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし

日程第六 議案第七四号 委託協定の締結について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二、議案七十号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし日程第六、

議案第七十四号委託協定の締結についての五件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたらご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第七十一号四日市市税条例の一部改正についてお尋ねをしたいと思ひます。

この条例の一部改正は、さきに地方税制が改正されたものに基づき行われるわけでございますが、法人税率が引き上げられた、そのことによって増収が起ったために市町村に振り分ける、そういう点で法人税割の標準税率を道府県税で〇・二〇引き上げ、市町村民税で〇・二〇引き上げることによって行われるものでございます。

四日市市は中間税率をとっているために一三・三〇が一三・五〇にアップするものでございますが、この法人市民税の中で、特に大企業、大資本、そういうものに対して優遇税制がいろいろ行われているわけでございます。しかもそのことによって大企業ほど税負担が軽くなる、こういう逆累進現象があらわれております。たとえば五十一年度で申しますならば、法人三税、法人税、法人事業税、法人住民税、この負担率は、資本金五千万円から一億円までの中小企業が最も高く、四八・六八〇であります。それに対して、資本金百億円以上の巨大企業では四二・五八〇と、著しく低くなっているわけでございます。そういう中でこの法人市民税を〇・二〇上げて一三・五〇にすることにについては中小企業にとっても大変な税負担になっているわけでございます。そういう点で、一つには中小企業の法人税を一二・三〇の標準税率にまで引き上げていく。そして、大企業、大資本の法人税については制限税率いっぱいまで上げていく。そして、その中間については資本金に応じて不均一の税率を行うことが最も中小企業に対しても、営業を守っていく上でも大事だと思ひますが、そういう制度をなぜ導入しないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

また、この〇・二〇上げることによって税収はどのくらいふえていくのか、このこともあわせてお尋ねしたいと思います。

法人税で申しますならば、制限税率いっぱいまでとっている全国での市の数が、五十四年の六月では三百六十三市、また五十五年の六月では三百六十七市、制限税率いっぱいまでとっておりますし、また、不均一課税を行っているところ、たとえば一四・五から一二・一〇、これは昨年の資料でございますので税率は低いわけでございますが、この税率でも全国で七十八市が不均一の課税をとっているわけですから、またその他の幅の狭い不均一まで計算いたしますと百十三市が不均一の課税を行っているわけでございます。そういう点で、なぜ四日市市だけが、また県も不均一課税をとっているにもかかわらず、均一課税にこだわるのか、その点もあわせてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。ただいまのご質問につきましては、しばしばご質問いただいておりますし、去る五月議会におきましても私からお答えさせていただきました記憶がございます。先ほどの全国の法人税割の適用税率につきましても私もから差し上げた資料でございますので、私も十分そういった実情は知っておるわけでございます。

そういった全国的な状況の中でなぜ四日市は実施しないのかと、こういうご質問でございますが、先日もお答えをいたしましたように、私といたしましては直ちに実施する考え方は持っていないわけでございます。ただ、永久に、絶対にやらない、そういうこと、何と申しますか、固定的なかたい頭で物をお考えおられるわけでは決してございませんので、時期、情勢等を十分判断しながら、そういった実施の時期が参りましたら果敢に実施をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

それから二番目の、今回の〇・二〇アップすることによってどのくらい税収がふえるのかということでございます

が、仮に年収四十億といたしました場合、一三・三％と一三・五％の比率は一・五％でございますので、四十億といたしますと六千万の増収になるわけでございます。

ただ、今年度につきましては、八月一日以降終了する事業年度ということでございますので半分以上になるかと思えます。したがって、仮にいま例を挙げました四十億といたしました場合には約三千万くらいではないかというふうに推定をいたしておりますが、実際にはもっと下回るのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いま答弁いただいたわけですが、永久にやらないということではないということですので、時期、情勢、どんな情勢なのか、またどの時期なのかお聞きもしたいところでございますが、早急に検討していただいで実施をしていただきたいと思えます。

また、この法人三税の大企業と中小企業の負担割合も、先ほど申しましたように本当なら累進課税でなければならぬのいろいろな、たとえば受取配当金、益金の算入でありますとか株式時価発行差益非課税、配当経過措置、海外投資損失準備金でありますとか電子計算機買戻損失準備金など、こういう特権的な減免措置が行われているために大企業ほど中小企業よりも安くなる、こういう逆累進課税でございますので、ぜひとも中小企業を、この不況の中で営業を守るといふ立場から総務委員会におきましてはこの税率についても十分ご論議いただきますようお願いいたしますと思えます。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。  
本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（前川辰男君） 次に、今議会において受理しました請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（前川辰男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る六月二十二日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十七分散会

昭和五十六年六月二十二日

四日市市議会议定例会會議録（第五号）

四日市市議会议

○議事日程 第五号

昭和五十六年六月二十二日(月) 午後二時開議

- 第一 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………委員長報告：質疑、討論、採決
- 第二 議案第七一号 四日市市税条例の一部改正について……………"
- 第三 議案第七二号 四日市市農業共済条例の一部改正について……………"
- 第四 議案第七三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………"
- 第五 議案第七四号 委託協定の締結について……………"
- 第六 議案第七五号 教育委員会委員の任命について……………議案説明：質疑、討論、採決
- 第七 発議第七号 農業委員会委員の推薦について……………"
- 第八 委員会報告第九号 総務委員会請願書等審査結果報告……………採否 決定
- 第九 委員会報告第一〇号 教育民生委員会請願書等審査結果報告……………"
- 第一〇 委員会報告第一一号 産業公営企業委員会請願書審査結果報告……………"
- 第一一 委員会報告第一二号 建設委員会請願書審査結果報告……………"
- 第一二 発議第八号 非核三原則の堅持に関する意見書の提出について……………議案説明：質疑、討論、採決
- 第一三 発議第九号 食糧自給率向上政策と農業基本政策の確立に関する意見書の提出について……………"

○本日の会議に付した事件

○出席議員(四十二名)

前 堀 堀 古 平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後  
川 内 市 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤  
辰 弘 新 元 行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長  
兵  
男 士 衛 一 信 蔵 和 芳 蔵 已 夫 保 介 勲 夫 信 次 六

後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青  
多  
藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山  
寛 博 也 幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯  
次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○欠席議員（二名）

山 宇 渡 山 山 山 山 森 森 水 松  
 治 本 田 邊 中 路 口 口 野 島  
 良 一 忠 信 安 真 幹 良  
 勝 市 彦 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一

○出席議事説明者

市 助 助 市  
 長 役 役 役 長  
 加 藤 三 輪 坂 倉 平 井  
 寛 喜 哲 清  
 嗣 代 司 三

市長公室長 阿 南 輝 彦  
 総務部長 矢 田 三 郎  
 財政部長 伊 藤 治 郎  
 市民部長 毛 利 道 男  
 福祉部長 岩 山 義 弘  
 産業部長 宮 田 利 雄  
 環境部長 樋 口 照 一  
 都市計画部長 内 田 忠 泰  
 建設部長 山 口 一 見  
 下水道部長 石 井 三 夫  
 病院事務長 藪 田 裕  
 消防長 渡 邊 晴 三  
 教育長職務代理者 河 村 昭 郎  
 長谷川 照 男

水道事業管理者  
次 長 村 山 了  
奥 村 仁 人

代表監査委員 伊 藤 涼 一

○出席事務局職員

事務局 長	川 合 一 郎
議事課長補佐	板 崎 大 之 丞
主 事	鈴 木 晴 美
主 事	玉 田 耕 士
主 事	金 森 伸 夫

午後二時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしく願ひいたします。

○議長（前川辰男君） この際報告いたします。川口洋二君から過日の一般質問における発言の一部に適切でない個

所があったと思われるので、後刻議長において速記録を調査の上措置していただきたい旨の申し出がありましたので、ご了承願ひします。

日程第一 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし

日程第五 議案第七四号 委託協定の締結について

○議長（前川辰男君） 日程第一、議案第七十号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし日程第五、議案第七十四号委託協定の締結についての五件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長に願ひいたします。

中村信夫君。

〔総務委員長（中村信夫君）登壇〕

○総務委員長（中村信夫君） ただいま議題となっております各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十号四日市市職員給与条例の一部改正については、職員の扶養親族認定の限度額を国の措置に準じて引き上げようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第七十一号四日市市税条例の一部改正につきましては、不均一課税の採用等を含め今後における法人市民税の課税について市の考えを質しましたところ、理事者からは経済動向及び本市の産業構造、財政事情等を十分勘案し、弾力的に対応していきたいとの説明がなされ、これを了としたのであります。

次に、議案第七十三号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、法令の改正に伴い非常勤消防団員等の損害補償の充実を図ろうとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

高木 勲君。

〔産業公営企業委員長（高木 勲君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高木 勲君） ただいま議題となっております各議案のうち産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第七十二号四日市市農業共済条例の一部改正につきましては、農業災害補償法の一部改正に伴い果樹共済及び園芸施設共済について関係農家の経営の実情に合わせて制度の改善を図るため所要の改正をしようとするものであります。

当委員会におきましては、共済制度の運営一般について質疑がありましたほか園芸施設共済における共済金の支払いに際しての損害額の引上げについて一部委員から意見がありました。これについて理事者から、当共済が制度化された昭和五十四年度に全国的に病虫害等による施設園芸への相当の損害があり、これに伴う共済金の大幅な支出があったことから制度の見直しを行い、保険設計上収入である共済掛金の積立てと支出である共済金支払いのバランスを保つ措置であるとの説明があり、当委員会はこれを了としたのであります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました議案第七十二号四日市市農業共済条例の一部改正については、原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 次に、建設副委員長にお願いいたします。

山口 孝君。

〔建設副委員長（山口 孝君）登壇〕

○建設副委員長（山口 孝君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第七十四号委託協定の締結につきましては、日永終末処理場（第三系統）の建設工事を日本下水道事業団に委託するものであり、別段異議なく承認いたしました次第であります。

なお、常時浸水地域の排水対策について、その現況の問題点を指摘し、今後これら地域の浸水解消に当たっては全市的な見地に立って根本的な見直しを行い、早急に常時浸水地域解消のための対策を計画的かつ効率的に推進するとともにその財源確保についても特段の意を払うよう強く要望いたしました。

簡単ではございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第七十一号四日市市税条例の一部改正について反対をするものであります。この条例の改正点について、私どもの意見は議案質疑の段階ですでに申し述べたとおりであります。ところが、その趣旨が生かされていない以上反対をいたしたいと思えます。

○議長（前川辰男君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第七十一号四日市市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前川辰男君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り四議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第七十五号 教育委員会委員の任命について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第六、議案第七十五号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第七十五号は、現在欠員となっております教育委員会委員として館増男氏を任命いたしたいと存じ、ご提案いたすものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第七 発議第七号 農業委員会委員の推薦について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第七、発議第七号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、高井三夫君、高木勲君及び山中忠一君の一人身上に関する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定に基づき三人の諸君の退席を求めます。

〔高井三夫君、高木 勲君、山中忠一君退席〕

○議長（前川辰男君） 本件は、議会推薦の農業委員会委員の任期が来る七月十九日をもって満了いたしますので、農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定に基づき、委員五人を推薦しようとするものであります。

おわかりいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〔高井三夫君、高木 勲君、山中忠一君着席〕

日程第八 委員会報告第九号 総務委員会請願書等審査結果報告、ないし

日程第一一 委員会報告第一二号 建設委員会請願書審査結果報告

○議長（前川辰男君） 次に、日程第八、委員会報告第九号総務委員会請願書等審査結果報告、ないし日程第十一、委員会報告第十二号建設委員会請願書審査結果報告の四件を一括議題といたします。

本件は総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。ご質疑がありましたらご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 総務委員長にお尋ねをいたします。

請願第九号非核三原則を堅持する旨の議会決議と日本政府に対して非核三原則法の法制化を求めることについて、これは不採決でございますが、第十号の非核三原則堅持については採択でございますが、この兩者を比較いたしますと、法制化に対してどういう立場をとるのかということだけでございます。この不採択になった中の法制化に反対する理由についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 総務委員長 中村信夫君。

〔総務委員長（中村信夫君）登壇〕

○総務委員長（中村信夫君） ご質問にお答えいたします。

陳情九号と十号につきましては、総務委員会の中で長時間にかけて論議をいたしました。だが、非核三原則という

ものは国権の最高機関であります国会ですでに決議されております。これを、改めて法制化は必要を認めないとの意見が多くございましたので不採択いたしました。しかし、今の諸情勢から見て意見書を提出して私たちの声を反映した方がよいという意見が委員からたくさん出ましたので、九号、十号を十分趣旨をくみ取りまして、十号については採択を決定いたしました。以上のとおりでございます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いまご答弁いただいて、法制化は必要なしというようなお答えでございますが、まずこの非核三原則「持たず、持ち込ませず、作らず」これはすでに国会決議でもなされておるわけでございます。ところが、ライシャワー元駐日大使でありますとか、ジョンソン元米國務次官、またエルズバーグ博士などによって明らかにされたように、千九百六十年の日米安保条約が結ばれたときからすでに持ち込まれていた、いわゆるこの国会で決議をしてもなかなか実効を得なかったところでございます。この非核三原則の国会決議というのは、このように国是としても法律のような拘束力を持つものではなかったわけでございます。そういう点でこの請願が出されております法制化することについては、これを法律化することによって少なくとも三つの大きな前進をさせることができるわけでございます。一つは、明らかに核を積んだアメリカの空母ミッドウエーの横須賀入港のような事態を国民が法律に基づいて告発し、政府に必要な処置をとらせるよう義務づけることができますし、また二つ目には、政府が変わったとしても不動の原則として守らせることができるわけです。三つ目には、世界でただ一つの被爆国日本が率先して法律によって非核の決意を明らかにすることは、核兵器全面禁止の国際協定の締結を促進する重要な力となるわけでございます。このように法制化を行うことは憲法の恒久平和の原則を実のものにしていく、そして非核三原則を名実ともに国是とす

ることに役立つものでありますし、憲法の精神に基づいて法制化したからといってこの非核三原則これが矮小化されることにはなりませんし、一層この非核三原則の精神が守られるようになるわけでございます。そういう点でこの請願第九号の不採択については反対をしますのでございます。また、この第十号については、これらの法制化の点が十分でありますけれども、賛成を表明しておきたいと思えます。また、陳情第十三号、第十四号四日市市発注工事からむ宇治田良市市議会議員らの贈収賄事件の真相解明と四日市市工事請負制度の改正などについて、この陳情不採択についてはまさに今日の現実を見るならば真相究明がまだ十分に行われていないし、制度の改正が行われていない、こういう点で不採択について反対をしますのでございます。

また、請願第六号日本農業再建、食糧自給率向上のための食糧制度拡充については、自民党政府が行っている強制減反がいままさに農業破壊の最大の内容になっていっているわけでございますし、この点が不十分ではございますが、賛成をするものでございます。

なお、後ほど立つわけにいきませんので、それぞれの意見書については賛成の態度を表明しておきたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長（前川辰男君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（前川辰男君） なお、教育民生委員長及び建設委員長から、目下委員会で審査中の事件について、お手元に

配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第一二 発議第八号 非核三原則の堅持に関する意見書の提出について、ないし

日程第一三 発議第九号 食糧自給率向上政策と農業基本政策の確立に関する意見書の提出について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第十二、発議第八号非核三原則の堅持に関する意見書の提出について及び日程第十三、発議第九号食糧自給率向上政策と農業基本政策の確立に関する意見書の提出についての二件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、中村信夫君からお願いします。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 ただいま議題となっております発議第八号非核三原則の堅持に関する意見書の提出について、発議者を代表してご説明申し上げます。

新聞等によりすでにご存じのように、非核三原則を遵守しているわが国への核持込みの疑惑を国民に抱かせる事件が数多く報道されていることはまことに遺憾であります。核の恐怖を身をもって体験しているわが国において、非核

三原則の堅持は国民大多数の念願であります。したがいまして、お手元に配付いたしました意見書を国に提出し、非核三原則の堅持を強く要望するものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 次に、高木勲君にお願いいたします。

〔高木勲君登壇〕

○高木勲君 ただいま議題となっております発議第九号食糧自給率向上政策と農業基本政策の確立に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表してご説明申し上げます。

統発する国際紛争や最近の世界的異常気象などによる国際的な食糧需給関係の緊張が続く中において、わが国の食糧事情は自給率がきわめて低く、輸入に依存するところが大きいことは国民に対し強く危惧の念を抱かせております。よって、政府に対し食糧の自給率向上及び安定的供給の確保を強く求めるため、お手元に配付しました意見書を提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。  
ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（前川辰男君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十六年六月四日市市議会定例会を閉会いたします。  
連日にわたりご苦労さまでございました。

午後二時三十分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 前川辰男

署名議員 川村幸善

署名議員 後藤寛次

THE FEDERAL BUREAU OF INVESTIGATION

MEMORANDUM

TO : DIRECTOR

FROM : SAC, [illegible]

SUBJECT: [illegible]

昭和五十六年六月定例会会期日程

六月 十二日(金)

午前十時開会

議案上程：議案説明

十三日(土)

十四日(日)

十五日(月)

十六日(火)

休 会

午前十時開議

一般質問

十七日(水)

午前十時開議

一般質問

十八日(木)

午後一時開議

一般質問

議案質疑：委員会付託

各常任委員会

十九日(金)

二十日(土)

二十一日(日)

午後二時開議

休 会

委員長報告：質疑、討論、採決

追加議案上程：議案説明：質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項書

(昭和五十六年六月六日)

◎六月定例市議会について

一、発言通告等の期限

- (一) 一般質問 六月十二日(金) 午後二時
- (二) 請願・陳情 六月十六日(火) 午後四時
- (三) 討論その他 六月二十日(土) 正午

二、発言順序

- (一) 一般質問
  - ① 公明党
  - ② 無所属クラブ
  - ③ 市民クラブ
  - ④ 清風会
  - ⑤ 社会クラブ
  - ⑥ 民政クラブ
  - ⑦ 自由クラブ
  - ⑧ 日本共産党
  - ⑨ 無所属

三、発言時間

- (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まず)
- (二) 関連質問 五分以内(答弁含まず)
- (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

(第1日 6月16日)

一般質問通告一覧表

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	一、福祉行政について 1. 国際障害者年にあたって 2. 精神薄弱者(児)の方々に光を 二、都市再開発について 1. ミニ再開発と産業の振興について 2. 地場産業育成に最優先を 三、住環境について 1. 産業廃棄物処分場について 2. 平山物産対策について 3. 新化製工場設置について	公明党 田中基介	30
2	一、都市環境整備と防災都市宣言について 二、まちづくり、コミュニティづくりについて 三、農水産と消費対策について	公明党 大島武雄	47
3	一、政府の行財政改革について 二、地域ぐるみの青少年育成について	無所属クラブ 野呂平和	64

(第3日 6月18日)

13	12	11	10	9
<p>四、若干の地域・地区の問題について</p> <p>三、学校等の施設建設に関する問題について</p> <p>利を保障するために情報公開条例の制定等について</p> <p>二、市民に開かれたガラス張りの市政を確立し、市民の知る権利を保障する問題について</p> <p>一、市の発注工事に関するいくつかの問題について</p>	<p>三、教育・青少年問題について</p> <p>二、福祉問題について</p> <p>一、公災害・環境問題について</p>	<p>二、テクノポリス構想に関連して</p> <p>特に近鉄塩浜駅西口の開設</p> <p>一、公災害・環境問題について</p>	<p>三、住居表示について</p> <p>二、市連絡員の報償金について</p> <p>一、青少年育成会組織について</p>	<p>一、行政改革への対応について</p> <p>資質の向上、補助金、職員研修と信賞必罰</p> <p>(民間委託、失対事業等について)</p>
日本共産党 小井道夫	日本共産党 佐野光信	自由クラブ 小川四郎	自由クラブ 山口孝	民政クラブ 中村信夫
198	174	158	152	141

(第2日 6月17日)

8	7	6	5	4
<p>三、海浜公園(人工海岸)について</p> <p>集会所建設用地と資金補助</p> <p>二、地域コミュニティづくりについて</p> <p>2. 地場産業の育成強化(茶業問題)</p> <p>1. 後継者育成</p>	<p>二、集中個人浄化槽について</p> <p>一、同和教育について</p>	<p>三、四日市スポーツランドについて</p> <p>二、父子家庭について</p> <p>一、地域社会づくりについて</p>	<p>四、行政推進のための基礎知識について</p> <p>三、現業・技術職員のモラルについて</p> <p>二、施設管理運営について</p> <p>一、政策決定における過程を問う</p>	<p>一、行政改革について</p>
社会クラブ 森真寿朗	社会クラブ 川村幸善	清風会 粉川茂	清風会 川口洋二	市民クラブ 渡辺一彦
133	120	101	84	76

付託議案一覧表

○総務委員会

- 議案第七〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 議案第七一号 四日市市税条例の一部改正について
- 議案第七三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

- 議案第七二号 四日市市農業共済条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第七四号 委託協定の締結について

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第五号	五六、六、一二	西富田地内における排水溝の改善について	四日市市西富田町 三三二一 西富田町第一自治会長 内田 元	松島 良一 大島 武雄 田中 基介	建設
第六号	五六、六、一二	日本農業再建、食糧自給率向上のための食糧自給拡充について	四日市市智積町六七七 小林 保 ほか四七九名	森 真寿朗	産業公営企業
第七号	五六、六、一五	八郷小学校の特別教室増設について	四日市市千代田町八八六 八郷地区連合自治会長 長谷川 昭雄 ほか一名	野呂 平和	教育民生
第八号	五六、六、一六	食糧・農業基本政策の確立並びに昭和五十六年産米の政府買入価格について	四日市市浜田町 四番二〇号 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗雄 ほか三〇名	山中 忠一 堀 新兵衛	産業公営企業
第九号	五六、六、一六	非核三原則を堅持する旨の議会決議と日本政府に対し非核三原則法の法制化をもとめることについて	四日市市笹川一丁目 五一―一五 安保破棄諸要求貫徹 四日市実行委員会 位田 幹生	小井 道夫 佐野 光信	総務

第一〇号	五六、六、一六	非核三原則堅持について	四日市市昌栄町 二一〇 三四地区労働組合協議会 議長 藤田利男	喜多野 等 伊藤 信一 坂口 正次 松島 良一 大島 武雄 水野 幹郎	総務
------	---------	-------------	--	--	----

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	付託委員会
第一七号	五六、六、一二	三重平中学校増築等について	四日市市三重三丁目一〇 三重団地自治会協議会 会長 馬屋原 寛	教育民生
第一八号	五六、六、一二	桜中学校の体育館建設について	四日市市曾井町四八七の一 三滝中学校建設委員会 委員長 坂倉 萬吉	教育民生
第一九号	五六、六、一五	地区の福祉力向上について	四日市市中村町一四〇二番地 八郷地区民生・児童委員会 代表 加藤 一衛	教育民生

委員会報告第九号

総務委員会請願書等審査結果報告

総務委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十六年六月二十二日

総務委員会

委員長 中村 信夫

四日市市議会

議長 前川 辰男 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第九号	五六、六、一六	非核三原則を堅持する旨の議会決議と日本政府に対して非核三原則法の法制化をもとめることについて	四日市市笹川一丁目 五一―一五 安保破壊諸要求貫徹四日市実行委員会 位田 幹生	小井 道夫 佐野 光信	願意に沿い難い。	不採択

第一〇号	五六、六、一六	非核三原則堅持について	四日市市昌栄町 二一〇 三四地区労働組合 協議会 議長 藤田利男	喜多野 一等 伊藤 信一 坂口 正次 松島 良一 大島 武雄 水野 幹郎	その主旨を了と する。	採 択
------	---------	-------------	--	---	----------------	--------

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一三号	五六、三、九	四日市市発注工事から む宇治田良市市議会議員 らの贈収賄事件の真相解 明と四日市市工事請負制 度の改正等について	四日市市安島一丁目六一八 三重県教職員組合 北勢地区高等学校支部 支部長 山田 善道 ほか 三名	願意に沿い難い。	不採 択
第一四号	五六、三、九	四日市市発注工事から む宇治田良市市議会議員 らの贈収賄事件真相解 明と四日市市工事請負制 度の改正等について	四日市市北浜町一二 全日本運輸一般労働 組合三重地方本部 委員長 秦 昌利 ほか 一名	願意に沿い難い。	不採 択

委員会報告第一〇号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十六年六月二十二日

教育民生委員会

委員長 山路 剛

四日市市議会

議長 前川 辰男 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第七号	五六、六、一五	八郷小学校の特別 教室増設について	四日市市千代田町 八八六 八郷地区連合自治 会長 長谷川 昭雄 ほか 一名	野 呂 平 和	その主旨を了と し、善処される よう理事者に要 望する。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一七号	五六、六、一二	三重平中学校増築等について	四日市市三重三丁目一〇 三重団地自治会協議会 会長 馬屋原 寛 ほか 三名	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採 扱

委員会報告第一一号

産業公営企業委員会請願書審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十六年六月二十二日

産業公営企業委員会

委員長 高木 勲

四日市市議会

議長 前川 辰男 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第六号	五六、六、一二	日本農業再建、食糧自給率向上のための食糧制度拡充について	四日市市智積町 六七七 小林 保 ほか四七九名	森 真寿朗	その主旨を了	採 扱
第八号	五六、六、一六	食糧・農業基本政策の確立並びに昭和五十六年産米の政府買入価格について	四日市市浜田町 四番二〇号 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗雄 ほか 三〇名	山中 忠一 堀 新兵衛	その主旨を了	採 扱

委員会報告第一二号

建設委員会請願書審査結果報告

建設委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
 昭和五十六年六月二十二日

建設委員会

委員長 平野行信

四日市市議会

議長 前川辰男 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第五号	五六、六、一二	西富田地内における排水溝の改善について	四日市市西富田町 三三二一 西富田町第一 自治会長 内田元	松島良一 大島武雄 田中基介	その主旨を了とする。	採択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九

条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第一八号 桜中学校の体育館建設について

陳情第一九号 地区の福祉力向上について

二、理由

調査研究のため

昭和五十六年六月二十二日

教育民生委員会

委員長 山路剛

四日市市議会

議長 前川辰男 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九  
 条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第二号 四日市工業高等学校跡地利用について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十六年六月二十二日

建設委員会

委員長

平野行信

四日市市議会

議長 前川辰男 殿